

令和 5 年度 認証評価

星美学園短期大学 自己点検・評価報告書

令和 5 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書	3
1. 自己点検・評価の基礎資料	4
2. 自己点検・評価の組織と活動	18
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	22
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	22
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	29
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	35
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	40
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	40
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	50
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	72
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	72
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	81
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	88
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	90
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	98
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	98
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	100
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	103
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11~20] 基礎データ	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、星美学園短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 5 年 6 月 22 日

理事長

鈴木 裕子

学長

阿部 健一

ALO

田中 直美

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

星美学園短期大学は、学校法人星美学園により昭和 35(1960)年 4 月 1 日に設立された。設立母体は、通称サレジアン・シスターズと呼ばれる、カトリック扶助者聖母会である。イタリアのローマに本部があり、1872 年にヨハネ・ボスコを創立者、初代総長マリア・ドメニカ・マザレロを共創立者として創立され、世界 90 余カ国に支部を有する国際的な女子修道会である。海外における学校、社会福祉等の事業は、およそ 1,400 カ所余に及ぶ。日本では本学園の他、都内の目黒、静岡、大阪、九州等各地に姉妹校を有し、教育事業や社会福祉事業を通して社会の幸福に寄与している。

<学校法人の沿革>

文化 12(1815)年	イタリア ベッキ村に聖ヨハネ・ボスコ生誕
明治 5(1872)年	サレジアン・シスターズ (扶助者聖母会) 創立
昭和 4(1929)年	イタリアからシスター レティツィア・ベリアッティ他 5 名の 宣教女来日
昭和 15(1940)年	東京三河島「星美学園」創設
昭和 22(1947)年	東京都知事により星美学園小学校設置認可
昭和 22(1947)年	星美学園中学校設置認可
昭和 23(1948)年	星美学園高等学校設置認可
昭和 26(1951)年	学校法人星美学園設立 シスター レティツィア・ベリアッティ初代理事長に就任
昭和 28(1953)年	星美学園幼稚園設置認可
昭和 29(1954)年	東京都知事により学校法人星美学園、星美学園第二小学校設置認可
昭和 31(1956)年	東京都知事により「学校法人目黒星美学園」として寄付行為認可 シスター テレザ・メルロ理事長就任「目黒星美学園小学校」に改称
昭和 34(1959)年	東京都知事により目黒星美学園中学校設置認可
昭和 35(1960)年	星美学園短期大学家政科設置認可 初代短期大学学長シスター レティツィア・ベリアッティ就任
昭和 37(1962)年	東京都知事により目黒星美学園高等学校設置認可
昭和 38(1963)年	短期大学保育科新設
昭和 42(1967)年	短期大学国文科新設
昭和 43(1968)年	東京都知事により学校法人目黒星美学園法人事務所を世田谷区大蔵 2 丁目に移転認可
昭和 44(1969)年	短期大学各科の名称を改称 (家政学科、幼児教育学科、国文

星美学園短期大学

	学科)
昭和 60(1985)年	星美学園地下トンネル(東北・上越新幹線)開通
平成 5(1993)年	短期大学家政科を生活文化学科と改称
平成 11(1999)年	短期大学国文学科・生活文化学科を改組し、人間文化学科とする設置認可
平成 12(2000)年	創立 50 周年記念行事・学園内LAN完成
平成 15(2003)年	短期大学専攻科幼児教育専攻設置
平成 16(2004)年	短期大学日伊総合研究所設立
平成 17(2005)年	短期大学幼児教育学科を幼児保育学科に改称 専攻科を専攻科幼児保育専攻に改称
平成 19(2007)年	目黒星美学園中高6年一貫教育体制導入
平成 21(2009)年	短期大学人間文化学科専攻科イタリア語イタリア文化専攻設置
平成 23(2011)年	目黒星美学園中高校舎建替工事完成 法人創立 50 周年記念事業 (新校舎完成式)
平成 24(2012)年	星美学園防災非常用倉庫設置
平成 27(2015)年	短期大学人間文化学科・専攻科イタリア語イタリア文化専攻廃止
平成 28(2016)年	学校法人目黒星美学園 解散 学校法人星美学園と学校法人目黒星美学園合併
令和元(2019)年	短期大学男女共学開始
令和 4(2022)年	星美学園中学校高等学校をサレジアン国際学園中学校高等学校に校名変更及び共学化
令和 5(2023)年	目黒星美学園中学高等学校をサレジアン国際学園世田谷中学高等学校に校名変更及び共学化 目黒星美学園小学校をサレジアン国際学園目黒星美小学校に校名変更

<短期大学の沿革>

昭和 35(1960)年	星美学園短期大学家政科(入学定員 40 名)設立 初代学長 シスター レティツィア・ベリアッティ 初代副学長 藤井武夫教授
昭和 37(1962)年	星美学園短期大学 新校舎落成
昭和 38(1963)年	星美学園短期大学保育科(入学定員 50 名)を設立 家政科入学定員変更(40→100 名) 第二代学長 シスター平手シヅ就任
昭和 42(1967)年	星美学園短期大学国文科(入学定員 50 名)を設立 家政科入学定員変更(100→50 名)
昭和 44(1969)年	各科の名称を家政学科、幼児教育学科、国文学科と改称

星美学園短期大学

昭和 55(1980)年	第二代副学長 シスター平手シゲ就任
昭和 61(1986)年	星美総合計画により、校舎移転新築 星美学園短期大学創設 25 周年を記念して、図書館・大講義室を新築
平成元(1989)年	第三代学長 シスター牧田トミ就任
平成 4(1992)年	国文学科入学定員変更(50→80名) 家政学科入学定員変更(50→70名)
平成 5(1993)年	家政学科を生活文化学科と改称 学長代行 島崎通夫就任
平成 6(1994)年	第四代学長 島崎通夫就任
平成 9(1997)年	第五代学長 久山宗彦就任
平成 12(2000)年	国文学科と生活文化学科を統合して人間文化学科(入学定員150名)を設置 第三代副学長 シスター古川千恵子就任
平成 13(2001)年	第六代学長 シスター武石聰子就任
平成 15(2003)年	専攻科幼児教育専攻設置(入学定員 35 名) 人間文化学科入学定員変更(150→100名)
平成 16(2004)年	第四代副学長 シスター小島順子就任
平成 17(2005)年	幼児教育学科を幼児保育学科と改称し、入学定員変更(50→70名) 専攻科幼児教育専攻を幼児保育専攻と改称し、入学定員変更(35→50名) 人間文化学科入学定員変更(100→80名)
平成 19(2007)年	第七代学長 阿部健一就任
平成 21(2009)年	専攻科イタリア語イタリア文化専攻を設置(入学定員 10 名)
平成 22(2010)年	星美学園短期大学創設 50 周年を記念して、校舎内を改修 人間文化学科入学定員変更(80→50名)
平成 26(2014)年	人間文化学科募集停止 専攻科幼児保育専攻入学定員変更(50→70名)
平成 27(2015)年	人間文化学科および専攻科イタリア語イタリア文化専攻廃止 幼児保育学科入学定員変更(70→100名) 専攻科幼児保育専攻入学定員変更(70→100名)
平成 28(2016)年	学校法人星美学園と学校法人目黒星美学園は合併し、学校法人星美学園となる
令和元(2019)年	男女共学化
令和 2(2020)年	第四代副学長 シスター小島順子退任
令和 5(2023)年	第五代副学長 町田治就任

星美学園短期大学

(2) 学校法人の概要

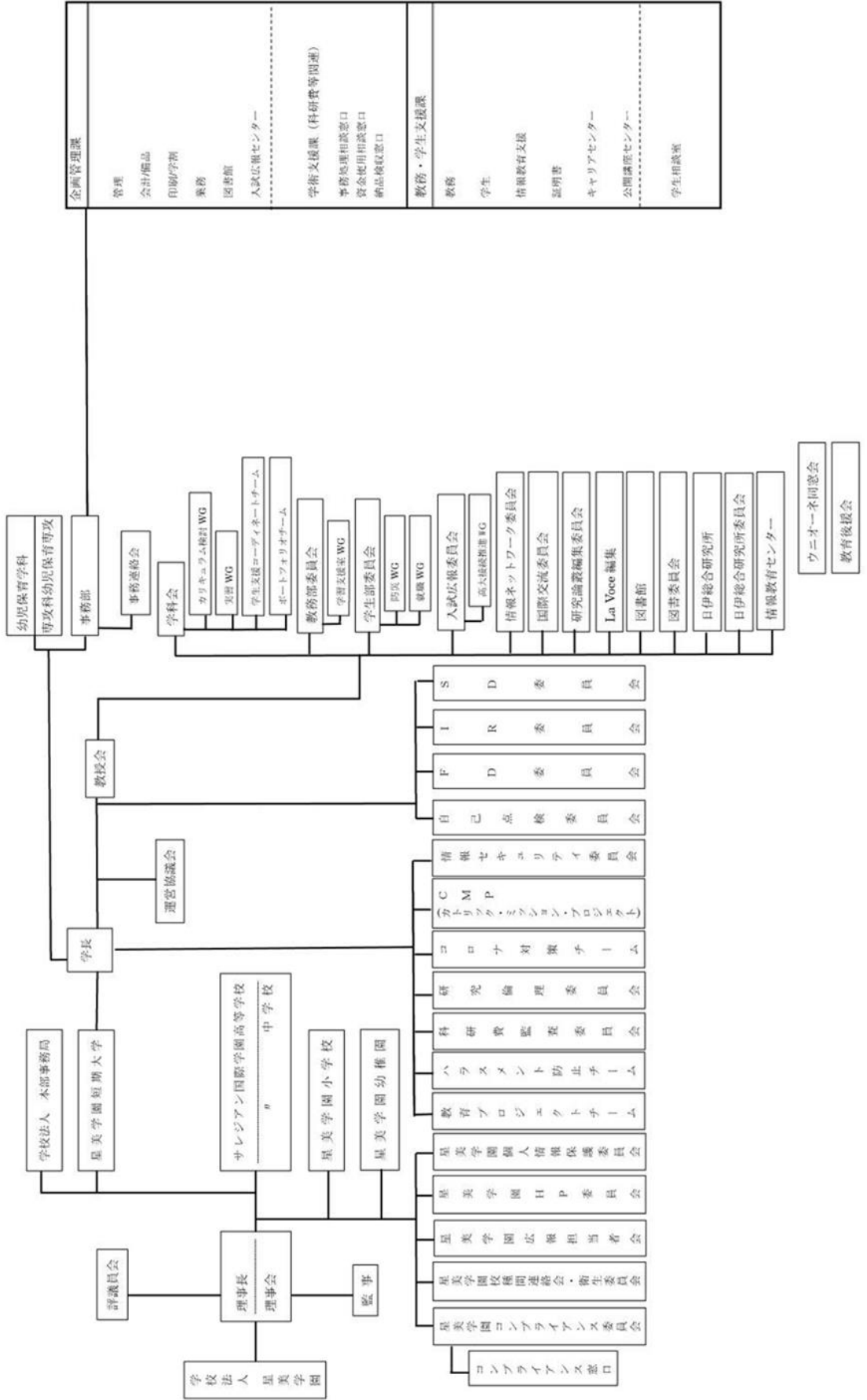
- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和5(2023)年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
星美学園短期大学 幼児保育学科	東京都北区赤羽台 4-2-14	100	200	84
星美学園短期大学 専攻科幼児保育専攻	東京都北区赤羽台 4-2-14	100	100	69
サレジアン国際学園 高等学校	東京都北区赤羽台 4-2-14	150	450	213
サレジアン国際学園 世田谷高等学校	東京都世田谷区大蔵 2-8-1	90	270	176
サレジアン国際学園 中学校	東京都北区赤羽台 4-2-14	150	450	327
サレジアン国際学園 世田谷中学校	東京都世田谷区大蔵 2-8-1	90	270	285
星美学園小学校	東京都北区赤羽台 4-2-14	120	720	585
サレジアン国際学園 目黒星美小学校	東京都目黒区碑文谷 2-17-6	120	720	624
星美学園幼稚園	東京都北区赤羽台 4-2-14	72	240	192

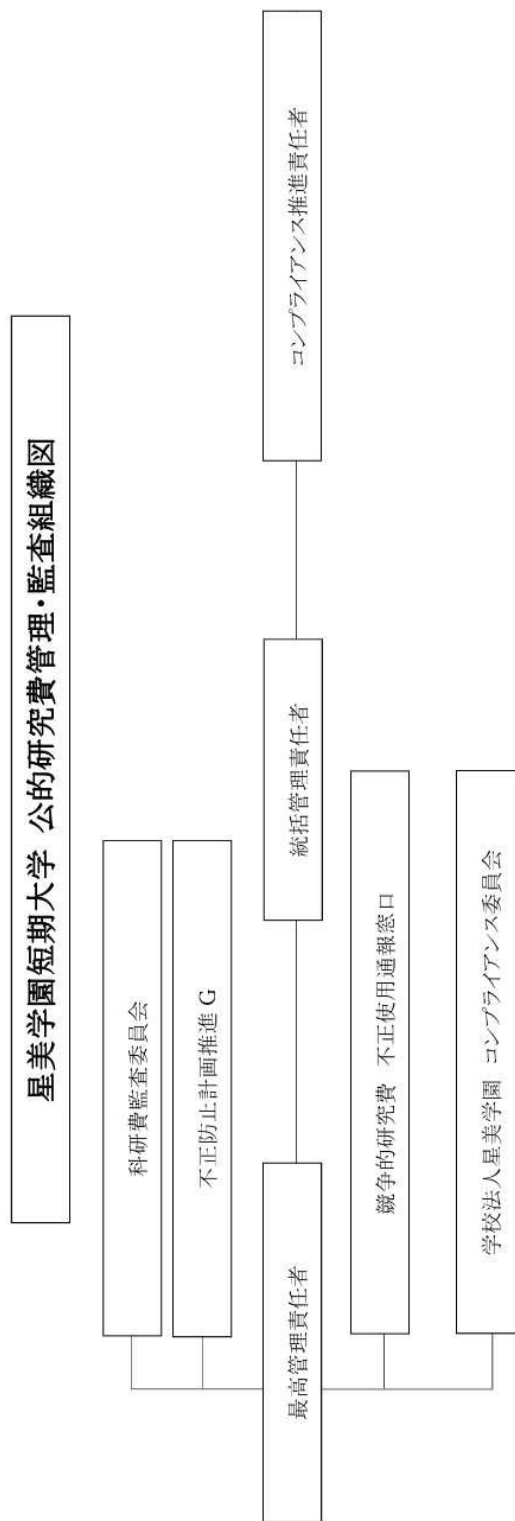
(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和5(2023)年5月1日現在

2023 年度 星美学園短期大学 学務運営組織図 2023 年 4 月
教育組織・事務組織



2023年4月



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

- 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）
- 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

東京都北区は、東京都区部の北東に位置し、武蔵野台地の縁辺部から東京低地へと連続した地勢を有した、東西約3km、南北約9km、人口35万2千人余りの比較的小規模な区である。産業としては「ものづくり」の技術を持つ中小企業が中心である。団地も多く、繁華な商店街がある。

赤羽台は、駅前商店街から少し離れた北の閑静な高台（赤羽台）に位置し、荒川を隔てて埼玉県川口市を望む。教育環境としては恵まれている。

交通機関としては、赤羽というターミナル駅（JR宇都宮線、高崎線、京浜東北線、埼京線（りんかい線直通）、湘南新宿ライン、上野東京ライン、地下鉄南北線・埼玉高速鉄道など）に近く、都心および近隣の県（埼玉、千葉、神奈川、茨城など）からも通学が可能となっている。入学者総数の中では、隣接した埼玉県からの入学者が高い比率を保っている。

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

地域	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度
	人数 (人)	人数 (人)	人数 (人)	人数 (人)	人数 (人)
東京都	105,353	105,727	105,200	102,954	103,996
埼玉県	65,547	65,474	65,634	64,508	63,492
千葉県	55,334	55,425	55,220	54,943	53,890
神奈川県	79,617	79,969	79,540	77,792	77,830
茨城県	28,655	28,290	28,067	27,042	26,986

[注]

- 短期大学の实態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和4(2022)年度を起点に過去5年間について記載してください。

星美学園短期大学

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	平成 30 (2018) 年度		令和元 (2019) 年度		令和 2 (2020) 年度		令和 3 (2021) 年度		令和 4 (2022) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
東京都	25	32.0	20	30.0	31	37.0	29	34.0	8	23.0
埼玉県	51	65.0	37	55.0	36	44.0	48	56.0	21	62.0
千葉県	0	0.0	2	3.0	5	6.0	1	1.0	1	3.0
神奈川県	0	0.0	0	0.0	1	1.0	0	0.0	1	3.0
茨城県	2	3.0	2	3.0	6	7.0	1	1.0	0	0.0
その他	0	0.0	6	9.0	4	5.0	7	8.0	3	9.0
合計	78	100.0	67	100.0	83	100.0	86	100.0	34	100.0

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和 4 (2022) 年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

< 求人状況 >

赤羽駅は JR 高崎線、宇都宮線、京浜東北線、埼京線、湘南新宿ライン、上野東京ラインの乗り継ぎターミナル駅であり、地下鉄南北線の赤羽岩淵駅にも近く、埼玉県以北からの交通の便が非常によい。そうした理由からか、北区には都立高校が 4 校、私立高校が 11 校あるが、本学入学者については、埼玉県からの希望者が多いのが現状である。本学卒業生の就職先については東京都、埼玉県が多くを占めている。本学に届いた令和 2 (2020) 年度～令和 4 (2022) 年度の求人申込票数は以下の通りである。

星美学園短期大学

■過去3年間の求人数

種 別	地 域	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
幼稚園	東京	89	93	94
	埼玉	123	118	92
	千葉・神奈川	30	42	33
	その他の県	9	10	7
小 計		251	263	226
保育所	東京	182	200	162
	埼玉	108	116	106
	千葉・神奈川	95	92	80
	その他の県	61	51	48
小 計		446	459	396
認定こども園	東京	26	21	22
	埼玉	37	44	45
	千葉・神奈川	15	27	26
	その他の県	43	34	37
小 計		121	126	130
学童		31	39	30
児童養護・乳児院		21	35	31
発達支援・療育		39	39	41
企業		100	83	85
合 計		1,009	1,044	939

■ 地域社会の産業の状況

東京都北区は明治期から日本の近代工業発祥の地として、時代の変化に対応しながら 20 世紀の我が国産業革命を牽引してきた。戦後も都心（大市場）と近郊であることから、衣服、紙加工品、印刷、化学、金属、一般機械、精密機械、その他工業などが、都市型工業の典型として北区に根を張っている。

『北区の産業 2022』東京都北区地域振興部産業振興課 編集・発行（令和 4 年 3 月）によると、北区の事業所数は 12,536 事業所、従業者数は 124,765 人となっている。前回調査（平成 26 年経済センサス-基礎調査）では、事業所数は 13,701 事業所、従業者は 142,168 人であったため、共に減少傾向にある。

業種構成を事業所数で見ると卸売・小売業・飲食業が 4,857 事業所で全体の 39%、サービス業が 3,685 事業所で 29%、不動産業が 1,370 事業所で 11%の順となっている。従業者数で見ると、卸売・小売業・飲食業が 40,376 人で 32%、サービス業が 39,450 人で 32%、運輸・通信業が 15,209 人で 12%、製造業が 13,071 人で 10%の順となっている。

事業所数では、建設業、製造業、運輸・通信業、卸売・小売・飲食業が引き続き減少し、増加傾向にあったサービス業、不動産業も減少に転じている。従業者数では、不動産業が小幅に増加している。

製造業の業種別事業所数は、都市型工業といわれる印刷・同関連業が多く、63 事業所で全体の約 29%を占めている。続いて金属製品が多く、23 事業所で約 11%を占めている。

また、業種別製造品出荷額等についても、印刷・同関連業が 679 億 6,270 万円、約 49%と最も多く、続いて業務用機械が 230 億 5,050 万円で約 17%となっている。

小売業の業種別事務所数は、飲食料品業が 626 事務所、37.0%で最も多くなっており、従業員者数も、飲食料品業が 6,418 人、50.3%と半数を占めている。年間商品販売額についても、飲食料品業が最も多く、99 億 5,360 万円となっており、44.7%を占めている。

【参考資料】

『北区の産業 2022』東京都北区地域振興部産業振興課 編集・発行（令和 4 年 3 月）
<https://www.city.kita.tokyo.jp/sangyoshinko/sangyo/chiiki/documents/kitakunosangyo2022.pdf>

北区産業情報 <https://www.city.kita.tokyo.jp/sangyoshinko/sangyo/index.html>

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
<p>基準 I 建学の精神と教育の効果 [テーマ B 教育の効果]</p> <p>学習成果は、学位授与の方針に示しており、学習成果として明記されたものがないので、学習成果を明確に定めるとともに、学内外に表明するなど、改善が望まれる。</p>
(b) 対策 (I-B-2) の現状より
<p>本学の「卒業認定・学位授与の方針」(DP)において定めた資質・能力の習得、および幼稚園教諭免許状・特別支援学校教諭免許状・保育士の資格の取得、各授業科目の単位の取得等をもって、「学習成果」として捉えており、DPとは別に「学習成果」を明確に定め、学内外に表明するには至っていなかったため、令和元(2019)年度より、本学の学習成果の確認と明示について検討を始め、現行のDPおよびCPの見直しを進め、令和3(2021)年度に、DPに対応する学習成果を策定した。令和4(2022)年度には新案を提案して、学則の改正を行い、令和5(2023)年度より、新たなDP、CPおよび学習成果を設定し公表する。</p>
(c) 成果
<p>学習成果をWebサイトで学内外に表明することによって、明確に伝わるようになった。令和5(2023)年度からは、学生要覧にも明示するようになった。</p>

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
<p>基準 I 建学の精神と教育の効果 [テーマ C 自己点検・評価]</p> <p>自己点検・評価報告書は、前回の認証評価時以降、公表されていないので、その定期的な公表が望まれる。また、自己評価規程における「報告書の公表」(第11条)で、「公表することができる」という限定的な表記に留まっているので、表記の見直しを検討されたい。</p>
(b) 対策 (I-C-1) の現状より
<p>上記の指摘を受けて、毎年各部署において自己点検・評価を行い、1年おきに発行可能となるような形態と、内容を再検討し、報告書をまとめ、改善を進めており、その報告書を2年ごとにWebサイトにて公開し、改善の努力をした。</p>
(c) 成果
<p>平成30(2018)年度に、平成28(2016)・29(2017)年度の点検・評価として、また2年後の令和2(2020)年度に、平成30(2018)・令和元(2019)年度点検・評価として、そして令和4(2022)年度に、令和2(2020)・令和3(2021)年度の点検・評価としてそれぞれ『星美学園短期大学自己点検・評価報告書』を発行し、途切れることなく</p>

自己評価・点検を継続することができた。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）

基準Ⅲ教育資源と財的資源

[テーマD 財的資源]

余裕資金はあるものの、学校法人全体で平成 25（2013）年度及び 26（2014）年度、短期大学部門では、過去 3 年間に事業活動収支が支出超過の状態である。今後財務の健全性を図る観点から適切な財務計画の策定が望まれる。

(b) 対策

収支の改善は、入学者の増加を増やすことであり、そのために、①教職員全員による高校訪問の強化②オープンキャンパスへの参加者増を徹底的に実施した。

(c) 成果

対策を強化したことにより、令和 2（2020）年度および令和 3（2021）年度の入学定員充足率は 80%を超えた。

しかし、令和 4（2022）年度については、新型コロナウイルス感染症の影響で高校訪問およびオープンキャンパスが実施できなくなり入学定員充足率 34%と残念な結果となった。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）

基準Ⅳリーダーシップとガバナンス

[テーマC ガバナンス]

学校法人及び短期大学の中・長期事業計画が策定されているが、内容は施設設備等の更新年度の設定に限定されており、適切な財務計画と一体となった中・長期計画の策定が望まれる。裏付けとなる財務計画を示す資料の必要性及び学校法人としてのガバナンスの確立の必要性は認識されていることから、その構築が望まれる。

(b) 対策

令和元（2019）年度に中期計画の策定を行い、短大部門では、①全体計画②教学計画③学生支援④地域連携の 4 区分で実施計画を作成し、各年度の事業計画で具体的な施策、特に入学者増のための企画を実施した。

(c) 成果

令和元（2019）年度作成の中期計画では、学校法人の設置している中学校高等学校 2 校の教育改革と共学化を推進し、これに必要な事業および投資を計画的に実施できるよう作成した。令和 2（2020）年度から開始した中学校高等学校の学校改革が計画通りに行えることができれば、学校法人全体で黒字化が図られる予定であり、短期大学の入学者獲得等への計画に可能な限り支援が実施できることになる。

また、財務計画は、新中期計画（2023～2027）で作成した。（令和 4（2022）年度末に完成予定）

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
<p>基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果</p> <p>[テーマB 教育の効果]</p> <p>評価の過程で、学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について短期大学設置基準の規定どおり学則等に定められていないという問題が認められた。当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、当該短期大学の継続的な教育の質保証を図るとともに、法令順守の下、より一層自己点検・評価活動の向上・充実に努められたい。</p>
(b) 改善後の状況等
<p>平成 29（2017）年度から施行の学則第 3 条（現行の学則「第 5 条」）に、（学科の目的）という条項を追加し、「幼児保育学科は、保育に関する豊かな専門知識と技術を習得し、社会人としての自覚をもって子どもをいつくしみ、育むことができる人材を養成することを目的とする」と記した。</p>

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和4（2022）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

本学では公的資金の適正管理のため、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、「星美学園短期大学公的研究費取扱基本規程」、「短期大学研究不正防止に関する基本方針」、「星美学園短期大学公的研究費に係る内部監査規程」、「星美学園短期大学研究活動不正行為等防止規程」等を定め、その管理・運営には組織的に取り組んでいる。最高管理責任者を学長、コンプライアンス推進責任者を学科長と定めて明確化し、さらに研究不正に関する通報窓口を運営協議会に、公的研究費等の使用に関する相談窓口を短期大学学術支援課に、公的研究費等の使用に関する通報窓口を法人事務局経理課に設置している。これら関連諸規程並びに不正告発窓口の案内は本学Web サイトにて広く公表し、周知している。本学専任教職員全員を対象に毎年公的研究費コンプライアンス研修会を実施しており、変更事項の周知や公的研究費の適正使用への意識向上を図り、不正を防止するための取り組みを全学的に推進している。また、関係書類、研究費支払の執行には学術支援課及び事務部長の両者が確認すると同時に、法人事務局経理課もチェックを行い、適切な執行を行っている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

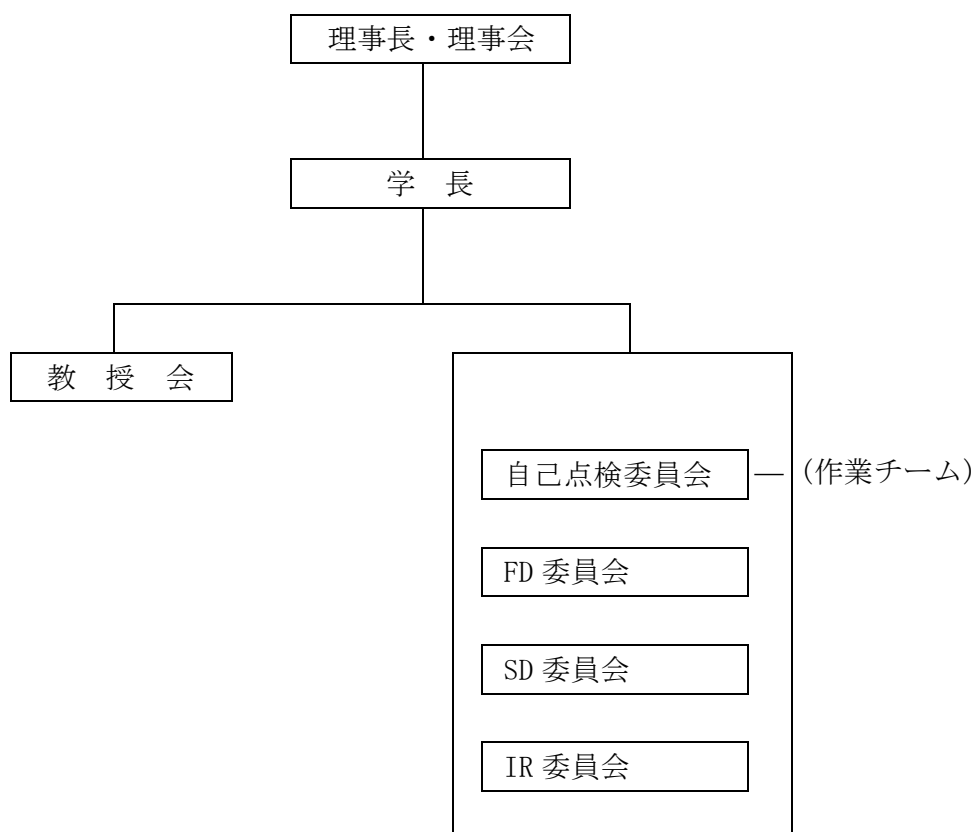
令和4（2022）年度 自己点検委員会

	氏名	役職
委員長	田中 直美	ALO
委員	阿部 健一	学長
〃	町田 治	学科長・評価員
〃	中島 千恵子	教務部長
〃	井出 麻里子	学生部長
〃	打越 みゆき	入試広報委員長
〃	白山 真澄	事務部長

令和4（2022）年度 作業チーム

	氏名	役職
リーダー	田中 直美	ALO 教授
メンバー	渡邊 孝継	准教授
〃	夏目 一穂	ALO 補佐 教務・学生支援課員

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学では、自己点検・評価活動を企画・推進する組織として、「自己点検委員会」および、「FD委員会」、「SD委員会」、「IR委員会」を設置している。定期的に委員会を開催し、年間を通じて、自己点検・評価活動を行っている。

自己点検委員会、FD委員会、SD委員会、IR委員会は、学長のリーダーシップの下に、学科長、教務部長、学生部長、入試・キャリア支援関係の責任者、事務部長、そしてALO、評価員を構成メンバーとし、ベテランおよび中堅教職員によって、短期大学の運営全体を見渡せる人員を配置している。

『自己点検・評価報告書』の作成は、大学・短期大学基準協会の「自己点検・評価報告書作成マニュアル」に基づき、点検内容に対応する学内の分掌組織が、各基準、テーマ、項目ごとに執筆担当部署および責任者を決め、行ってきた。

令和3（2021）年度より、『自己点検・評価報告書』作成のための実働部隊としての「作業チーム」が発足され、ALOに加えて、自己点検委員以外のメンバー（学科代表教員と事務部代表のALO補佐）の3名で、自己点検委員会での決定やそこへの報告を密にしなが、原稿の収集や微調整など細かい作業にあたってきた。

また、今回の認証評価を受けるための自己点検評価活動として、前回（平成28（2016）年度）の第三者評価以降、2年間ずつの自己点検評価を各部署が分担して行い、改善を要する事項と改善の報告、あるいは改善計画、そして懸案事項等についての共有化を図りつつ、平成30（2018）年度版、令和2（2020）年度版、令和4（2022）年度版の3つの『自己点検・評価報告書』（学内）をまとめた。

この令和4（2022）年度版『自己点検・評価報告書』（令和2・3（2020・2021）年度の自己点検・評価）の内容に、さらに令和4（2022）年度の自己点検・評価を加え、令和5（2023）年度以降の改善・行動計画を策定し、本報告書を作成するに至った。

星美学園短期大学

- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和4（2022）年度を中心に）

令和2（2020）年度	
4月	「第3期 認証評価までの流れ、自己点検・評価活動、及び『自己点検・報告書』作成スケジュール」を公表
5月	『令和2（2020）年度版 星美学園短期大学 自己点検・評価報告書（平成30・令和元年度の自己点検・評価）』の配布及び公表
6月～	認証評価に向けての点検・改善項目の検討開始 『自己点検・評価報告書』の執筆分担検討開始 各委員会・部署への「規程」の点検・改定・作成を依頼
10月	令和2（2020）年度「自己点検・評価シート」作成依頼
12月	『自己点検・評価報告書』の執筆分担決定
1月	「第3期 認証評価までのロードマップ（1）」作成
令和3（2021）年度	
4月	ALOによる『自己点検・評価報告書』作成に関する説明会
9月	「作業チーム」発足・活動開始 令和4年度ALO対象説明会の全体への報告
10月	『自己点検・評価報告書』第一次原稿の読み合わせ会 作業チームより「第3期 認証評価までのロードマップ（2）」発表
11月～	第一次原稿の修正作業期間 第二次原稿作成に入る
12月	令和3（2021）年度「自己点検・評価シート」作成依頼 『自己点検・評価報告書』様式4、様式9-22、提出書類 執筆・準備担当者決定 作業チームが「用語・表記の統一」「根拠となる資料の準備」「原稿の収集と整理」などの作業に入る
3月	第二次原稿提出締め切り
令和4（2022）年度	
4月～	作業チーム 第二次原稿点検に入る
5月	『令和4（2022）年度版 星美学園短期大学 自己点検・評価報告書（令和2・3年度の自己点検・評価）』の配布及び公表
6月	第二次原稿返却 修正作業に入る
7月	作業チーム「提出資料・備付資料」の番号付けと整理
9月	令和5年度ALO対象説明会の全体への報告 第三次原稿提出締め切り
11月	第1回 読み合わせ会
1月	第一稿完成
2月	第2回 読み合わせ全体会

星美学園短期大学

3月	第二稿完成 提出資料・規程集・備付資料の整備について
令和5（2023）年度	
4月	「自己点検・評価報告書」作成の準備について 提出資料・規程集・備付資料の整備について
5月	「自己点検・評価報告書」の最終確認 提出資料・規程集・備付資料の整備について
6月	「自己点検・評価報告書」の送付予定 提出資料・規程集・備付資料の整備について
7月	「訪問調査」への学内対応の組織、体制について 備付資料の最終確認の予定

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

＜根拠資料＞

提出資料

- 4 星美学園短期大学『学生要覧・講義要項』[令和 4(2022)年度] p. 3, p. 145
- 5 星美学園短期大学『大学案内 2023』
- 6 星美学園短期大学 Web サイト「情報公開」/建学の精神・教育理念
<https://www.c.seibi.ac.jp/info/method.html>
- 7 星美学園短期大学 大学報『La Voce』51号

提出資料-規程集

- 71 学校法人星美学園寄附行為 第 6 条 (目的)
- 85 学校法人星美学園 (赤羽) 就業規則 前文
- 1 星美学園短期大学学則 第 1 条 (目的)

備付資料

- 9 自校教育：星美を知ろう！
- 10 令和 4 (2022) 年度 星美学園 初新任者研修次第
- 13 星美学園短期大学職員研修プログラム [令和 4(2022)年度]
- 11 2022 年度 サレジオ家族教職員養成講座開催のお知らせ
- 12 ドン・ボスコの教育理念と実践
- 14 ミッションパートナーの集い 2022 お知らせと依頼(2022 年 11 月)
- 21 令和 4 (2022) 年度 教育プロジェクト 記録
- 16 令和 4 (2022) 年度 公開講座参加者数一覧
- 17 保育・教育特別セミナーチラシ [令和 4 (2022) 年度]
- 6 大規模災害の発生に備えた学生ボランティアの育成等に関する協定書
- 7 大規模災害の発生に備えた語学支援ボランティアの育成等に関する協定書
- 4 星美学園短期大学および赤羽北桜高等学校との高大連携に関する協定書
- 5 星美学園短期大学および品川エトワール女子高等学校との高大連携に関する協定書
- 2 星美学園短期大学とうめだ・あけぼの学園の連携に関する協定書
- 3 星美学園短期大学と星美学園幼稚園の連携に関する協定書
- 18 令和 3 (2021) 年度「フィールドワーク活動証明書」・
「フィールドワーク活動報告書 (前期・後期)」
- 19 令和 4 (2022) 年度「現場体験活動記録
(ボランティア・インターンシップ・フィールドワーク)」
- 8 くじらっこボランティア募集要項
- 20 ドン・ボスコの教育セルフチェックリスト [令和 4(2022)年度版]

【区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I-A-1 の現状>

学園の設立母体である「扶助者聖母会（通称サレジアン・シスターズ。（以下、サレジアン・シスターズと記す））」の創立者である聖ヨハネ・ボスコ（通称ドン・ボスコ）が実践した「予防教育法による全人間教育」を行うことが本学の「建学の精神」であり、それは「学校法人星美学園寄附行為」第6条（目的）および「学校法人星美学園（赤羽）就業規則」前文に明示されている。（提出-規程集 71，提出-規程集 85）

「予防教育法による全人間教育」とは、「理性」・「宗教」・「慈愛」に基づき、家族的環境の中で青少年の全人間的な育成をめざす教育である。

「理性」とは、命令や強制ではなく、道理に基づいた語りかけと学生の納得に基づく教育を行うことである。

「宗教」とは、キリスト教的な愛について気づかせ、生きる指針となるよう導くことである。

「慈愛」とは、教職員が、学生一人ひとりを善なる心を持つ存在として大切にすることである。

本学の建学の精神の背景について簡潔に述べると、次の通りである。

19世紀半ばのイタリアの町トリノに産業革命の波が押し寄せ、青少年たちが工場や工事現場の労働力として多数動員されたが、その労働環境は劣悪で、生活は過酷なものであった。その結果、非行や犯罪に走り、かつ再犯を重ねる若者も多かった。カトリック司祭であったドン・ボスコは、若者が非行や犯罪に走らないですむような生活環境・教育環境を作ると共に、青少年が「善きキリスト者、誠実な社会人」として育つことを願って「心の教育」を行っていった。「心の教育」とは「自律的に善を選び、悪を避ける心を育てる教育」である。それをドン・ボスコは、「予防教育法」と呼んだ。ドン・ボスコ自身の活動の対象は男子に限られていたが、同様の活動を女子に対して行うためにドン・ボスコは、マリア・マザレロとともに、女子のために活動する女子修道会を創立した。その修道会が「サレジアン・シスターズ」であり、本学の設立母体である。このように、本学の建学の精神は、ドン・ボスコの教育理念に基づいている。

本学では、この建学の精神を基盤にして、本学の教育モットー（育成をめざす人間像<徳>）を「聡明・誠実・温和」と定めている（提出-規程集 1）。これは、聖母マリアが持つ徳に倣わんとするものである。

「聡明」とは、善と悪を正しく識別できる聡明さである。

「誠実」とは、言葉や行いがいつも誠実である、心の清らかさである。

「温和」とは、謙虚で優しい心の温かさである。

また、その教育モットーは、各教室に掲げられている。

「建学の精神」の教育基本法等に基づいた公共性については、「学則」第1条（目的）において、教育基本法及び学校教育法にのっとり、教育理念の実現を果たす旨明示している（提出-規程集1）。

「建学の精神」の内外への表明については、『学生要覧・講義要項』『大学案内』、星美学園短期大学 Web サイト、大学報『La Voce（ラ・ボージェ）』等で行われている（提出-4 p.3、提出-5 p.4、提出-6、提出-7）。

「建学の精神」の学内における共有は、学生に対しては、入学当初実施される一泊二日の学外研修の中で「自校教育」を行ってきたが、令和2（2020）年度、コロナ禍により学外研修を中止したことを機に、令和3（2021）年度からは、1年次の必修科目である「キリスト教学」の中で「自校教育」を実施することとした（提出-4 p.145、備付-9）。また、年2回、全学生を対象とした「学長講話」が行われ、その中で建学の精神が共有されている。

また、教職員に対しては、学校法人レベルの「初任者研修」において、建学の精神の共有が図られている（備付-10）。

短期大学レベルでは、毎年ドン・ボスコの祝日に近い1月末に、ドン・ボスコが創立した修道会（サレジオ会）の司祭を講師に招き、全教職員参加の半日の研修会（講話と分科会）を行い、建学の精神の共有が図られると共に、建学の精神の確認の機会としている（備付-13 令和5年1月31日実施）。

また、サレジオ修道会のサレジオ家族教職員養成部門が企画する「サレジオ家族教職員養成講座」に参加できるよう学長が配慮している（「サレジオ家族教職員」とは、共にドン・ボスコをルーツにもつ3つの修道会、サレジオ修道会、サレジアン・シスターズ、イエスのカリタス修道女会が設立した事業所の教職員をひとつのファミリーとして捉えた言葉である）（備付-11）。

専任教員及び非常勤講師に対しては、毎年、シラバスの作成を依頼する際に、学長が作成した文書「ドン・ボスコの教育理念と実践」を同封し、「建学の精神」の共有を図っている（備付-12）。さらに、専任教員に対しては、毎回ではないが、教授会の冒頭で、学長が建学の精神にちなんだ話をする機会を設けている。

また、サレジアン・シスターズを設立母体とする日本の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・短期大学の教職員が参加する「ミッションパートナーの集い」が、毎年2日間にわたって行われ、その中で、創立の精神が確認され、共有され、さらにその内容を学内で共有することによって、本学の建学の精神の確認の機会としている（備付-14）。

本学には、教職員と学生の代表メンバーによって結成され、建学の精神に基づき、周囲の人々と良い関係を築きながら、学校全体が一つになっていくために活性化の役割を担う「教育プロジェクトチーム」というのがある。コロナ禍でしばらくチームとしての活動も休止していたが、令和4（2022）年度は、学生、教職員それぞれが行動目標を立て、その実行に励み、年度末にそれぞれ振り返りを行った。なお教職員の行動目標は、平成28（2016）年度の「ミッションパートナーの集い」で決定された6項目の「サレジアンカラー」の中から取られている（備付-21）。

[区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

地域・社会に向けた公開講座等については、星美学園短期大学日伊総合研究所の主催で実施されているが、令和2（2020）年度は、コロナ禍のため、全講座が中止となり、令和3（2021）年度は、「イタリア語講座」のみ、オンラインでの実施となった。令和4（2022）年度は、「イタリア語講座」を対面で、「保育・教育特別セミナー」をオンラインで実施した（備付-16、備付-17）。

地域の関連団体との連携については、「公開講座」を北区教育委員会、埼玉県教育委員会の後援を受けて実施している。また、赤羽警察署との間に、「大規模災害の発生に備えた学生ボランティアの育成等に関する協定書」及び「大規模災害の発生に備えた語学支援ボランティアの育成等に関する協定書」を結び、大規模災害発生におけるボランティアの養成と派遣を行うことになっている（備付-6、備付-7）。

教育機関等との連携については、「星美学園短期大学および赤羽北桜高等学校との高大連携に関する協定書」を、令和5（2023）年3月14日に、品川エトワール女子高等学校との間で「星美学園短期大学および品川エトワール女子高等学校との高大連携に関する協定書」を結び、令和5（2023）年度から高校生の本学授業への受け入れ等、高大連携のための連携を図ることとなった（備付-4、備付-5）。なお、本学からの、当該高等学校への教員の派遣は、令和4（2022）年度から実施している。

また、こども発達支援センター「うめだ・あけぼの学園」とは、ボランティアの派遣等に関して、平成30（2018）年4月1日に、「星美学園短期大学とうめだ・あけぼの学園の連携に関する協定書」を結び、星美学園幼稚園とは、「保育・教育特別セミナー」に関する情報提供と招待（参加費無料）等に関して、令和元（2019）年4月1日に、「星美学園短期大学と星美学園幼稚園の連携に関する協定書」を結び、それぞれ連携を図っている（備付-2、備付-3）。

教職員のボランティア活動等による地域・社会への貢献は、下記のとおりである。

教職員のボランティア活動等による地域・社会への貢献内容

ボランティア活動等の 機関・事業所等	地域・社会への貢献内容	実施年度（実施：○）		
		令和2 （2020） 年度	令和3 （2021） 年度	令和4 （2022） 年度
北区教育委員会	市民講座 家庭教育学級		○	○

星美学園短期大学

杉並区教育委員会	家庭教育講座		○	
公益財団法人 才能開発研究財団 日本モンテッソーリ教育総合研究所	モンテッソーリ教員養成通信教育講座 2歳半～6歳コース 理論科目担当	○	○	○
公益財団法人 才能開発研究財団 日本モンテッソーリ教育総合研究所	モンテッソーリ教師国際資格取得コース 2歳半～6歳コース 理論科目担当			○
社会福祉法人厚生館福祉会 社会福祉法人厚生館福祉会 社会福祉法人厚生館福祉会 たちばな中央保育園	社会福祉法人厚生館福祉会 たちばな中央保育園・巡回相談	○	○	○
東京都豊島区	東京都豊島区専門家チーム 巡回相談	○	○	○
埼玉県熊谷市	熊谷市発達支援連絡会・講師	○	○	○
埼玉県立総合教育センター	埼玉県立総合教育センター 「子育て相談事業実務者研修会」講師	○	○	
埼玉県	埼玉県保育士等キャリアアップ研修「障害児保育」講師	○	○	
埼玉県特別支援教育研究会	埼玉県特別支援教育研究会・第61回研究協議会 (幸手大会) 分科会講師			○
本庄市こだま保育園	保護者相談会 スーパーヴァイザー	○	○	○
深谷はばたき特別支援学校	夏季研修会			○
深谷市障害者基幹相談支援センター	子育てセミナー	○	○	○
放課後デイサービス ハッピーテラス	個別療育	○		
立教大学	発達障害児への臨床発達セッション (継続的なコミュニケーション支援)	○	○	○
立正大学	埼玉県保育士等キャリアアップセミナー	○	○	○

星美学園短期大学

星美学園短期大学	発達障がい児とその保護者への心理相談			○
本庄市発達教育支援センターすきっぷ	巡回相談、個別療育、知能検査、研修会	○	○	○
星美学園幼稚園×星美学園短期大学	預かり保育の子どもを対象とした「スタンプング」による造形活動（ゼミ活動）			○
メリーポピンズ赤羽ルーム×星美学園短期大学	1～2歳児を対象とした感触遊び（ゼミ活動）			○
「いちかわ かぞえうた」プロジェクト（和洋女子大学・昭和学院短期大学の教員との共同プロジェクト）	教材の創作と市川市内保育施設への提供、及び創作教材を使った学生による保育施設での公演活動の支援			○
上尾特別支援学校	学校評議員 特別支援学校の取り組みに関する第三者評価員の実施	○	○	○
川口特別支援学校	巡回相談、研修会講師	○	○	○
越谷西特別支援学校	巡回相談、研修会講師	○	○	○
大宮ろう学園（聴覚障害特別支援学校）	巡回相談、研修会講師	○	○	○
春日部特別支援学校 宮代高校内分校	巡回相談			○
埼玉県教育委員会高校教育指導課	通級設置校である高校の巡回相談、研修会講師	○	○	○
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課	県内特別支援学校の就学支援委員	○	○	○
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課	免許法認定講習（特別支援学校教諭）「知的障害教育総論Ⅰ」講師	○	○	○
神奈川LD協会	非常勤心理相談、セミナー講師	○	○	○
三鷹市立第六中学校	通級指導学級自立活動スーパービジョン、保護者研究会講師	○	○	○

星美学園短期大学

吉川市教育委員会	市内小中学校巡回相談、通級指導教室スーパービジョン	○	○	○
吉川市こども福祉部保育幼稚園課	学童・放課後ディサービス職員研修	○		
青梅市教育委員会	市内小中学校巡回相談	○	○	○
青梅市教育相談所	所内研修会講師			○
八丈町教育委員会	市内小中学校巡回相談、知能検査の実施・評価	○	○	○
埼玉県発達障害総合支援センター	発達支援サポーター育成研修	○	○	○
埼玉県発達障害総合支援センター	発達障害支援専門研修講師	○	○	○
信愛学舎みどり幼稚園	巡回相談			○
星美学園小学校	校内研修会講師	○		
幸手市立吉田幼稚園	巡回相談、研修会講師	○	○	
幸手市子ども支援課	市内公立保育所巡回相談			○
日本教育心理学会	常任編集委員 投稿論文の査読	○	○	
文部科学省	文部科学省委託研究・E部会・教材開発（家庭との連携編）研究委員	○	○	○

学生のボランティア等については、これまでは、「フィールドワーク活動証明書」・「フィールドワーク活動報告書（前期・後期）」により、専攻科生を対象に推進してきたが、令和4（2022）年度からは、「現場体験活動記録〈ボランティア・インターンシップ・フィールドワーク〉」（以下「活動記録」という。）により、1・2年生、専攻科生を対象に、ボランティア等の活動を推進している。「活動記録」は、ボランティア等の活動を1年生から積み上げて記録していくポートフォリオとなっており、毎年度末にその成果を提出することになっている。なお、学生のボランティア等は、すべて自主的に行うもので、強制はしていない（備付-18、備付-19）。

ボランティア等の活動先については、学内の掲示板や地域の社会福祉協議会等のWebサイトを確認すること、希望する事業所に直接問い合わせることなどを奨励しているが、特別支援教育関係の活動先については、特別支援教育に長年携わってきた星美学園短期大学

星美学園短期大学

日伊総合研究所客員研究員の協力（学生の居住地に合わせたボランティア先の紹介）に負うところが大きい。

また、本学の設立母体であるサレジアン・シスターズ山中修道院が山中湖村役場より委託を受けて行っている学童保育事業がある。この事業に、平成 19（2007）年から始まった取り組みで、毎年夏期休暇中に、本学学生が泊まり込みで参加し、山中湖村の小学 1 年生から 6 年生までの子どもたちの保育にあたる形で地域貢献をしている。例年、夏休みの日取りの関係もあるが、1 クール 1 週間×2～3 クールで、1 クールにつき学生 4 人が参加できる（備付-8）。学生は楽しみながら多くのことを学び、地域の方々から喜ばれている。令和 2（2020）年度からは、コロナ禍のため実施できていないが、コロナ禍が去れば、再開する予定である。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

短期大学・四年制大学が隣接し、地域社会というカテゴリーが必ずしも明瞭とは言えない東京において、小規模短期大学が地域社会貢献を目指す意義は、さほど大きくはないのではないかと考えている。本学としては、社会貢献として、保育・福祉・特別支援教育という専門領域への貢献を考えている。今後も専門領域の事業体との連携を広げていくことが本学の課題である。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

教職員一人ひとりが建学の精神に沿って教育に当たれるよう、令和 3（2021）年度に「ドン・ボスコの教育セルフチェックリスト」を作成した。教職員全員からチェック項目を募り、ドン・ボスコが創立したサレジオ修道会会員でドン・ボスコ研究家の司祭に監修を依頼した。令和 4（2022）年 1 月の「職員研修」で、サレジオ修道会司祭による説明の後、実施し、結果を共有した（備付-20）。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料

4 星美学園短期大学『学生要覧・講義要項』[令和 4(2022)年度] p. 3, p. 4, p. 60, p. 114

6 星美学園短期大学 Web サイト「情報公開」/建学の精神・教育理念

<https://www.c.seibi.ac.jp/info/method.html>

5 星美学園短期大学『大学案内 2023』

10 星美学園短期大学 Web サイト「情報公開」/教育目的と 3 つのポリシー・学習成果

<https://www.c.seibi.ac.jp/info/policy.html>

9 星美学園短期大学『学生要覧・講義要項』[令和 5(2023)年度] p. 60, pp. 42-43,
pp. 44-45

11 星美学園短期大学『入学者選抜要項』[令和 5(2023)年度]

提出資料-規程集

- 1 星美学園短期大学学則 第 5 条、第 1 条、第 29 条

備付資料

- 23 星美学園短期大学 Web サイト「情報公開」就職/進路

<https://www.c.seibi.ac.jp/career/result.html>

- 24 星美学園短期大学 Web サイト「情報公開」2022 年度 卒業生・修了生キャリア アンケート調査結果

https://www.c.seibi.ac.jp/info/fati/pdf/graduates_2022.pdf

- 22 教授会議事録（平成 26(2014)年度 第 9 回）

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に
えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

本学では「カトリックの価値観に基づいて、広く豊かな教育を授け、深い専門知識と技術を研究、教授し、国際社会において、自由と責任のうちに人間性を高める文化の樹立に貢献できる聡明、誠実、温和な人間を育成すること」を教育の目的とし、「学則」第 1 条に定めている。それは、「理性と宗教と慈愛に基づき、家庭的環境の中で青少年の全人間的な育成を目指す教育」を行うという「建学の精神」（提出-4 p. 3）、また、「聡明、誠実、温和」という育成すべき人間像(徳)を示した教育理念（提出-4 p. 3）、及び「教育基本法」（昭和 22 年法律第 25 号）および「学校教育法」（昭和 22 年法律第 26 号）に基づいている。

基準 I-A-1 で述べた教育の目的に基づき、幼児保育学科では、「保育に関する豊かな専門知識と技術を習得し、社会人としての自覚をもって子どもをいつくしみ、育むことができる人材を養成する」ことを目的とし、「学則」第 2 章第 5 条に定めている（提出-規程集 1）。

平成 31（2019）年度より男女共学にするに当たり、「学則」冒頭の（目的）第 1 条にある文言をよりの確な文言に修正した。それにより「建学の精神」「教育理念」の文言も同様の修正を行うこととなった。

これらは全て「Web サイト」、『学生要覧・講義要項』、『大学案内』にて公開している（提出-6、提出-4 p. 4、p. 60、提出-5 p. 4）。

地域・社会の要請に応えるということでは、障がいのある子どもに対応できる保育者養

成に力を入れている。保育現場の現状として、幼稚園・保育所に障がいのある子どもや特別な支援を必要とする子どもが増えている。平成 22 (2010) 年度より、特別支援学校教職課程を設置し、本学独自の資格として「発達障がい児保育ベーシックプログラム」修了認定資格の取得(取得できるのは専攻科であるが、カリキュラムは本科から始まっている)ができるようにしている(提出-4 p.114)。

こうした人材養成の結果として、幼稚園、保育所にとどまらず多様な就職先を確保することにつながっており、詳細は Web サイト(就職・進学)で公開している(備付-23)。

保育者養成が保育現場でどのような成果があるかは、就職先へのアンケート「卒業生・修了生に関する就職先アンケート」を実施し状況を分析・点検することでカリキュラムに反映させるようにしている(備付-24)。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

幼児保育学科では、これまで「卒業認定・学位授与の方針」(DP)において定めた資質・能力の習得、および幼稚園教諭免許状、特別支援学校教諭免許状、保育士資格の取得等をもって「学習成果」として捉えていた。

令和元(2019)年度より、学習成果の確認と明示について検討を始め、改めて「建学の精神」(提出-4 p.3)と「教育目的」(提出-規程集 1)、それに「学科の教育目的」(提出-規程集 1)に基づいて定めたDP(提出-4 p.60)に対応して案を練り、令和3(2021)年度に、以下のように学習成果を策定した。

1. キリスト教の価値観をふまえつつ、現代社会の諸問題を柔軟に捉えることができる思考力を習得している。
2. 社会人として必要な基礎的な知識・教養を習得している。
3. 保育の基本的な知識・技術を総合的に習得し、子どもの最善の利益に向けて、子どもに寄り添った保育を計画できる。
4. 障がい児を保育する上で必要とされる基本的な知識・技術を理解し、インクルーシブ保育に必要な思考力・判断力を習得している。
5. 子どもの姿を多面的に理解・判断するための知識・技術を習得し、一人一人の子どもに愛情をもって関わる姿勢を身につけている。
6. 保育者として必要な表現力、伝達力として適切な言葉で話す力・書く力を習得している。
7. 集団の目標達成に向かって保育者として他者と協働・連携しながら、自らの実践を客観的に振り返り改善する姿勢を身につけている。
8. 幼稚園教諭二種免許状、特別支援学校教諭二種免許状を取得する。

「学習成果」は本来「学生要覧」に記載すべきであるが、令和4(2022)年度の要覧作成に間に合わず、Webサイトのみの公開となった(提出-10)。令和5(2023)年度より「学生要覧」とWebサイトにて公開している。

学習成果は定期的に点検し見直しを行っており、令和5(2023)年度公開の「学習成果」は、上記のもの(令和4(2022)年度公開)を更に再検討したものになっている(提出-9 p.60)。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

本学の三つの方針は、法令および建学の精神を踏まえ、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)それぞれを相互に関連付けて一体的な整合性のあるものとして定めている。

アドミッション・ポリシー	ディプロマ・ポリシー(卒業の要件)	カリキュラム・ポリシー	学習成果
<p>1. 本学の建学の精神・教育理念に共感している</p>	<p>1. カトリック・教養・人間性カトリックの価値観に基づき、幅広い視野に立って、社会人としての教養と、豊かな人間性を身につけている。</p>	<p>1. キリスト教を知り、創立者ドン・ボスコの精神を学ぶことができる。</p>	<p>①キリスト教の価値観をふまえて、現代社会の諸問題を柔軟に捉えることができる思考力を習得している。 ②社会人として必要な基礎的な知識・教養を習得している。</p>
<p>2. 高校までの基礎的な学習内容・知識を習得している</p>	<p>2. 専門知識・技能を習得する上で必要な基礎的な知識・技術を身につけて、説明したり、実践したりすることができる。</p>	<p>2. 社会人としての基礎的な知識・技能が習得できる。 3. 保育現場で必要とされる基礎的な知識・技能が習得できる。</p>	<p>③保育の基本的な知識・技術を総合的に習得し、子どもへの最善の利益に向けて、子どもに寄り添った保育を計画できる。 ④障がい児を保育する上で必要とされる基礎的な知識・技術を理解し、インクルーシブ保育に必要な思考力・判断力を習得している。</p>
<p>3. 保育者になる強い意志をもち、保育の専門性を身につける努力ができる</p> <p>4. 子どもへの愛情やいつくしみをもってしている</p>	<p>3. 共感性をもち、子どものおしむ心とまなざしをもち、子どもとの立場に立って考えたり、共感することができる。</p>	<p>4. 障がい児への基本的な対応力・指導力が習得できる。 5. 子どもの立場に立って考える態度を育成する</p>	<p>⑤子どもの姿を多面的に理解・判断するための知識・技術を習得し、一人一人の子どもにも愛情をもって関わる姿勢を身につけている。</p>
<p>5. 自分の考えを文章や言葉で表現することができる</p>	<p>4. コミュニケーションを習得する上で、適切な言葉を用いて話す力、書く力を身につけている。</p>	<p>6. 保育で必要とされる話す力・書く力が習得できる。</p>	<p>⑥保育者として必要な表現力、伝達力として適切な言葉で話す・書く力を習得している。</p>
<p>6. 人とのかかわる上で必要なコミュニケーション能力をもってしている</p>	<p>5. 協働性他者と協働しながら計画・実施・振り返り・改善する体験を通して、社会性を身につけている。</p>	<p>7. 他者と協働しながら、一つの目標に向かう取り組みを通して、社会性を育成する。</p>	<p>⑦集団の目標達成に向かっ保育者として他者と協働・連携しながら、自らの実践を客観的に振り返り改善する姿勢を身につけている。</p>
		<p>8. さまざまな免許・資格が取得できる。</p>	<p>⑧幼稚園教諭二種免許状、特別支援学校教諭二種免許状を取得する。</p>

卒業認定・学位授与の方針については、自己点検委員会で検討したものを学科会でさらに検討し、教授会の審議を経て策定している(備付-22、提出-規程集 1)。

教育課程編成・実施の方針については、カリキュラム検討委員会で検討したものを学科会でさらに検討し、教授会の審議を経て策定している。入学者受入れの方針については入試広報委員会で検討したものを学科会でさらに検討し、教授会の審議を経て策定している。これらの三つの方針は毎年『学生要覧・講義要項』の作成が始まる 9 月より各委員会で点検している。

教育課程編成・実施の方針をもとに、カリキュラム検討委員会は、各授業科目が卒業認定・学位授与の方針のどの部分を担っているものであるかを示すカリキュラム・マップを編成し、学科での検討を経て策定している。各授業担当教員は、担当科目の持っている専門内容についてディプロマ・ポリシーの目指すところを踏まえた学習成果が得られるよう検討した上でシラバスを作成している。

こうしてできたシラバスに基づいて授業は実施されており、三つの方針を踏まえた教育活動を行っていると考えている。

シラバスは毎年点検・確認を行っている。カリキュラム・マップ、シラバスは「学生要覧」、Web サイトにて表明している。

三つの方針については、アドミッション・ポリシーは『大学案内 2023』『入学者選抜要項』(提出-5、提出-11)に、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは『学生要覧・講義要項』(提出-4 p. 60)に記載し、学生および教職員に表明している。また Web サイトでは、「情報公開」の(教育目的と 3つのポリシー・学習成果)で公開している(提出-10)。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

令和 3 (2021) 年度より現行の D P および C P の見直しを進め、令和 5 (2023) 年度より新たな D P および C P を施行する予定である。そのため、令和 3 (2021) 年度に策定した学習成果についても点検し、再設定する予定である。

三つの方針についての組織的論議は学科会にて行ってきたが、多くの議題を審議する学科会で問題点を掘り下げ、深く検討することが難しくなっているため、そのための専門委員会として令和 3 (2021) 年度よりカリキュラム検討委員会を発足させた。新委員会が学科会以上の機能を果たすことができるようにすることが課題である。

カリキュラム検討委員会が先ず手を付けなくてはならないことは、カリキュラム・マップ(以下マップと略す)とカリキュラム・ツリー(以下ツリーと略す)の見直しと改善である。

平成 30 (2018) 年度に一応の作成を完了したツリーとマップだが、令和 4 (2022) 年度に見直しを行い、令和 5 (2023) 年度より新しくなっている(提出-9 pp. 42-43、pp. 44-45)。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特になし

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料-規程集

- 1 星美学園短期大学学則 第 69 条
- 11 星美学園短期大学自己点検・評価規程
- 30 星美学園短期大学 F D 委員会規程
- 33 星美学園短期大学 I R 委員会規程

備付資料

- 25 星美学園短期大学自己点検・評価報告書(平成 30・令和元年度点検・評価)[令和 2(2020)年度]
https://www.c.seibi.ac.jp/info/fati/pdf/self_inspection_report_2021.pdf
- 26 星美学園短期大学自己点検・評価報告書(令和 2・3 年度点検・評価)[令和 4(2022)年度]
https://www.c.seibi.ac.jp/info/fati/pdf/self_inspection_report_2022.pdf
- 28 研究授業関連資料
- 29 令和 4(2022)年度 授業公開ウィーク関連資料
- 30 遠隔授業に関するアンケート [令和 2(2020)年度・前期]
https://www.c.seibi.ac.jp/info/fati/pdf/course_completion_2020_01.pdf
- 31 授業に関するアンケート [令和 2(2020)年度・後期]
https://www.c.seibi.ac.jp/info/fati/pdf/course_completion_2020_02.pdf
- 32 授業科目アンケート(2021 年度・前期)
https://www.c.seibi.ac.jp/info/fati/pdf/course_completion_2021_01.pdf
- 33 授業科目アンケート(2021 年度・後期)
https://www.c.seibi.ac.jp/info/fati/pdf/course_completion_2021_02.pdf
- 34 授業科目アンケート(2022 年度・前期)
https://www.c.seibi.ac.jp/info/fati/pdf/course_completion_2022_01.pdf
- 35 授業科目アンケート(2022 年度・後期)
https://www.c.seibi.ac.jp/info/fati/pdf/course_completion_2022_02.pdf
- 40 キャンパスライフ アンケート [令和 4(2022)年度]
- 24 星美学園短期大学 Web サイト「情報公開」2022 年度 卒業生・修了生キャリア アンケート調査結果
https://www.c.seibi.ac.jp/info/fati/pdf/graduates_2022.pdf
- 41 星美学園短期大学事務部活動「みなさんの声」について
- 27 高校訪問報告一覧(令和 5(2023)年度)
- 42 自己点検・評価シート
- 38 星美学園短期大学の学習成果のアセスメントと P D C A サイクル一覧【本科・専攻科】(令和 4(2022)年度版)

36 F D・S D研修会記録 [令和3(2021)年度]

37 F D研修会記録 [令和4(2022)年度]

43 授業科目アンケートへの回答集 [令和2(2020)～4(2022)年度]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

自己点検・評価のための規程は、「学則」第69条第1項に「本学は、建学の理念の実現を目指し、本学に求められる社会的要請に応えるために、本学の教育研究活動及び管理運営等を自ら点検・評価し、将来計画に資するものとする。」と定められており(提出-規程集1)、同第2項で「前項の点検・評価についての必要な事項は、別に定める。」と述べられている別の規程とは「星美学園短期大学自己点検・評価規程」(提出-規程集11)を指す。

自己点検・評価のための組織としては、教育研究活動および管理運営についての自己点検・評価を行うために設置され、「星美学園短期大学自己点検・評価規程」に定められた「自己点検委員会」があるが、平成27(2015)年度以降は、教育研究活動に関しては、授業の内容および改善を図るための「FD委員会」が、また自己点検評価のための情報の収集と分析は「IR委員会」が組織され、それぞれ規程にしたがって活動するようになった(提出-規程集30、提出-規程集33)。

自己点検委員会の構成メンバーは、学長、AL O、学科長、教務部長、学生部長、入試広報委員長、IR委員長、FD委員長、事務部長、その他学長により選任された専任教職員である。

定期的な自己点検・評価としては、毎年各部署において自己点検・評価を行い、報告書をまとめ、改善を進めており、その報告書を2年ごとにWebサイトにて公開している(備付-25、備付-26)。この点は、前回の第三者評価第2評価期間(平成28(2016)年)における改善計画に挙げられていたが、実施の努力をした点である。

また、全教職員が関与している自己点検・評価活動としては、FD委員会が「研究授業」(備付-28)、「授業公開ウィーク」(備付-29)、「授業科目アンケート」(備付-30、備付-31、備付-32、備付-33、備付-34、備付-35)、IR委員会が「キャンパスライフ アンケート」(備付-40)、キャリアセンターが「卒業生・修了生キャリア アンケート」(備付-24)、そして事務部による「学生ご意見箱(「みなさんの声」)」(備付-41)等の活動が行われており、これらを通して、全教職員が情報の収集と分析、結果を受けての改善への努力というかた

ちで、自己点検・評価活動に積極的に参加していると言える。それぞれの活動とその結果を改革・改善に活用し、内部質保証に取り組んでいる点については、次項「基準 I-C-2」で述べる。

自己点検・評価活動への高等学校等関係者の意見聴取としては、受験者数の大幅減を受け、より一層高等学校との連携の必要性を感じたことから、令和 3(2021)年 11 月より高大接続について検討をし始めた。近隣の保育コースのある高等学校と単位互換や授業の提供、入試制度の意見聴取といった意見交換の場をもった(備付-27)。令和 4(2022)年度より入試広報委員会の下部組織として「高大接続」のワーキンググループが立ち上がった。

自己点検・評価の結果の活用としては、評価報告書をまとめる前段階として、まず「自己点検・評価シート」(備付-42)を部署ごとに作成し、当該年度の点検・評価と共に、次年度以降、年度ごとに重点的に取り組む目標や各項目で出された課題や問題点を洗い出し、「中・長期計画」の修正や年度ごとの「事業計画書」に反映させている。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

学習成果の査定は、学科、入試広報委員会、教務部、学生部、FD委員会等、各担当部署でそれぞれの手法にて実施してきたが、本学の「学習成果」として規定し、明示してはいなかった。第三者評価第 2 評価期間(平成 28(2016)年)の「機関別評価結果」の文章において、「学習成果として明記されたものがないので、学習成果を明確に定めるとともに、学内外に表明するなど、改善が望まれる」という評価チームによる記述があったことから、「学習成果の明確化と学内外への表明」を本学の改善課題の一つとして受け止めることとなった。検討し始めたものの、平成 29(2017)年 11 月に公布された「教育職員免許法及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令」および、平成 30(2018)年 4 月に告示された「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」の改正に伴う、各学年の開講科目と単位数の点検・改善、さらには、本学の幼児保育学科三年制(専攻科廃止)への改編計画による、令和 3(2021)年度修業年限変更に向けてのカリキュラム編成の検討と申請業務(結果として、「本科三年制」は取り下げ)に大きな時間を割くこととなり、「学習成果」の明確化やその査定(アセスメント)についての具体的な検討と策定は進められなかった。ようやく、令和元(2019)年度より、本学の学習成果の確認と明示、および「アセスメント・ポリシー」について検討を IR 委員会を中心に進め、資料(備付-38)にある「アセスメント・ポリシー」を作成した。

査定の手法は、各担当部署と学科が連携を取りつつ点検を行うこととしている。

資料にあるように、教育の向上・充実のために PDCA サイクルを活用している。

査定の設定については、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令に則り作成し、上記の点検において法令変更を確認し、遵守するよう努めている。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

基準 I-C-1 の課題

同法人内のサレジアン国際学園高等学校はじめ、他の高等学校、特に保育科を持っている高校との連携も、募集に関する説明だけにとどまらず、授業内容、教育内容などについても意見を求め、内部質保証に活かしていく必要があると思われる。そのためにも、協定校を作っていくことが急務である。高大連携の高等学校との意見聴取の場を定期的に持ち、高大連携の対象校を増やすことが課題である。

基準 I-C-2 の課題

各委員会が教員・学生対象に種々のアンケート調査を行っているが、その結果の検証力に欠けるところがある。調査結果を共有し、内部質保証の向上に努めていくためにもアンケート結果の検証は急務である。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

特になし

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

「自己点検・評価報告書」の定期的な作成について、1年おきに発行可能となるような形態と、内容を再検討し、2年ごとに Web サイト上で公開するよう努めた。

-令和 2（2020）年度 星美学園短期大学自己点検・評価報告書（平成 30（2018）・令和元（2019）年度点検・評価）

-令和 4（2022）年度 星美学園短期大学自己点検・評価報告書（令和 2（2020）・令和 3（2021）年度点検・評価）

FD活動として行っていた研究授業の代わりに、全教員が参加できる時間を確保し、授業改善につながる取り組みとして、平成 30(2018)年度より毎年 7 月に FD 研修（令和 4（2022）年度より FD 研修に名称変更）を行っている（備付-36）。FD 研修では必要性を感じている内容について取り上げ、授業改善につなげている。令和 4（2022）年度は教育に関する共通理解、および授業に関する悩みの共有と解決を目的にグループディスカッションを行った（備付-37）。また、コロナ禍が落ち着いてきたため、令和 4（2022）年度より授業公開ウィークを再開した。授業公開ウィークに専任教員は最低 1 回授業を参観し、レポートすることで授業改善の研修の一環としている（備付-29）。

「授業科目アンケート」については、平成 28（2016）年度から、幼児保育学科の授業に

適した、より簡潔かつ授業改善に効果的なアンケートに改訂し、令和4（2022）年度よりアンケート形式も Web 形式に切り替えた。また、授業改善についてのレポートの提出率が上がるよう、多忙な中でも提出できる方法を検討するとともに、非常勤講師については「授業科目アンケート」の結果の活用による授業改善の必要性について周知徹底の上、授業改善についてのレポートの提出を求め、「授業科目アンケートへの回答集」としてまとめた（備付-43）。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

基準 I-B-3 の改善計画

令和3（2021）年度より現行のDPおよびCPの見直しを進め、令和4（2022）年度には新案を提案して、「学則」の改正を行い、令和5（2023）年度より、新たなDP、CPおよび学習成果を設定し公表する。

基準 I-C-1 の改善計画

令和4(2022)年度中に制度を整備し、高大連携の協定を結び、令和5(2023)年度より実施可能とする。

各委員会が教員・学生対象に種々のアンケート調査を行っているが、まずは各員会でどのアンケート調査の結果を公表するかを精査し、検証・分析・公表に努め、内部質保証の向上につなげていくようにする。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

提出資料

- 10 星美学園短期大学 Web サイト「情報公開」/教育目的と3つのポリシー・学習成果
<https://www.c.seibi.ac.jp/info/policy.html>
- 4 星美学園短期大学『学生要覧・講義要項』 [令和4(2022)年度]
 pp. 41-45, pp. 36-37, pp. 61-63, p. 60, pp. 41-59, p. 7, p. 29, pp. 44-45, p. 97,
 pp. 176-177
- 5 星美学園短期大学『大学案内2023』 p. 4, p. 30
- 11 星美学園短期大学『入学者選抜要項』 [令和5(2023)年度] p. 2, p. 7
- 15 教授会議事録 [令和4(2022)年度] 第7回、第8回、第9回、第10回、第13回、
 第14回、第15回、第16回、第5回、第6回、第2回

提出資料-規程集

- 1 星美学園短期大学学則 第29条、第30条、第27条、第26条、第70条

備付資料

- 38 星美学園短期大学の学習成果のアセスメントとP D C Aサイクル一覧【本科・専攻科】
 (令和4(2022)年度版)
- 62 令和(2022)年度 シラバス作成のお願い
- 43 授業科目アンケートへの回答集 [令和2(2020)～4(2022)年度]
- 63 幼児保育学科令和5(2023)年度 選抜面接・面談評価基準票
- 64 2023年度 選抜活動報告・入学志望書採点基準
- 65 2023年度 入学者選抜用広報活動準備会プログラム
- 66 2022年度 高校訪問情報報告会プログラム
- 67 2022年度 高校訪問報告一覧 [令和4(2022)年度]
- 68 星美学園短期大学および赤羽北桜高等学校との
 高大連携に関する協定書締結式 開催要項
- 69 星美学園短期大学および品川エトワール女子高等学校との
 高大連携に関する協定書締結式 開催要項
- 45 2022年度 学業成績一覧
- 55 令和4年度 G P A成績順位表
- 61 実習ハンドブック [令和4(2022)年度]
- 44 授業科目アンケート実施要項
- 53 S D研修会開催記録 [令和(2022)年度]
- 50 令和(2022)年度 卒業生アンケート

51 令和(2022)年度 修了生アンケート

58 星美学園短期大学 Web サイト「情報公開」2021 年度 卒業生・修了生キャリア アンケート調査結果

https://www.c.seibi.ac.jp/info/fati/pdf/graduates_2021.pdf

24 星美学園短期大学 Web サイト「情報公開」2022 年度 卒業生・修了生キャリア アンケート調査結果

https://www.c.seibi.ac.jp/info/fati/pdf/graduates_2022.pdf

59 星美学園短期大学 Web サイト「情報公開」2023 年度 卒業生・修了生キャリア アンケート調査結果

https://www.c.seibi.ac.jp/info/fati/pdf/graduates_2023.pdf

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

単学科となった平成 27（2015）年度に向けて改訂が行われたディプロマ・ポリシーは、（卒業の要件）として「学則」第 29 条に明確に示されており、ディプロマ・ポリシーで求められている学習成果を身につけた者に対し、卒業を認定し、学位を授与している（提出-規程集 1）。

学習成果はディプロマ・ポリシーで求める内容を習得することで得られる成果を簡潔に表現したものであり（提出-10）、卒業認定・学位授与の方針はそれぞれの学習成果に対応していると考えている。その詳細はカリキュラム・マップ（提出-4 pp. 41-45）、カリキュラム・ツリー（提出-4 pp. 41-45）をもって確認することができる。

ディプロマ・ポリシーで定めた目標を学生が達成するために、個々の授業科目において、どのような能力を育成し、どのような知識、技術、技能を習得させようとしているかをカリキュラム・ツリーで図示している。このカリキュラム・ツリーでは、各年次における学習段階を定めており、1 年次は「保育の基礎を学ぶ」段階、2 年次は「保育の専門性を身につける」段階、専攻科は「保育の専門性を深める」段階となっている。カリキュラム・マップ内の授業科目の名称の横にはディプロマ・ポリシーの番号が記してあり、学習成果に対応している。

成績評価の基準は（A+、A、B、C、D）の 5 段階で、「学則」第 27 条において定められ、『学生要覧・講義要項』で学生に知らせてある（提出-規程集 1）。更に履修登録科目の理解度を示す基準として G P A (Grade Point Average) 制度に基づいた成績評価も行う

ており、達成基準のGPA(B=2.0)を下回った学生に対しては、面談等で学習指導を行い、合格最低基準のGPA(C=1.0)を下回った学生に対しては保護者に状況を文書で通知するなどの学習指導を行い、学生が卒業要件を満たすよう支援を行っている。ディプロマ・ポリシー達成についてはGPAで確認している(提出-4 pp.36-37)。

資格取得については卒業認定の条件とはしていない。ディプロマ・ポリシーの2. 専門知識・技能「保育をする上で必要な基本的知識・技能を身につけ、説明したり、実践したりすることができる」は、カリキュラム・ポリシーの3. 「保育現場で必要とされる基本的な知識・技術が習得できる」と、4. 「障がい児への基本的な対応力・指導力が習得できる」に呼応しており、これは希望すれば幼稚園教諭二種免許状、特別支援学校教諭二種免許状が取得でき、保育士資格、発達障がい児保育ベーシックプログラム修了認定資格の取得準備ができるということを意味している。学生には取得したい資格の組み合わせをすべて網羅した5つの履修パターン、A(幼稚園教諭免許状のみ取得)、B(保育士資格のみ取得)、C(幼稚園教諭免許状と保育士資格取得)、D(幼稚園教諭免許状と特別支援学校教諭免許状取得)、E(幼稚園教諭免許状と保育士資格と特別支援学校教諭免許状取得)を『学生要覧・講義要項』に明示している(提出-4 pp.61-63)。

ディプロマ・ポリシーの定期的な点検に関しては、令和4(2022)年度に制定したアセスメント・ポリシー(備付-38)にのっとり、さらに、国際通用性を確保できるようにと設定されている評価基準に沿って、検証と自己評価を学科会、カリキュラム検討委員会、自己点検委員会、FD委員会、IR委員会などで定期的に行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業(添削等による指導を含む)、放送授業(添削等による指導を含む)、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

＜区分 基準Ⅱ-A-2の現状＞

本学では、学科で定める卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）で目指す人材養成に結びつく学習成果の獲得に対応した教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定めている。前述のかかる方針に基づく短期大学設置基準にのっとり教育課程を編成している。すなわち、教養科目とそれらを基礎とし相互に密接に関連しながら専門性の高い実践力を育む専門教育科目を編成している。

幼児保育学科では、卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に定める5つの学習成果の達成のために、1年次から2年次前期までに幼稚園教諭免許に関する科目、2年次後期から専攻科に保育士資格に関する科目を配置し、相互に関連づけながら、系統的に学習することができるよう授業科目を編成している（提出-4p. 60）。

また、学習成果と対応したカリキュラム・マップを作成している。さらに、学習成果に対応した履修の見通しや学習の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示するために、令和元（2019）年度の入学生より、すべての科目にナンバリングを付与し、カリキュラム・マップおよびツリーを作成した。これらは、『学生要覧・講義要項』に掲載している（提出-4 pp. 41-59）。

単位の実質化や履修単位数の上限については、学習すべき授業科目を精選することで十分な学習時間を確保し、授業内容を深く真に身につけることを目的としてCAP制度を設け、「学則」第26条にCAP制度を定めている（提出-4 p. 7）。本学では履修登録上限単位を1年間に50単位と定め、適正な履修指導を行ってきた。また、優れた成績の学生および専門教育科目に含まれない免許・資格取得に必要な授業科目を履修する場合には、上限を超えて履修することを認めている（提出-4 p. 29）。

成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり、シラバスに学習項目と評価方法・配点比率を明記するとともに初回授業において学生に周知している。また、成績評価にあたっては、各科目において学習到達基準を設定し、絶対評価により評価を行っている。

毎年、シラバスの作成時に、教務部委員会より全教員に「シラバス作成のお願い」を配布している（備付-62）。シラバスには授業概要、学習成果、ディプロマ・ポリシーとの関連、授業時間数と計画、自主学習の課題、成績評価の方法・基準、教科書・参考書、履修上の注意事項などの項目を設けている。またすべてのシラバスは、教職員が分担して点検し、必要に応じて授業担当教員に加筆修正を求めている。

通信教育は行っていない。

これまで、教育課程の見直しは必要に応じて学科会において行ってきたが、令和3（2021）年4月より、カリキュラム検討委員会を立ち上げ、ディプロマ・ポリシー及び教育課程の見直しを定期的に行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。

- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-3の現状＞

本学の教育課程は、各年次における学習段階を定めている。1年次は「保育の基礎を学ぶ」段階、2年次は「保育の専門性を身につける」段階、専攻科は「保育の専門性を深める」段階である（提出-4 pp. 44-45）。

さらに、授業科目群を資格に応じた形式的分類ではなく、以下のように、学習内容に応じた内容的分類を行っている。

本学では、教養教育の授業科目を「1. 社会人の基礎科目群」に、専門教育の授業科目を「2. 保育の目的と基礎科目群」「3. 子どもの理解と支援科目群」「4. 保育の内容と指導法科目群」「5. 保育の実践科目群」に配置している。

また、「1. 社会人の基礎科目群」には、ディプロマ・ポリシー1の「カトリック精神に基づき、幅広い視野に立って、社会人としての教養と、豊かな人間性を身につけている」に基づく授業科目として、「キリスト教学」（1年次）、「人間学Ⅰ・Ⅱ」（2年次）、の各科目を卒業必修科目として設置している。

その他、「聖書学特講」「ドン・ボスコ研究」「心理学」等の人文科学、「基礎英語Ⅰ・Ⅱ」「イタリア語入門Ⅰ・Ⅱ」等の外国語、「日本国憲法」等の社会科学、「情報処理」等の数理・データサイエンス・AIに対応した科目、「健康科学」「体育実技」等が設置されている。

教養教育の授業科目の選定は、学科会で専任教員の意見を聴取し、教務部委員会およびカリキュラム検討委員会にて検討し、授業科目担当者がシラバスを作成しており、実施体制が確立している。

本学の単位認定については、授業科目担当者により、シラバスに明記した通り、試験・レポート・授業への出席状況等の総合的な評価によって行われている。また、成績評価については、授業科目の到達目標と成績評価方法に基づいて、適切に評価される。

評価基準は、「星美学園短期大学学則」第27条にのっとり、A+（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（59点以下）をもってあらわし、A+、A、B、Cを合格とし、単位認定が行われる（提出-規程集1）。

なお、教養教育の効果は、学生による「授業科目アンケート」を行い、その結果の活用報告レポートを作成・公表するなどして、改善に努めている（備付-43）。

本学では資格で設置が義務付けられている授業科目数が多いことから、教養教育は専門科目に深く関わりがあり、かつ専門科目では補いきれない授業科目を開講することで、教養教育と専門教育とを関連づけて学習できるようにしている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業

教育の実施体制が明確である。

- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

本学では、保育者のベースや、保育者に幅広く求められる側面について学ぶ「幼児保育キャリア演習Ⅰ」(1年次)、「幼児保育キャリア演習Ⅱ」(2年次)、「幼児保育キャリア演習Ⅲ」(専攻科)を設けている。

これらの授業科目においては、学習方法を修得する導入教育および、図書館や学生生活に関する各種ガイダンスの他、キャリアセンター主催の就職支援教育に至る内容で実施している。

学生の卒業後・修了後評価への取り組みとしては、進路先(幼稚園・保育所等)に向けては、文書によるアンケートの形で卒業生・修了生の評価を収集するとともに、卒業生・修了生自身にも、文書による卒業後・修了後調査を実施している。アンケート結果は教授会や学科会で報告され、キャリア教育の改善に活かすように努めている。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

本学の教育目標を理解し、カリキュラムの学習に積極的に臨むことのできる人として、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)は学習成果に対応しており、次の通り示している(本文 p. 33 を参照)。

「アドミッション・ポリシー」(入学者受け入れの方針)

本学は、カトリック精神に基づく全人間教育をベースに、人を思いやる心と高い専門

性をもった保育者を育てることをめざしています。そこで、本学では、次のような資質・能力をもった人の入学を期待しています。

1. 本学の建学の精神・教育理念に共感している。
2. 高校までの基礎的な学習内容・知識を習得している。
3. 保育者になる強い意志をもち、保育の専門性を身につける努力ができる。
4. 子どもへの愛情やいつくしみをもっている。
5. 自分の考えを文章や言葉で表現することができる。
6. 人とかかわる上で必要なコミュニケーション能力をもっている。

これらの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、『星美学園短期大学大学案内』、『星美学園短期大学入学者選抜要項』、Web サイトなどに明記している（提出-5 p. 4、提出-11 p. 2）。

また、入学後に学生が獲得する社会人としての基礎となる学習成果および保育者としての専門的な学習成果と対応したものとなっており（基準 I-B-2）、入学者受入れの方針として入学前の学習成果の把握・評価を明確に示す内容となっている。

本学の入学志望者に対し、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、特別選抜等、すべての選抜において面談もしくは面接試験を行い、入学者受入れの方針を評価・判定の基準としている（提出-11 p. 7、備付-63）。

高大連携の観点から、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、特別選抜等の入学者選抜試験において、基礎的な知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、主体的に学習に取り組む態度などが備わっているか否かについて、すべての選抜試験で面接・面談を実施し、判断・評価している。令和 5(2023)年度入試からは、学校推薦型選抜(指定校制)に新たに全国高等学校家庭科保育技術検定を活かした「保育特別指定校推薦」を導入した。各選抜について、いずれの選抜試験も、複数教員が面接に当たり、評価基準を明示した評価シートに基づいて評価している。また、筆記試験には、必ず複数の教員が採点に当たっている。これらの結果について、当日の入試担当者によって仮判定を行った上で、その結果を教授会に報告して意見を聴いたのち学長が可否を決定するというプロセスによって、公正かつ適正に実施している（提出-15 第 7 回, 第 8 回, 第 9 回, 第 10 回, 第 13 回, 第 14 回, 第 15 回, 第 16 回、備付-63、備付-64）。

授業料その他入学に必要な経費については、『星美学園短期大学大学案内』、『星美学園短期大学入学者選抜要項』、Web サイト等に明示している（提出-5 p. 30、提出-11 p. 2）。

入試広報センターおよび入試広報委員会がアドミッション・オフィスとして機能し、入試広報センターについては事務室内に置かれ、職員全員が協力し、入試広報業務に当たる体制となっている。受験の問い合わせは入試広報センターで対応しており、即答できない場合は必ず関係教職員に問い合わせ、適切な回答をするシステムとしている。

広報については、入試広報センターおよび入試広報委員会が中心となり、全教職員の協力の下に広報業務を行っている。全教職員が、参加者の求める情報を十分提供できるよう、毎年 4 月に広報活動準備会を実施し、入学者選抜の方法の変更や広報活動の重要ポイントを全専任教職員で把握し、高校訪問やオープンキャンパスで説明できるよう体制を整えている（備付-65）。

本学では毎年 6～8 月に全教職員で手分けをして高校訪問を行い、入学者受入れの方針を含めた本学の入学者受入れの体制や取り組みについて、高等学校関係者の意見を聴取し、毎年 9 月に全専任教職員で情報を共有している（備付-66）。令和 4(2022)年度は 3 月にも高校訪問を実施した。また、本学は、毎年同一法人内のサレジアン国際学園高等学校（旧、星美学園高等学校）の進路指導教員と第 3 学年の担任教員との選抜情報の共有を行っている（備付-67）。さらに令和 4(2022)年度からは入試広報委員会の作業チームとして高大接続ワーキンググループを設置し、本学の指定校の高校教員や近隣の保育コースを有する高校との情報交換や連携を始めている（備付-68、備付-69）。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

幼児保育学科では、ディプロマ・ポリシーで求めている内容を習得することで得られる成果を学習成果で明示している。ディプロマ・ポリシーで定めた目標を学生が達成するために、個々の授業科目において、どのような能力を育成し、どのような知識、技術、技能を習得させようとしているかをカリキュラム・ツリーで図示している（提出-4 pp. 41-59）。また、カリキュラム・マップでは科目に対応しているディプロマ・ポリシーを明記しており、学習成果に対応している。さらには、令和 3（2021）年度より科目とディプロマ・ポリシーとの関連も記載し、明確かつ具体的な学習成果を掲載したシラバスを作成している。このことから学習成果には具体性があると言える。

本学では、幼稚園教諭二種免許状、特別支援学校教諭二種免許状、保育士資格取得を念頭においた授業科目を設定している。そのため、ディプロマ・ポリシーに対応した学習成果では、保育者としての知識・技術等の能力に関することが挙げられている。幼児保育学科を卒業し、9 割以上の学生が専攻科に進学しており、専攻科修了時には、95%の学生が資格を活かした就職をしていることから、学習成果は一定期間内に獲得可能であると言える。

学習成果については、アセスメント・ポリシーに基づき、評価される。教員は、シラバスに記載した「到達目標（学習成果）」を目指して授業計画を作成し、授業を行い、評価方法と配点比率に従って学生が獲得した学習成果を評価していることから、学習成果は測定可能である。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

前期成績認定教授会では「GPA成績順位表」、「学業成績一覧表」（科目ごとの得点一覧）、を用いて成績単位認定を行っている。卒業認定教授会においては「成績順位表」、「学業成績一覧表」（科目ごとの得点一覧）を用いて成績単位認定および卒業認定を行っている（提出-15 第5回, 第6回, 第15回、備付-45、備付-55）。これらの学習の結果を通して、学生の学習成果を把握している。授業科目の学習評価およびGPAの関係は、以下の表の通りである。

[成績評価の基準]

成績評価	得点	G P	
A +	100点～90点	4.0	
A	89点～80点	3.0	
B	79点～70点	2.0	←達成基準
C	69点～60点	1.0	←合格最低基準
D	59点～0点	0	
X（失格・放棄による不合格）	0点		

各授業科目のGPAは、達成基準2.0、合格最低基準を1.0とし、前期・後期ともGPAが達成基準の2.0を下回った学生に対しては担当教員が個別に学習指導をしている。また、合格最低基準1.0を下回った学生に対しては面談や保護者に状況を文書で通知するなど、学習指導を行っている。GPAについては、高等教育の修学支援新制度の支援対象者の審査や保育実習の参加基準として活用している。GPAの順位は特別支援学校教育実習の選抜に活用している（備付-61 4. 特別支援学校教育実習、提出-4 p.97）。

学生調査としては「授業科目アンケート」と「キャンパスライフ アンケート」を実施している。「授業科目アンケート」は全科目を対象に実施している（備付-44）。「キャンパスライフ アンケート」は毎年1月に全学年で実施し、結果について各部署で検討していた。令和3(2021)年度からは、さらに各部署での検討事項を教職員が把握できるよう、「キャンパスライフ アンケート」を実施した翌年度の7月のSD研修で情報共有を行っている（備付-53）。「卒業アンケート」については1月に実施している。この結果は「専攻科修了アンケート」とともに高校訪問・オープンキャンパスの資料として「広報活動準備会」で配布しているが、主に入試広報委員会で結果をもとに広報活動に活かされている（備付-50、備

付-51)。具体的な提案事項が抽出された場合は、学科会やキャリアセンターに提案し、さまざまな改善につなげている。

卒業生の就職先に就職1年目の12月～1月に専攻科修了生も含めて本学のDPに基づくアンケートと自由記述にて調査を行っている。同窓生への調査は、卒業生、専攻科修了生に郵送してアンケートを実施し、就業状況や就業上の悩み、学生時代の学びで仕事に役立っていることについて調査を行っている(備付-58、備付-24、備付-59)。これらの調査結果をIR委員会で検討し、さらにカリキュラム検討委員会、学科会、教授会でカリキュラムの改善に反映できるよう検討している。

インターンシップについて本学ではボランティアを多く勧めているが、令和2(2020)年からのコロナ禍においてはボランティアの受け入れ先を見つけるのが困難であった。夏期の保育所や学童保育のアルバイトについては専用の掲示板を学生玄関の近くに設置し、学生の目に触れやすくしているため、1年次から保育所でのアルバイトをしている学生もいる。

留学希望者はいない。

大学編入学率については毎年1名前後の希望者しかいないため、大学編入学率そのものを活用していないが、大学編入希望者に対しては学生の希望に合わせて担当教員が適切に指導している。主な編入理由は、幼稚園教諭一種免許状や、特別支援学校に正規採用を目指して小学校教諭免許状を取得するためである。本学では特別支援学校教諭免許の基礎免許が幼稚園教諭免許となっているため、特別支援学校への就職希望者は臨時採用(臨時的任用教職員)となっている。正規採用のためには小学校以上の教員免許状が必要なことから、これらの免許の取得が四年制大学への編入の大きな理由となっている。

在籍率、卒業率、就職率そのものは活用していないが、学科会等で学生の個別的な状況は共有されており、学生の指導の改善につなげている。なお、在籍率、卒業率、就職率に関しては、毎年5月に学生の就職状況の一覧を教授会で実数とともに把握している(提出-15第2回)。

学生による「授業科目アンケート」はWebサイトの情報公開にて集計したものを公表している。また、各授業科目については、専任教員・非常勤教員ともに結果について「授業科目アンケートの活用について(報告)」をFD委員会へ提出し、そのレポートは学内の講師控室、および図書館で公開し、学生、教員ともに閲覧できるようになっている(備付-43)。なお、公開についてはブログで告知している。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

卒業生への調査は、卒業生、専攻科修了生の就職先へ就職1年目の12月～1月にアンケートにて調査を行うとともに、卒業生、専攻科修了生に郵送して「卒業生・修了生キャ

リア アンケート」を実施している。内容としては、本学ディプロマ・ポリシー(以下、DP)に直接結びつく設問を取り入れ、卒業した学生の学習成果の把握をはかっている。卒業生の進路先(幼稚園・保育所等)に向けては、選択肢と自由記述文書による「卒業生・修了生に関する就職先アンケート」で卒業生の評価を収集している。なお、令和3(2021)年度からは、就職2年目の卒業生にも同様のアンケートを実施し、就職1年目との比較検討をしている。回収した「卒業生・修了生キャリア アンケート」の結果はキャリアセンターがまとめ、IR委員会にて検討したのち、さらにカリキュラム検討委員会、学科会、教授会でカリキュラムの改善に反映できるよう検討している。なお、「卒業生・修了生キャリア アンケート」の回収率が低かったことから、令和4(2022)年度からはアンケートをGoogle Formでも作成し、QRコードを添付して回収率の向上を図った。その結果、わずかではあるが回収率が向上した。

DPに対応する設問についてのデータを見ると、おおむねよい評価を受けているが、言葉遣い・文章力については他のDPと比べると若干低い評価である。この評価を受け、1年次の「幼児保育キャリア演習Ⅰ」では、毎回感想文やリアクションペーパーを書き、丁寧に添削して返却することで文章を繰り返し指導し、文章力の向上をはかっている(提出-4 pp.176-177)。前出の「卒業生・修了生キャリア アンケート」において就業状況や就業上の悩み、学生時代の学びで仕事に役立っていることなどについて調査を行っている。特に「学生時代の学びで役に立っていること」「キャリアセンターへの要望」については、改善につながる回答が多く寄せられている(備付-58、備付-24、備付-59)。また、キャリアセンターでは多くの就職先の担当者(理事長、社長、園長、人事担当)や卒業生から就職先での様子を聴き、学生の就職活動に活かしている。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

キャリアセンターに来訪した幼稚園や保育所の管理職の方々から就労の実態や卒業生・修了生の評価を聴取しているが、教員への情報の共有が難しい。情報共有の方法について検討の必要性を感じている。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料

10 星美学園短期大学 Web サイト「情報公開」/3つのポリシー・学習成果

<https://www.c.seibi.ac.jp/info/policy.html>

4 星美学園短期大学 『学生要覧・講義要項』 [令和4(2022)年度]

pp.117-126, pp.121-122

提出資料-規程集

- 1 星美学園短期大学学則 第29条
- 26 星美学園短期大学教務部委員会規程
- 10 星美学園短期大学事務組織規程
- 70 星美学園短期大学 障がい学生支援基本方針

備付資料

- 39 星美学園短期大学シラバス作成ガイドライン (令和5(2023)年度用)
https://www.c.seibi.ac.jp/info/fati/pdf/syllabus_guideline.pdf
- 81 令和4(2022)年度「評価基準」資料
- 55 令和4年度 GPA成績順位表
- 30 遠隔授業に関するアンケート [令和2(2020)年度・前期]
https://www.c.seibi.ac.jp/info/fati/pdf/course_completion_2020_01.pdf
- 31 授業に関するアンケート [令和2(2020)年度・後期]
https://www.c.seibi.ac.jp/info/fati/pdf/course_completion_2020_02.pdf
- 32 授業科目アンケート (2021年度・前期)
https://www.c.seibi.ac.jp/info/fati/pdf/course_completion_2021_01.pdf
- 33 授業科目アンケート (2021年度・後期)
https://www.c.seibi.ac.jp/info/fati/pdf/course_completion_2021_02.pdf
- 34 授業科目アンケート (2022年度・前期)
https://www.c.seibi.ac.jp/info/fati/pdf/course_completion_2022_01.pdf
- 35 授業科目アンケート (2022年度・後期)
https://www.c.seibi.ac.jp/info/fati/pdf/course_completion_2022_02.pdf
- 37 FD研修会記録 [令和4(2022)年度]
- 61 実習ハンドブック [令和4(2022)年度]
- 85 実習日誌
- 17 保育・教育特別セミナーチラシ [令和4(2022)年度]
- 82 星美学園短期大学図書館利用案内
- 83 ICT基礎講座資料
- 84 オンライン授業・会議に関する研修会資料
- 86 実習ポートフォリオ
- 87 令和4(2022) テアトロ☆SEIBI のまとめ
- 88 幼稚園教諭免許状取得に必要な授業科目に関するポートフォリオ[令和4(2022年度)]
- 89 2022年度 星美学園短期大学 学務運営組織図
- 90 ハラスメント しない・させない・許さない ～ひとりで悩まないで～
- 91 令和4(2022)年度 サークル一覧
- 92 令和4(2022)年度 星美祭学生アンケートの回答結果

星美学園短期大学

- 93 星美学園短期大学 Web サイト「キャンパスライフ」/学生会館・住まい
https://www.c.seibi.ac.jp/campus/single_life/
- 94 星美学園短期大学 Web サイト「選抜情報」/奨学金・その他制度
<https://www.c.seibi.ac.jp/admission/scholarship/>
- 95 2022 年度 健康診断
- 96 急病人が発生した場合の基本的な対応について
- 97 学生相談室紹介動画 <https://youtu.be/ScOE7en-V58>
- 41 星美学園短期大学事務部活動「みなさんの声」について
- 52 キャンパスライフ アンケート結果一覧 [令和 4(2022)年度]
- 40 キャンパスライフ アンケート [令和 4(2022)年度]
- 98 2022 年度 障がいのある学生に対する合理的配慮の取組状況について
- 99 星美学園短期大学 Web サイト「キャンパスライフ」/障がい学生支援の取り組み
https://www.c.seibi.ac.jp/campus/disability_support/
- 19 令和 4 (2022) 年度「現場体験活動記録
〈ボランティア・インターンシップ・フィールドワーク〉」
- 104 令和 4(2022)年度 キャリア支援年間計画
- 100 令和 4(2022)年度 学生相談室に関するアンケート結果
- 101 「多様な性ってなんだろう？」を聞いて (学生部アンケート)
- 102 令和 4(2022)年度 自宅外通学学生の集いに関するアンケート結果
- 103 女性に対する犯罪被害防止講習

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
- ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
- ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

教員はシラバス作成において、「星美学園短期大学 シラバス作成ガイドライン」に基づき、各授業科目で習得すべき「履修者の到達目標（＝各科目で得られる学習成果）」が、どのディプロマ・ポリシー（DP）の習得に結びついているのかを明示するとともに、「履修者の到達目標」とDPの到達度を正確に点数化し、成績評価するための「成績評価基準」として、「学習項目と評価方法・配点比率」の表を明示して、各授業科目における学生の「学習成果」の獲得状況を適切に評価できるようにしている（備付-39）。

基準Ⅰ-C-2の現状にも述べた通り、全専任教員および教務・学生支援課員が、学生の「学習成果」に資する適切なシラバスの作成のために、シラバスの項目を分担して点検しているが、各授業科目の「学習項目と評価方法・配点比率」の関係が明確かつ適切に設定されているかについても点検し、「履修者の到達目標」に対応する「学習項目」がどの方法により成績評価されるかの記述が不明確またはやや妥当でないと思われる科目については、担当教員にフィードバックし、修正している。これらの手続きを通して、明確かつ適切な評価基準が提示されるように努めている（備付-39）。

また、各授業科目におけるレポートや実技、制作物等の「成績評価基準」については、平成23（2011）年度より研究が始められ、平成28（2016）年度より、可能なかぎりの授業科目において、明確な「評価基準」や「ルーブリック評価表」により適正な評価を行うように努めている。「幼稚園教育実習」や「保育実習」の『実習日誌』の採点では、「ルーブリック評価基準表」を事前に学生に配布・解説して、学生に習得すべき「学習成果」への到達を促すとともに、公正な「学習成果」の査定ができるように努めている（備付-81）。

「学習成果の獲得状況の適切な把握」は、各教員が担当する授業科目における学生の「学習成果」の測定と記録により行っている。また、他の授業科目における学生の「学習成果」については、教務・学生支援課が作成した学生全員の履修科目の得点およびA＋～Dの成績評価、単位取得失格者の状況、学生ごとのGPA、GPAによる成績順位の記された一覧表によって把握している（備付-55）。

「学生による授業評価アンケートの実施と授業改善への活用」は、毎年実施することとしている。令和2（2020）年度のみ、コロナ禍による遠隔授業実施のため、全授業科目を対象に例年対面で実施しているマークシートおよび自由記述による「授業科目アンケート」

は実施せず、代替として前期は「遠隔授業」に関するアンケートを、後期は「授業に関するアンケート」を実施した。令和3(2021)年度より、再び同「アンケート」を実施し始めた(備付-30、備付-31、備付-32、備付-33、備付-34、備付-35)。

「授業科目アンケート」に見られる学生の授業評価から、教員は、学生の「学習成果」の点検と、自らの授業の内容や方法、教材等の点検を行い、授業改善の報告書をまとめ、次年度の授業科目やカリキュラムなどの充実、改善のために活用している。

「授業内容についての授業担当者間での意思の疎通、協力・調整」については、毎年7月に実施している専任教員によるFD研修で行っている(備付-37)。令和2(2020)年度、令和3(2021)年度、は新型コロナウイルス感染症防止のため開催はできなかったが、令和4(2022)年度から再開した。

専任・非常勤教員の合同FD研修としては平成28(2016)年度から「科目DP担当者会」という名称で、各授業科目でのDPの達成状況やDP達成のための各授業間の連携等について意見交換し、授業担当者間での意思の疎通を図っていた。令和2(2020)年度からは新型コロナウイルス感染症防止のため実施していなかったが、令和5(2023)年度から専任・非常勤教員の合同FD研修を毎年1月に実施すべく、令和4(2022)年度からFD委員会で検討を進めている。

専任教員の学科会では、月に1回、学科の行事や教育内容等について審議し、業務の分担や調整を行うとともに、必要な情報の共有を行っている。例えば、必修科目の「幼児保育キャリア演習Ⅰ・Ⅱ」は、各学年のクラスアドバイザー(学年担当教員)が複数名で担当している科目であり、各年度の前・後期が始まる前に、授業計画について検討し、各回の授業内容の分担を決めて、協力体制で実施している。

幼稚園教育実習、特別支援学校教育実習、保育実習ごとの実習担当者の打ち合わせにおいては、それぞれの実習担当教員が頻繁に集まり、「実習指導」の授業内容の検討・実践・点検・充実化を協力して行っている。

上記3実習の担当者全員による実習ワーキンググループの会議においては、月に1回、3実習で必要な情報を共有し、共通して実施すべき事項や改善事項について検討、実施している。例えば、毎年新入生に配布する『実習ハンドブック』や、『実習日誌』の内容の検討や改善などについて行っている(備付-61、備付-85)。

同一科目においてピアノや声楽等の教育内容を複数教員で担当する「幼児と表現(音楽)Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」担当の専任・非常勤教員合同の会議では、指導項目や指導方法、成績評価等の差異が生じないように意思の疎通、協力・調整を図っている。

「教育目的・目標の達成状況の把握・評価」は、本学の「学科の目的」を踏まえて設定したディプロマ・ポリシーが、各授業科目においてどの程度達成され、身についたかを各教員が評価することで行っている。前述の通り、各授業科目のシラバスにおいて、それぞれの科目を通して習得すべきDPと科目の「到達目標」「学習項目」、および、その評価方法・配点基準の関係を明確に設定し、明示している。そのため、各科目の成績評価を行うことで、本学の「教育目的」およびディプロマ・ポリシーの到達状況が把握できる(提出-規程集1、提出-10)。

また、卒業後の就職先および卒業生へのアンケートでは、本学のDPが卒業生において達成されているかについての設問を設定しており、アンケートの回答結果から、本学のD

Pおよび「教育目的」の達成状況を把握することができ、このような「学習成果」の評価結果を、教育内容の改善にフィードバックできるように努めている。

「学生に対する履修および卒業に至る指導」は、学生の入学時、および年度初めの「履修ガイダンス」や期末試験前の「テストガイダンス」等において行っている。

本学では、各専任教員が学年ごとに3～10名の学生を担当し、学生生活、勉学、進路全般等について、きめ細かい指導やサポートを行う「アシステンテ制度」がある。この「アシステンテ制度」は、本学の建学の精神である「予防教育法による全人間教育」を行うことによるものである。「予防教育法による全人間教育」は、理性と宗教と慈愛に基づき、家庭的環境の中で行う、青少年の全人間的な教育であり、本学の教職員は「愛情から信頼が生まれ、信頼から教育が生まれる（創立者 聖ヨハネ・ボスコの言葉）」と考え、学生一人ひとりを善なる心をもつ存在として大切にしている。本学では、愛情の一つの表れとして、「アシステンテ（学生に寄り添い、サポートや指導を行う存在を意味するイタリア語）」という教育方法で、各専任教員が担当する学生を指導やサポートする態勢を整え、実施している。

また、問題を抱えている学生については、学科会の「学生の動向」の中で報告し、全教員で把握し、配慮して指導することとしている。

なお、学生へ配布する成績表にはGPAも併記し、GPAが達成基準の2.0を下回った学生に対しては、アシステンテが面談等で学習指導を行ったり、GPAが合格最低基準の1.0を下回った学生に対しては、面談や保護者への文書の通知により、アシステンテが履修および卒業に至る指導を行っている（備付-55）。

本学事務部の事務職員は、企画管理課と教務・学生支援課の2課体制である。少人数のため、各部署の業務を兼務しており、どの職務にも柔軟に対応ができ、各業務を通じて、学生の学習成果の認識について、十分認識している。また、事務職員は、各委員会にメンバーとして会議に出席し、教育方針や学生指導の方針や動向などを的確に認識している。

企画管理課内には、受付（各種手続き）、管理（学内の設備管理）、会計（学納金納入等の相談にあたる）、業務（学内の清掃）、図書館、入試広報等を担当する事務職員がおり、それぞれの職分で学生と関わり、学生への各種支援を行い、学習成果に貢献している。

教務・学生支援課には、教務、学生支援、情報教育支援、キャリア支援、公開講座を担当する事務職員がおり、それぞれの職分で学生と関わり、学生への各種支援を行っている。教務担当者は、履修登録手続きとその確認作業、成績素点・評価の処理、成績の通知等の業務を行っている。科目担当教員から学生の授業受講状況や課題等の進捗提出状況の報告を受けることがあり、必要に応じて、アシステンテ（個別指導教員）等に、密に報告・調整をしながら、学生の学習成果の獲得の支援を行っている。学生支援担当者は、学生の各種行事、奨学金などの学生生活の支援を通し、学習成果を認識している。キャリア支援担当者は、卒業後の進路について、「幼児保育キャリア演習Ⅰ」（1年次）、「幼児保育キャリア演習Ⅱ」（2年次）、「幼児保育キャリア演習Ⅲ」（専攻科）の授業の中で、定期的にガイダンスを行うと同時に、個別面談・個別指導を強化し、免許・資格や学びを活かして、希望の職種へ進めるようキャリア支援・就職活動のサポートを行っている。なお、第三者評価第2評価期間（平成28(2016)年）時に課題としていた、教育・保育実習データの輸入は、令和2(2020)年度から新事務システムに入力しており、令和3(2021)年度からは併せて

就職・進路データも入力を行い、学生または実習先・就職先からのクロス検索が可能となり、キャリア支援・就職活動支援に活用している。公開講座担当者は、「保育・教育特別セミナー」等の公開講座の受講案内（学生は無料で受講可）を行い、希望する学生が受講できるように支援している（備付-17）。

教育目的・目標の達成状況の把握については、事務部長が教授会に出席して本学全体の状況、学科の状況や学生の動向などを把握し、事務職員に報告、周知徹底を図り、情報を共有することとしている。また事務職員は、所属する委員会での決定事項・報告事項などを、月に1回程度開催する事務連絡会や臨時の連絡会で報告し、情報の共有を行うことにより、教育目的・目標の達成状況を把握している。

学生の履修状況、単位修得状況、学納金納付状況、進路決定状況などについても、各担当部署が把握している。学生の個人的状況は、各事務職員の事務システム端末からも確認することができるため、履修及び卒業に至る支援状況は、全事務職員が随時共有している。また、必要に応じて担当の教員にも報告することにより、教員との連携も密に行っている。

事務職員は、学生の成績記録を「星美学園短期大学教務部委員会規程」及び「星美学園短期大学事務組織規程」に基づき適切に保管している（提出-規程集 26、提出-規程集 10）。

図書館では、学習向上のための支援として、新入生に対して4月に「図書館利用案内」を配布し、図書館利用に関するガイダンスを実施している（備付-82）。これにより、入学時に図書館の利用方法を確実に伝えている。ただし、令和2（2020）年度～令和4（2022）年度はコロナ禍により、説明のみ行い館内ツアーは実施していない。学習向上のため、図書館では相互協力サービス、レファレンスサービス、文献検索などのサポートも行っている。特に学生はレポート作成のため、図書館のPCをよく利用する。図書館員は、ノートPCの貸出や情報検索の支援なども積極的に行っている。さらに、学生の利用を促進することを目的に、教員と共同で図書館にある展示ケースを利用した「企画展示」や特集展示など「特設コーナー」を設けている。

図書館では、学生の購入希望の申し込みを受け付けている。図書館 Web サイトでは、図書館利用ガイドのほか、蔵書の検索ができるシステムを導入し、学生の図書館利用の向上につなげている。学生の自主学習のための環境として、図書館内での視聴覚機器の貸し出しやノートPCの貸し出しを行っている。プリントアウトも可能となっており、主にインターネットとレポート、卒業研究等の文書・表作成のために利用している。

また、図書館利用に関するアンケート調査も積極的に活用し、利便性の向上と利用する学生の学力向上、学習成果の達成等を図っている。図書館の通常開館時間は、平日9時～16時50分であるが、令和2（2020）、令和3（2021）年度はコロナ禍により、平日10時～16時と短縮した。なお、令和4（2022）年度からは、通常通りの開館時間に戻している。コロナ禍により、学生の来館頻度は減少したが、図書館外でもインターネット経由の検索システムを活用できるなど、環境は整えている。

第三者評価第2評価期間（平成28(2016)年）時には、図書館員（司書）が事務職を兼務する状況であったため、本来の司書業務になかなか手が回らないことを課題としていたが、平成30（2018）年度より、図書館業務を外部委託したことにより、図書館の業務のみに専務できるようになり、改善された。

教員は各研究室に、事務職員は事務室の各自のデスクに専用の PC が配置されており、授業の教材作成や視聴覚資料準備、事務の資料作成およびデータ管理など各方面で、教職員すべてが PC を利用している。大講義室、LL 教室、情報処理実習室、情報処理演習室、視聴覚室、マルチメディア教室（303、305、306、403、405、213、214、215 教室）などでは、コンピュータを授業に活用している。授業では、学習成果が上がるように、教室にスクリーン・プロジェクター・音響マイク設備と、教卓に備え付けのノート PC、学内 LAN（有線・無線）等を設置し、パワーポイント、DVD などの動画を用いた映像が投影でき、適切に活用している。

就職活動にも PC による検索や情報収集は欠かせないため、学生が自由に利用できるキャリアセンター室の PC で、求人票の閲覧、プリントアウトができるようになっている。

また、学生の自主学習のため、情報処理実習室（311 教室）及び情報処理演習室（301 教室）の PC の貸し出しを行っている。

令和 2（2020）年度は、コロナ禍により、遠隔授業を取り入れることとなり、大講義室・305・405 教室の教卓をマルチメディア教卓に改修した。また、無線 LAN（Wi-Fi）を導入し、本校舎 1 階 2 カ所（ステラホール、学生玄関前）、2 階 3 カ所（研究室前東西廊下、214 教室）、3 階 4 カ所（303・305・306 教室、ラウラルーム）、4 階 2 カ所（403・405 教室）の 11 カ所と図書館棟 2 階 2 カ所（大講義室）の合計 13 カ所にアクセスポイントを設置した。これにより、学生は持参した PC やスマートフォンから、Wi-Fi を使ってインターネット等にアクセスできるようになった。令和 3（2021）年度は、213・214・215 教室をマルチメディア教卓に改修した。

教職員は、PC 利用技術の向上を図るため、情報ネットワーク委員会主催による ICT 講座を定期的に受講している（備付-83）。

ICT 講座では、教育課程及び学生生活支援サービスを充実させるための情報提供と、PC 利用技術の向上を図っている。

令和 2（2020）年度は、遠隔授業に対応するため、令和 2（2020）年 5 月 13 日に外部業者と本学教職員による「オンライン授業・会議に関する研修会」を開催した（備付-84）。

【区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。

- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

授業や学生生活についての情報は、『大学案内』および Web サイト等を通じて広く周知し、入学手続き者に対しては、「入学手続きの案内」「寮の案内」「奨学金の案内」等を配布して入学準備に関わる情報を提供している。

入学者に対しては、学習、学生生活のための新入生オリエンテーションを入学式より前（例年3月下旬）に実施し、入学式後より2日間、実施している。オリエンテーションでは、年間行事予定、学科のカリキュラム、単位制度、出欠席、授業時間、履修登録の説明および学生生活に関わる情報を扱っている。

在学生については、学習成果の獲得に向けて、学習の動機づけに焦点を合わせた履修ガイダンスを実施している。さらに、星槎大学との連携校制度を利用した小学校教諭免許状の取得を目指す学生については、希望者を対象としたガイダンスを行っている。

『学生要覧・講義要項』『図書館利用案内』を毎年、発行・配布しており、いずれも Web サイトから閲覧可能である。

『学生要覧・講義要項』は、「学則」、建学の精神、教育理念、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーと、学習の仕組みと卒業までの計画、履修登録、授業、試験、教育課程と開講科目一覧、講義要項、免許・資格のための教育課程、学生生活上の注意等について記している。同様の内容を本学 Web サイトの「情報公開」のページに公開して、活用できるようにしている。

また『学生要覧・講義要項』は、新入生ガイダンス、履修ガイダンス、テストガイダンス、初回授業等の際に活用し、教育支援を行っている。

「学習相談室」は専任教員が担当しており、各教員の専門性や担当科目に応じて、①編入指導、②実習日誌の書き方、③就職試験対策のピアノレッスン、④就職活動のための履歴書およびエントリーシートの書き方指導、⑤専門科目の補習、⑥パソコン操作など学生の要望に応じて対応している。「学習相談室」の相談内容と担当者については、掲示および「幼児保育キャリア演習Ⅰ」の授業にて学生に周知している。

基礎学力が不足する学生や、課題進度が遅い学生については、授業時間外または長期休業期間中等に個別の補習を行っている。入学手続きのうち希望者にはピアノの個別レッスンを入学前から行っており、ピアノ初心者や短期大学でのピアノの指導に不安のある学生に対応している。

「幼児保育キャリア演習Ⅰ」では、基礎学力養成のために保育現場に必要な漢字を中心とした漢字テストや文章力を養うための課題を出題し、指導を行っている。

学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制として、全専任教員に「オ

フィスアワー」を設定している。また、専任教員が学年ごとに3～10名の学生を担当し、学生生活、勉学、進路等の相談に応じる「アシステンテ制度」により、一人ひとりの学生にきめ細やかに指導する体制を整えている。1年次の前期には、アシステンテ面談すなわち学生と専任教員による個別面談を実施し、入学後の早い段階から学生が相談しやすい環境を整えている。

とくに問題を抱えている学生については、学科会において報告し、専任教員全員で把握し、配慮、指導する体制を整備している。

本学では、通信による教育を行う学科・専攻課程を設置していない。

進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援として、「学習相談室」において、学生の要望に応じて、個別指導を実施している。

「基礎英語Ⅰ・Ⅱ」では、「レベルチェックテスト」を実施し、学生のレベルに合わせたクラスを設定している。また、「幼児と表現(音楽)Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」では、各学生のレベルに合わせた課題を設定している。

なお、学習意欲が高く、星槎大学との連携校制度を利用した小学校教諭免許状の取得を目指す学生に対しては、希望者を対象としたガイダンスを行っている。

外国人留学生の受け入れ、および海外の短期大学・大学との交換留学については、体制は整えられているが、2018(平成30)年度以降、外国人留学生は在籍していない。

「学習成果の獲得状況を示す量的データ」として、前期・後期ごとの単位取得状況、GPA結果、3実習(幼稚園教育実習・特別支援学校教育実習・保育実習)の評価結果、2年卒業時・専攻科修了時の資格取得状況、また、学生による「授業科目アンケート」や「キャンパスライフアンケート」の評価結果など、学習成果の量的な査定が可能な資料を基に、各教員、および学科、教務部、学生部、キャリアセンター、事務部、FD委員会・IR委員会などの各担当部署のメンバーが、各会議において、それぞれ学習支援方策の点検を行っている。

また、「学習成果の獲得状況を示す質的データ」として、3実習での学習成果の振り返りレポートや、「幼児保育キャリア演習Ⅱ」において行う「テアトロ・SEIBI」(学生による、子ども対象の創作劇)の活動による学習成果の振り返りレポート(2年次)、「保育・教職実践演習(幼稚園)」の授業で行う学修ポートフォリオ(2年次)、キャリアセンターによる「卒業生・修了生に関する就職先アンケート」「卒業生・修了生キャリアアンケート」の自由記述など、学習成果の質的な査定が可能な資料を基に、学習成果の獲得のために必要な学習支援方策や改善策について、点検を行っている(備付-86、備付-87、備付-88)。

【区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。

- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導・厚生補導等）については、学生部委員会がある。メンバーは、専任教員（学生部長を含む）と職員（キャリアセンター長を含む）で構成されている。毎月1回学生部委員会を行い、学生の福利厚生や保健・安全管理、サークルや学生主体の活動のサポート、就職・進路のキャリア支援、奨学支援など、学生生活に必要な事案や学生からの要望を審議し、実行している。必要に応じて学科長、クラスアドバイザー（学年担当教員）、アシステンテ、サークル顧問教員らと情報共有し、適切な方法を探りながら学生に指導・助言を行っている。学生部委員会の下に、防災ワーキンググループと就職ワーキンググループが組織されている。防災ワーキンググループは災害時を想定した防災訓練や備蓄品の管理、就職ワーキンググループは就職に関連する相談業務全般を扱っている（備付-89）。

また、非常勤の専門相談員（カウンセラー）に学生が悩みや問題を個人的に相談できる「学生相談室」がある。学園全体の組織として位置付けられている「星美学園ハラスメント防止委員」のメンバーは学生部メンバーが兼任しており、相談体制を整備していると同時に、ガイダンスや掲示を通して周知している（備付-90）。

なお、学生生活に関する情報や注意事項は、『学生要覧・講義要項』に記述し、学生生活ガイダンスにおいて、学生部委員によって学生に説明・確認が行われている（提出-4 pp. 117-126）。

サークル活動については、学生部委員会に部員・部長等を届け出て、申請すると活動補助費が支給される。サークル活動の申請と認証は随時行っている。サークルには、必ず顧問をおき、学生のサークル活動に関する相談にのっている。また顧問は活動を行う際の教室確保や外部講師依頼なども行う。サークル活動に関する細則は『学生要覧・講義要項』に記載されている（提出-4 pp. 121-122）。

令和2(2020)年度の前期は、コロナ禍により全面遠隔授業となりサークル活動は休止と

なった。後期は分散登校となり、新型コロナウイルス感染症対策をふまえたサークル活動の全面開催は物理的に困難であると判断した。しかし、茶道部の学生から活動再開の要望があり、新型コロナウイルス感染症対策をふまえたサークル活動の実施について検討し、事前の届出、事後の報告書の提出、消毒キットの貸し出しなどの環境を整えて実施することになった。

令和 3(2021)年度は、少しでもコロナ禍以前の状態に近づけるべく、可能な限りのサポートをしていく体制をとり、サークル活動の再開を呼び掛けたところ、既存のサークル団体は全て活動再開を希望した。そこでまず、サークル紹介を行いたいという学生の要望から、メンバー募集を呼びかけるポスターの掲示や、昼休みにオンラインもしくは対面にて各学年にサークル紹介活動を行った。その結果、各サークルには新メンバーが加入した。新型コロナウイルス感染症対策を伴いながらの活動ということで、これまでのように活発に行われているとは言えないが、企業とタイアップした SDGs に関連した活動を新たに企画するなど、コロナ禍でも可能な活動を探り、積極的に取り組んでいるサークルもあった。

令和 4 (2022) 年度は、新サークルも発足し、学園祭にも参加するなど、コロナ禍以前の活動状況にほぼ戻っている (備付-91)。

学園行事である学園祭には、短期大学は「星美祭」として参加しているが、令和元(2019)年度は台風により中止となった。令和 2(2020)年度および 3(2021)年度はコロナ禍により中止となり、3 年連続で開催されなかった。これまで各学年から「星美祭実行委員」を募り、実行委員が主体となって星美祭を企画・運営してきた。しかしながら、令和 3(2021)年度は、在学生全員が「星美祭」を経験していないことから、「星美祭実行委員」という名称を「学生活動委員」へ変更し、「星美祭」とは関係なく、学生主体の活動全般をとりまとめる役割へと発展させた。教職員もこれまでの学園祭のイメージにとられることなく、学生が学校生活をより楽しむことができるよう学生たちが求めるものを実現することを学生部の役割と位置付けた。まずは Google Form でアンケート調査を行ったところ、球技大会や映画観賞会、他学年との交流の機会を持ちたいとの回答が多くみられた。これを踏まえて学生活動委員が、星美祭で実現できることについてさらに学生の要望を聞きながら話し合いを行い、星美祭に向けた企画を検討した。しかしながら、令和 3(2021)年度はコロナ禍により星美祭は中止となり、代わりにオンラインを使った 1 年生と専攻科生の交流企画「実習について先輩に何でも聞いてみよう」を実施した。

令和 4 (2022) 年度は、4 年ぶりに星美祭を開催したが、新型コロナウイルス感染症対策のため、来場者は学生の関係者と学内関係者に限定する形で実施した。また、学生から学年の交流と学年を超えた交流のどちらも図りたいとの要望があり、二日間の開催期間のうち、学年での企画は初日と二日目の午前中に、学年を超えた交流の企画は、二日目の午後に設定した。学年を超えた交流の時間は、来場者が帰った後に設定し、自由参加であったが、多くの学生が参加した。学生活動委員が中心となり、学年を超えたグループ対抗の宝探しゲームや、花火大会を実施した。学生部の教職員は、企画段階から準備期間、当日に至るまで、学生活動委員の要望を随時、聞き取り、学生部内で情報共有しながら、学生の希望に添った学園祭が実現できるようサポート体制をとった。後に実施したアンケートでは、回答者の 9 割が学園祭に満足し、学年を超えた交流がもてたと回答している (備付-92)。

学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティへの配慮では、学生の休息スペースとして、1階に学生食堂（ステラホール）と3階にラウンジ（ラウラルーム）がある。売店の設置については、令和4（2022）年度後期講義終了日までは、ステラホールに隣接するコンビニエンスストア「Yショップ」があり、運営は外部業者（錦電サービス（株））に委託していた。外部業者とは定期的に打ち合わせを行い、学生の要望や実習日程・大学行事などを情報共有し、それを踏まえて、扱う商品の入れ替えや、学生の動きに合わせたデザート類の特別販売や割引セールを実施し、学生サービスを充実させていた。また、教科書や文房具類、実習に必要な教材等の販売も、時期に合わせて購入出来るよう便宜を図っていた。しかしながら、コロナ禍によるオンライン授業の実施や在宅ワーク、学生数の減少などにより、売上げが減少し、ここ数年は赤字経営が続いていた。今後も売上増が見込めないことから、令和5（2023）年1月をもって、Yショップを閉店した。これを受け、令和5年度の新学期開始時期に間に合うように、自動販売機の導入を検討している。在校生と教職員を対象に、自動販売機の設置に関するアンケートを実施し、学生のニーズに合った福利厚生の内容について検討している。

ステラホール前には、給湯器・給茶器と電子レンジが設置され、いつでも学生が利用できるよう補充・管理している。

令和3（2021）年5月末より、新型コロナウイルス感染症によって経済的な負担を感じている学生を支援するために、学外のボランティア団体がキッチンカーで昼食販売を行っている。設立母体サレジアン・シスターズのボランティア団体 VIDES JAPAN によるもので、週1～2日、低価格で栄養価が高い学生に人気のメニューが提供されており、学生にはたいへん好評であった。令和4（2022）年度は、月に1回、キッチンカーを利用した昼食販売が、学生には1食300円で行われている。また VIDES JAPAN は、月に1～2回、学内にてカレーライスの移動販売も行っている。

宿舎が必要な学生に対しては、提携している近隣の学生会館（北園女子学生会館、駒込寮、学生会館ドーム）を勧めている。北園女子学生会館については、入学前にはオープンキャンパス参加者や入学選抜試験受験生を対象として、「無料体験入館（1泊）」が実施されている。本学の学生として入館する際には入館料の割引や、保証金の一部を本学が立て替える制度もあり、入居時の学生の経済的負担減を図っている。また、本学卒業生が経営する不動産会社（（株）埼京）を紹介している。これらの業者については、本学 Web サイトで紹介している他、オープンキャンパスでチラシを配布しているが、実際に利用している学生数が減少していることもあり、多様な学生のニーズに合わせて、学生に紹介する業者を検討している。令和3（2021）年度には、学内コンビニエンスストア運営業者であった錦電サービス（株）と連携している不動産業者や、管理人常駐を前提とした学生会館を運営している業者など、受験生や学生へ紹介するあっせん業者を増やし、宿舎が必要な学生が安心して学生生活を送ることが出来るよう、選択肢を広げるための改善をすすめている（備付-93）。

通学のための便宜については、最寄り駅から徒歩10分圏内に立地しているため、通学バスは運行していない。本学は坂の上に立地しているが、赤羽駅前発の路線バスが運行し、正門前に停留所があるため、必要に応じて利用している学生はいる。また、本学は同一敷地内に幼稚園、小学校、中学校、高等学校が併設されている総合学園であるため、登下校

時の安全性を考慮し、自転車・バイク・車での通学は認めていない。しかしながら、自転車通学については、受験生や学生から要望が出ており、自転車通学が可能となるような環境の整備について検討を重ねている段階である。

奨学金等、学生への経済的支援のための制度については、公の支援制度と本学独自の支援制度がある。公の支援制度については、毎年約3割の学生が独立行政法人日本学生支援機構による貸与奨学金ならびに高等教育の修学支援新制度を利用している。本学独自の支援制度については、「小山君子(こやまきみこ)奨学金」、「教育後援会による貸与型奨学金」、「同窓会からの学資支援金寄付による学生支援」がある。「小山君子奨学金」は、本学の元職員である小山君子氏より遺贈された資金によるもので、学生が経済的理由により本学専攻科への進学を諦めることがないように、主に専攻科生を対象とした給付型奨学金や授業料減免として実施されている。「教育後援会による貸与型奨学金」については、経済的事情で学費の支弁が困難な学生に対し、申し出があった場合、随時、活用している。「同窓会からの学資支援金寄付による学生支援」は、同窓会から本学へ学資支援金として寄付を受けたものを、学資支援を必要とする学生への給付型奨学金等として学生へ授与している(備付-94)。

また、各都道府県の社会福祉協議会が実施している「保育士修学資金貸付制度」については、令和2(2020)年度には川崎市で2名、令和3(2021)年度は青森県で1名、令和4(2022)年度には東京都1名と埼玉県1名が、採用を受けた。

さらに、外部団体による奨学金制度の紹介も積極的に行っている。その一環として、令和2(2020)年度からは、外部団体による奨学金制度を本学Webサイトにて掲載することとした。また、募集情報を得た場合には、随時、e-pa(本学が採用している一斉送信メールシステム)などで随時対象学年へ送信の上、チラシを奨学金掲示板に配置するなどし、学生への周知に努めている(備付-94)。

学生の健康管理についての体制は、健康診断の実施とその後のフォロー、体調不良・傷病者への対応、新型コロナウイルス感染症対策、メンタルヘルスケア・カウンセリング体制が挙げられる。

健康診断については、「学校保健安全法」に基づく定められた項目について毎年4月に定期健康診断を実施している。令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学内での集団健診を中止とし、各自が医療機関で受診することとなった。令和3(2021)年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大防止マニュアルに従い、学内での集団健診を実施することができ、全員の健康状態を早期に確認することができた。健康診断後のフォローについては、再検査や指導を必要とする学生に対して、個別に対応している。また、実習や就職に関わる疾患や障がいがあると判断した場合は、実習担当教員やキャリアセンターとも情報共有した上で、学生本人には早期の治療を勧めている。プライバシーを守るため、情報については担当者のみが扱うよう配慮している(備付-95)。

体調不良や傷病を訴えてきた学生に対しては、保健室の利用や近隣のクリニックの紹介で対応している。保健室の利用を希望する学生へは、教務・学生支援課職員が検温や必要に応じた処置を行うが、急病や症状が悪化している場合は、近隣のクリニックや病院の受診を勧めている。なお、保健室はベッド3台、車椅子2台、AED、担架などの備品を備えている。令和2(2020)年度後期から令和3(2021)年度にかけては、新型コロナウイルス感

染症対策のために、通常のベッドは使用せず、消毒可能なソファで代用したり、簡易ベッドを設置したりして、一定時間休息できるように環境を整えた。また、心停止や意識障害などの急病人が出た場合の対応については、各教室や教職員の手元に常備してあるチャート図に従って行動することになっている（備付-96）。

新型コロナウイルス感染症対策としては、学生部委員会より2名のメンバーが、「新型コロナ対策チーム」に所属し、その時々々の感染状況に応じた対策を立てている。令和2(2020)年度より、登校時に手指の消毒とサーマルカメラによる検温を実施している。特別教室内に設置されている洗面台を常時開放して「手洗い場」とし、各教室には消毒液を常置して、手洗い・消毒の環境を整えた。また、演習の授業で使用するためのフェイスシールドを購入し、全員に配布した。感染リスクが高くなる昼食時は、密にならないよう教室・座席を指定した。昼食時の感染について学生に意識付けするために、毎回、職員が校内放送で注意を呼びかけている。また、実習への参加や、長期休暇明けの登校に際しては、PCR検査や抗原検査を手配し、キットを配布して、全学生の検査実施を促している。令和3(2021)年度からは、東京都モニタリング検査に参加し、積極的に実施している。令和5(2023)年度からは、国の動きに対応し、コロナ禍以前の学生生活に戻す方向で検討している。

「メンタルヘルスケア・カウンセリング体制」については、「学生相談室」を設置し、非常勤の心理カウンセラーが運営している。利用方法や場所の案内、担当カウンセラーの紹介などは年度初めの学生生活ガイダンスで全学生を対象に行う他、動画や配布物でも周知を図っている。学生相談室の開室は原則として週に1日であるが、対面して相談しにくい学生には、メールによる相談も受け付けている。令和2(2020)、3(2021)年度は、コロナ禍のため、遠隔通信技術を用いた相談も実施された（備付-97）。令和4(2022)年度は、コロナ禍による影響は減少し、学生は対面授業で登校するようになったが、登校が困難な学生や長期休暇時に、自宅からの相談を希望する学生のために、引き続き遠隔通信技術を用いた相談も実施された。

学生生活に関して学生の意見や要望を聴取する手段としては、事務部による「みなさんの声」活動と、IR委員会が実施している「キャンパスライフ アンケート」が挙げられる。

「みなさんの声」活動については、意見箱「みなさんの声」を学生食堂、ラウンジに設置し、学生から意見・要望を常時受付けている。匿名でも受け付けており、回答の要・不要も選択できるようになっている。毎月の事務連絡会にて投書内容を確認し、対応する部署を決めてすみやかに対処している。実現可能なものについては、実施できるよう働きかけ、学生生活の改善を図っている。実現が困難である意見に対しては、その理由について回答し掲示して学生に周知している。意見の聴取に努めるため、毎年、新入生に向けてガイダンス時に「みなさんの声」の活動について説明し周知を図っている（備付-41）。「キャンパスライフ アンケート」については、マークシートによる設問と各設問に対応する自由記述から成るアンケートを全学生対象に後期の授業終了時期に行っている（備付-52、備付-40）。集計データを各委員会で分析して改善計画を立て、IR委員会に報告している。令和3(2021)年度からは、SD研修にて各委員会が改善計画を報告し、全教職員が学生の意見や要望に対する改善の動きについて情報共有する体制をとっている。

留学生の支援については、国際交流委員会が設置されており、留学生の対応にあたっている。平成30(2018)年度以降、外国人留学生は在籍していない。

社会人学生の学習を支援する体制として、全学的な体制はないが、個別のニーズに合わせて対応している。令和2(2020)年度に5名(3名が高等教育機関卒業後本学に入学、2名が高等教育機関卒業後就職経験あり)、令和3(2021)年度に1名(高等教育機関卒業後就職経験あり)、令和4(2022)年度に1名(高等教育機関卒業後本学に入学)の社会人学生が入学した。これらの学生にも他の学生と同様、アシステンテが定期的に面談を行い、履修相談などの個別指導・学習支援を実施している。

障がい者への支援体制については、令和元(2019)年度4月1日より「星美学園短期大学障がい学生支援基本方針」が定められ、入学志願者から在学学生を対象に、入試から入学後の学生生活、修学支援、キャリア支援と一貫した支援体制を整えている(提出-規程集70、備付-〇障がいのある学生に対する合理的配慮の取組状況について)。「学生支援コーディネートチーム」が中心となって視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由・内部障がい・精神障がい・発達障がいなどの障がいや社会的障壁のために授業や学生生活に支障が生じている学生に対して、随時全学的にきめ細やかに対応している。入学前や在学中に「合理的配慮願」が提出された学生に対しては面談を実施し、学生生活における合理的配慮の具体的内容について話し合い、合意形成を図っている。令和2(2020)年度は、学習および生活上の支援のため、座席位置の配慮、定期試験時の試験時間の延長、試験の回答用紙への配慮、移動教室等への移動時の配慮、授業時のICレコーダーの使用許可を行った。令和3(2021)年度は、それに加えて、教示方法の配慮による情報保障、動画再生時の配慮、配布資料への配慮、定期試験の提出方法の変更を行った。令和4(2022)年度はさらに、マスク着用に関する配慮を行った。また、「合理的配慮願」は、学内の教職員と科目担当者へ文書にて周知している。

設備としては、本校舎には車椅子で利用できるバリアフリートイレ、エレベータ、可動式スロープが設置されている。令和2(2020)年度には、星美学園短期大学の障がい学生支援の内容や手続きを学生に周知するため、障がい学生支援に関するWebサイト内のページを作成した(備付-98、備付-99)。令和4(2022)年度には、本校舎入口が自動ドアとなり、車椅子での利用が簡便になった。

長期履修生の受け入れに関しては、「学則」第70条で明文化されており、その体制は整っている。しかしながら利用者はいないのが現状である。

学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)に対しての評価については、新型コロナウイルス感染症対策を行っていた令和2(2020)年度、令和3(2021)年度、令和4(2022)年度を除き、実習先となる特別支援学校でのボランティア活動を、授業の一環として評価している。特に、特別支援学校の教育実習対象者を選抜する際には、成績などの基準の他に、障がい者と関わるボランティア経験数を考慮している。かねてより専攻科学生を対象にフィールドワークを推奨し、学年末に「フィールドワーク報告書」と「レポート」によって評価していたが、令和4(2022)年度より、1年次から実施することになった。学科においてフィールドワークの活動の幅を広げることが検討され、名称を「現場体験活動」と改め、年度途中ではあったが、「幼児保育キャリア演習」の授業内で本科生に説明し、社会的活動を推奨している。現場体験活動を実際に行った学生は、「現場体験活動報告書」と「レポート」を提出することになっており、各学年のアドバイザーが目を通しているが、全学生を対象として評価することについては検討中である(備付-19)。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

学生が、自身の未来に向けてのキャリアデザインを描き、その目標に向かって充実した学生生活を送り、自分の適性や希望に合った進路選択ができるよう、入学時から2年または3年間を通じて体系的、段階的な就職支援を実施している。また、多様なニーズをもつ学生、専攻科へ進学せずに卒業して就職する学生への支援も個別に対応している。

就職支援のための教職員の組織としては、「キャリアセンター」を設置し、職員1名、キャリアカウンセラー1名で対応しているが、各学年のアドバイザー、就職ワーキンググループの教員と連携し、情報の共有を図りながら、学生の支援にあたっている。支援内容によっては、専門の外部講師を派遣依頼している。キャリアセンター職員は、学生部に属し、学生支援の一環として位置づけられている。就職支援は、社会の動向によっても変化していくため、毎年見直しを行っている。

就職支援のための施設としては、校舎1階に「キャリアセンター」を設置している。キャリアセンター室内には、求人票ファイル、受験報告ファイル、就職関連冊子、就職関連問題集、編入学資料が整備されている。求人票ファイルは5,000件程度の求人を職種（企業、幼稚園、保育所、認定こども園、児童養護・乳児院、障がい児者支援、発達支援・療育施設、学童・児童館、公務員）毎にファイリングしている。キャリアセンター室内に、学生用のPCを設置し、求人票の閲覧をすることができ、プリントアウトも可能である。掲示板は、校舎1階の3ヵ所に設置している。キャリアセンター室前の掲示板は、就職フェア、園見学会など期限のある情報を掲示している。1階東側階段脇の掲示板には、アルバイト、ボランティア、インターンシップなどの多くの情報を掲示し、どの学年にも目につくよう工夫している。また、キャリアセンター室内設置の掲示板には、時事関係の新聞の切り抜きや、卒業生の保育者として働いている姿の写真を掲示し、園や施設で働くことを身近に感じ、希望をもって歩みだしていけるよう工夫し、進路選択、園見学の良いイメージ作りがもてるよう支援している。

就職のための資格取得、就職試験対策等の支援については、専門教育科目（必修）の「幼児保育キャリア演習Ⅰ」（1年次）・「幼児保育キャリア演習Ⅱ」（2年次）・「幼児保育キャリア演習Ⅲ」（専攻科）の授業の中で、教員によるキャリア教育と、職員による就職支援を相互に連携し実施している（備付-104）。

本学科で必要な単位を取得することで得られる資格は、幼稚園教諭二種免許状、特別支

援学校教諭二種免許状、保育士資格、認定ベビーシッター（全国ベビーシッター協会認定資格）、社会福祉主事（任用資格）、ピアヘルパー（日本教育カウンセラー協会認定資格）、准学校心理士で、その他に本学独自の資格である「発達障がい児保育ベーシックプログラム」修了認定資格がある。資格によっては、試験合格が必要なため、取得希望者に認定試験講座を開き支援している。就職試験対策としては、適性検査、性格検査を実施し、自身の強みや弱みなど本質的なポイントを明確にし、自分を客観的に捉え、履歴書作成につなげている。社会人マナー講座では、面接時の挨拶・お辞儀の作法、第一印象の重要性、敬語、電話のかけ方などを実演する。個人面接、集団面接の練習も実施している。その他、教員による履歴書添削、小論文指導、ピアノ実技指導、紙芝居や読み聞かせなどの実演指導など、学生の要望に応じて、種々の支援を行っている。公務員（保育士）を希望する学生が毎年いることから、受験希望者のための外部委託の「公立保育士試験対策講座」は、学内教室を利用して有料で開講している。令和2（2020）年度から遠隔での参加も可能となり、オンデマンドで何度でも視聴できることで、自分のペースで学ぶことができ受講者が増えてきている。

卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。進路状況は、毎年12月～1月に、キャリアセンターが情報収集を行い、進路決定中間報告として教職員と情報共有をしている。年度末の3月には、教授会にて進路決定報告を行っている。また、アシスタント（2年次生）・ゼミ担当教員（専攻科生）とキャリアセンター職員は、学生の活動状況を随時情報交換して把握できるようにしており、キャリアセンターと学科教員が連携して学生の就職支援にあっている。

本学では専攻科への進学者がほぼ9割であるため、就職活動が本格化する専攻科での就職支援を主に実施している。専攻科へ進学せず卒業して就職する学生への支援は、早期に対象学生をリストアップし、個別に対応している。

星美学園短期大学

就職・進学等進路状況推移（令和2(2020)年度卒業生～令和4(2022)年度卒業生）

令和5(2023)年5月1日現在

		令和2年度(2020)年度卒業生		令和3年度(2021)年度卒業生		令和4年度(2022)年度卒業生		
		実数	比率	実数	比率	実数	比率	
①就職希望者数 A+B		3	100.0	10	100.0	4	100.0	
幼児 保育 学科	A 就職者数	3	100.0	10	100.0	4	100.0	
	内訳	幼稚園	0	-	6	60.0	1	25.0
		保育園	0	-	1	10.0	0	-
		認定こども園	0	-	0	-	1	25.0
		公務員	0	-	0	-	0	-
		施設	1	33.0	1	10.0	0	-
		特別支援学校	0	-	1	10.0	0	-
		一般企業	2	67.0	1	10.0	2	50.0
	B 就職未内定者数	0	-	0	-	0	-	
	②進学者数	52	91.2	60	84.5	74	86.0	
内訳	専門学校	0	-	0	-	1	1.4	
	大学	0	-	2	2.8	0	-	
	専攻科	52	91.2	58	81.7	73	98.6	
③その他	2	3.50	1	1.41	1	1.3		
卒業生数①+②+③		57	-	71	-	79	-	
専攻科 幼児 保育 専攻	①就職希望者数 A+B	58	100.0	45	100.0	56	100.0	
	A 就職内定者	58	100.0	45	100.0	56	100.0	
	内訳	幼稚園	13	22.4	10	22.2	5	8.9
		保育園	28	48.3	21	46.7	25	44.6
		認定こども園	1	1.7	3	6.7	3	5.4
		公務員	5	8.6	3	6.7	4	7.1
		施設	5	8.6	1	2.2	9	16.1
		特別支援学校	4	4.9	3	6.7	7	12.5
		一般企業	2	3.4	2	4.4	3	5.4
		特別支援教室専門員	0	-	2	4.4	0	-
	B 就職未内定者数	0	-	0	-	0	-	
	②進学者数	2	3.3	3	6.0	0	0.0	
	内訳	専門学校	1	1.6	0	-	0	-
大学		1	1.6	2	4.0	0	-	
海外				1	2.0	0	-	
③その他	1	1.6	2	4.0	1	1.8		
修了生数①+②+③		61	-	50	-	57	-	

※比率の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、個々の集計、値の合計は必ずしも100%とならない場合がある。

進学・留学に対する支援については、「幼児保育キャリア演習Ⅰ」の授業内で専攻科進学ガイダンスを行っており、毎年ほぼ9割の学生が本学専攻科へ進学する。他大学への編入については、編入学情報、指定校大学情報は別途ファイリングし、一覧をキャリアセンタ

一室内掲示版に掲示している。進学を希望する学生へは、指定校推薦個別面談などを通じて、希望の進学ができるように支援している。特別支援学校教諭の一種免許状取得のために通信制の大学に編入する卒業生もあり、卒業後も必要に応じて教員が相談に応じている。また、令和元（2019）年度より、星槎大学との教育連携制度（科目等履修生）により、小学校教諭二種免許状、支援教育専門士の資格取得が可能となった。専門学校進学や留学については、近年、希望者は少ないが希望があれば個別に相談に応じて支援する。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

コロナ禍により、急遽、遠隔授業の実施が余儀なくされた。また、登校が困難な状況において、遠隔での履修登録、履修確認、キャリア支援（就職支援）の必要性が生じた。電話や緊急連絡網 e-pa を駆使して対処したが、円滑な運用のためには、事務システムのクラウド化を導入する必要があり、今後の課題である。

「学生相談室」の運営については、令和4（2022）年度に、「学生相談室に関するアンケート」を全学年の学生を対象に実施し、その中に利用者のみが回答する項目を設けた。アンケート結果は、集計後、周知が必要だと思われる箇所を、専任教員全員にフィードバックした。また、「学生相談室」担当カウンセラーには、学生部教員より対面で詳細なフィードバックを行った。利用者対象の記述式回答は、個人が特定されないよう、テキストマイニングによる分析結果を用いてフィードバックを行った。今後のアンケートについては、結果をどのようにフィードバックするかを学生部で検討し、対象学生に事前に説明した上で、より改善に活かしやすい体制を検討していく必要がある（備付-100）。

経済的に困窮している学生が増えていることから、自治体、民間問わず、給付金や奨学金の情報獲得に力を注いでいく必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

基準Ⅱ-B-3の学生の生活支援に関する特記事項については、以下が挙げられる。

令和2（2020）年度に、教職員を対象に、性的マイノリティへの理解を深めることを目的とした研修を行った。事後のアンケートから、学生にも提供すべき重要な内容であることが明確となったことから、令和3（2021）年度に企画を立てて、実施可能な団体を調べて交渉し、予算をとり、令和4（2022）年度に学生を対象とした「多様な性に関する出張授業」を開催した。参加した学生を対象とした事後アンケートでは、たいへん有意義な学びの機会であることが分かった（備付-101）。

本学への進学を機に上京し、実家から離れて生活している学生を対象に、「ウェルカムランチ」と称した集いを定期的に開催するほか、警察署員を講師に迎えたガイダンスなどを実施している。「ウェルカムランチ」は、昼食をとりながら親睦と情報交換する機会として設定している。上京して生活環境が著しく変わる新入生の不安を軽減させるために、学生部がサポートの窓口となっていることを伝え、先輩が一人暮らしの留意点や工夫、授業や実習にまつわる情報などを提供し、有意義なひとときとなるよう企画している。令和2（2020）年度は、学生に意見を求め、日程を入学後まもない時期に設定した。令和3（2021）

年度は、名称を「ウェルカムランチ」から「自宅外学生対象ガイダンス」と変更し、プログラムに赤羽警察署生活安全課職員による防犯に関する話を追加した。令和4（2022）年度は、VIDES JAPAN が行うスマイルメルカート活動の恩恵を受け、月に1度、食品の提供を受け、該当学生に配布するなど、情勢や状況に応じた内容を取り上げて行っている（備付-102）。

学生部へは随時、公的な機関や NPO 団体などから、様々な事項に関する啓蒙・注意喚起のポスターやリーフレット、講演・出張授業に関する案内が送られてくる。随時、内容を確認し、学生の目につく場所にポスターを掲示したり、リーフレットを配布したり、必要に応じて、e-pa で知らせたり、全校集会の際に直接伝えたりしている。注意喚起に関するものは、例年、夏期休暇に入る前に、東京都都民安全推進部が取り組んでいる専門講師による「女性犯罪被害防止講習会」を依頼し、「トラブル防止ガイダンス」と称して実施している。女性が性犯罪などの犯罪被害に遭わないようにすると同時に、万が一、被害に遭ってしまった場合の具体的対処方法について学び、身につけていけるための講習である。このガイダンスには男子学生も参加しており、男性も被害者になり得ることから、誰もが被害に遭わないよう、また被害に遭ってしまった時の対処法についての講話を依頼している（備付-103）。

令和4（2022）年度は、赤羽警察署からの提案もあり、「災害時の心構えと災害時ボランティア」「初心者ドライバーに向けた交通教育」「学生が巻き込まれやすい犯罪の実態と防止策について」のテーマで講話を実施した。

コロナ禍や物価上昇によって経済的に苦しい学生への支援が急務であるが、給付金や寄付などの申し出を受け、随時、対象学生に還元している。令和4（2022）年度は、NPO 団体によるフリーナプキン活動の申し出を受け、女性トイレに生理用ナプキンを置き、自由に使える環境を設定した。学生にはたいへん好評であった。また、ボランティア団体が提供する余剰食料品や、本学で所有している防災備蓄品の余剰分を学生に還元したところ、たいへん好評であった。

基準Ⅱ・B-4 の進路支援についての特記事項としては、以下が挙げられる。

2年間あるいは3年間、キリスト教精神で養成され保育現場に出て行く卒業生たちは、キリスト教系の施設ではもちろんのこと、他の施設においても、その育まれた精神と行事への理解などを活かして保育にあたり、感謝されている。なかにはキリスト教的理念を継承していく役割のある管理職として、それらの施設で活躍している卒業生もいる。こうした状況をふまえ、キャリアセンターでは当該施設を積極的に学生に紹介している。

保育現場では、特別支援学校教諭免許状の取得、本学独自の資格である「発達障がい児保育ベーシックプログラム」修了認定資格取得に向けた特別支援教育に関する学びが求められており、それらの免許状・資格の取得は、就職に有利に働いている。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の指摘は特にない。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

基準Ⅱ-A-4の改善計画

キャリアセンターに来訪した幼稚園や保育所の管理職の方々から聴取している就労の実態や卒業生・修了生の評価について、教員への情報の共有方法について、報告用フォームを検討し、試作する。

基準Ⅱ-B-1の改善計画

事務システムのクラウドシステムの導入を中期計画に入れ、具体的な導入に向けた準備を行う。導入は、システムのバージョンと本学の求める機能が合致したタイミングで行う。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

提出資料

- 4 星美学園短期大学『学生要覧・講義要項』p.60
- 10 星美学園短期大学 Web サイト「情報公開」/3つのポリシー・学習成果
<https://www.c.seibi.ac.jp/info/policy.html>
- 15 教授会議事録 [令和 4 (2022) 年度] 第 5 回、第 6 回、第 15 回

提出資料-規程集

- 3 星美学園短期大学学長選考規程
- 4 星美学園短期大学副学長選考規程
- 6 星美学園短期大学幼児保育学科学科長選考規程
- 9 星美学園短期大学学科会規程
- 5 星美学園短期大学教育職員選考規程 第 3 条 (6) -イ
- 85 学校法人星美学園 (赤羽) 就業規則
- 58 星美学園短期大学研究倫理規程
- 54 星美学園短期大学公的研究費取扱基本規程
- 90 学校法人星美学園 (赤羽) 旅費規程
- 10 星美学園短期大学事務組織規程
- 74 学校法人星美学園事務組織規程
- 37 星美学園短期大学事務連絡会規程
- 31 星美学園短期大学 S D 委員会規程
- 88 学校法人星美学園育児休業規程
- 89 学校法人星美学園介護休業規程

備付資料

- 105 教員個人調書 (令和 5 (2023) 年 5 月 1 日現在) [様式 21]
- 106 過去 5 年間 (平成 30 (2018) 年度～令和 4 (2022) 年度) の教育研究業績書 [様式 22]
- 107 非常勤教員一覧表 (令和 5 (2023) 年 5 月 1 日現在) [様式 23]
- 122 研究倫理委員会の組織と諸手続き
- 109 星美学園短期大学研究論叢 (第 52 号)
- 110 星美学園短期大学研究論叢 (第 53 号)
- 111 星美学園短期大学研究論叢 (第 54 号)
- 112 星美学園短期大学日伊総合研究所報 (第 16 号)
- 113 星美学園短期大学日伊総合研究所報 (第 17 号)
- 114 星美学園短期大学日伊総合研究所報 (第 18 号)

- 30 遠隔授業に関するアンケート [令和 2(2020)年度・前期]
https://www.c.seibi.ac.jp/info/fati/pdf/course_completion_2020_01.pdf
- 31 授業に関するアンケート [令和 2(2020)年度・後期]
https://www.c.seibi.ac.jp/info/fati/pdf/course_completion_2020_02.pdf
- 32 授業科目アンケート (2021 年度・前期)
https://www.c.seibi.ac.jp/info/fati/pdf/course_completion_2021_01.pdf
- 33 授業科目アンケート (2021 年度・後期)
https://www.c.seibi.ac.jp/info/fati/pdf/course_completion_2021_02.pdf
- 44 授業科目アンケート実施要項
- 34 授業科目アンケート (2022 年度・前期)
https://www.c.seibi.ac.jp/info/fati/pdf/course_completion_2022_01.pdf
- 35 授業科目アンケート (2022 年度・後期)
https://www.c.seibi.ac.jp/info/fati/pdf/course_completion_2022_02.pdf
- 117 授業科目アンケート活用報告書依頼状
- 43 授業科目アンケートへの回答集 [令和 2(2020)～4(2022)年度]
- 29 令和 4 (2022) 年度 授業公開ウィーク関連資料
- 116 令和 2 (2020) 年度「星美学園短大 D P 会および FD 委員会アンケート」
- 84 オンライン授業・会議に関する研修会資料
- 36 F D・S D 研修会記録 [令和 3(2021)年度]
- 53 S D 研修会記録 [令和 4(2022)年度]
- 37 F D 研修会記録 [令和 4(2022)年度]
- 120 星美学園短期大学日伊総合研究所研究会第 19 回プログラム
- 89 2022 年度 星美学園短期大学学務運営組織図
- 41 星美学園短期大学事務部活動「みなさんの声」について

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1の現状>

本学は、幼児保育学科のみの単学科短期大学であり、教員組織は、短期大学レベルでは、学長の下に、幼児保育学科レベルでは、学科長の下に編成されている（提出-規程集3、提出-規程集4、提出-規程集6、提出-規程集9）。なお、副学長は、前職退任後不在となっていたが、令和5（2023）年度から置かれることになっている。

また、専任教員は、下表のとおり、短期大学設置基準に定める教員数を充足している。

（令和5（2023）年度5月1日現在）

幼児保育学科	専任教員数				設置基準で定める教員数		助手	(ハ)	非常勤教員数	備考
	教授	准教授	講師	助教	[イ]	[ロ]				
令和3年度 (2021年度)	5	5	1	0	8	3			44	学長を含む
(合計)	11				11					
令和4年度 (2021年度)	6	4	1	0	8	3			39	学長を含む
(合計)	11				11					
令和5年度 (2023年度)	6	3	2	0	8	3			39	学長を含む
(合計)	11				11					

専任教員の職位については、「教員個人調書」及び「教育研究業績書」の通り、「短期大学設置基準」を充足している（備付-105、備付-106）。

本学の「カリキュラム・ポリシー」（教育課程編成・実施の方針）は、次のとおりである。

1. キリスト教を知り、創立者ドン・ボスコの精神を学ぶことができる。
2. 社会人としての基礎的な知識・技能が習得できる。
3. 保育現場で必要とされる基本的な知識・技術が習得できる。
4. 障がい児への基本的な対応力・指導力が習得できる。
5. 子どもの立場に立って考える態度を育成する。
6. 保育で必要とされる話す力・書く力が習得できる。
7. 他者と協働しながら、一つの目標に向かう取り組みを通して、社会性を育成する。
8. さまざまな免許・資格が取得できる。

この教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置

している。

具体的には、以下の通りである。

- 1については、「キリスト教学」「ドン・ボスコ研究」「人間学Ⅰ・Ⅱ」等の科目において、適正に教員が配置されている。
- 2については、「基礎教養」系列の学科目において、適正に教員が配置されている。
- 3については、幼稚園教諭・保育士養成のための学科目において、教員が適正に配置されている。
- 4については、特別支援学校教諭養成に関わる学科目、および、その周辺学科目において、教員が適正に配置されている。
- 5については、「保育」系列の学科目および「心理」系列の学科目において、教員が適正に配置されている。
- 6については、「言語表現技術」、「国語表現」および「幼稚園教育実習指導」等において、教員が適正に配置されている。
- 7については、「幼児保育キャリア演習Ⅰ」および「幼児保育キャリア演習Ⅱ」において、教員が適正に配置されている。
- 8については、各種免許状・資格取得に関連する学科目において、教員が適正に配置されている。

(提出-4 p.60、提出-10)

非常勤教員の採用は、「星美学園短期大学教育職員選考規程」第3条(6)ーイにより、専任講師の採用に準じて行われており、学位、研究業績、その他の経歴等について、短期大学設置基準に準じている(提出-規程集5、備付-107)。

補助教員等の配置については、個別指導が必要な保育実習について、日誌の添削等に当たる保育実習助手を1名置いている。

教員の採用及び昇格は、「学校法人星美学園(赤羽)就業規則」及び「星美学園短期大学教育職員選考規程」に基づき行っている(提出-規程集85、提出-規程集5)。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他)は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

- ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員は、各研究分野における学会発表・研究論文作成に着手するとともに、全員が日本保育学会の会員であり、毎年本学会の大会参加および学会発表に取り組んでいる。特に、本学における保育者養成の要となる実習指導について、学科内に設置された実習ワーキンググループ内で協議を重ね、①系統的・計画的なデータ収集、②研究計画に関する意見交換、③研究発表の代表者の選出などを行っている。

令和元（2019）年度に若手研究 1 名、令和 2（2020）年度に基盤研究（C）1 名の専任教員が研究代表者として科学研究費補助金を獲得し、研究を進めている。また、外部研究費については、公益財団法人カシオ科学振興財団の研究助成において、平成 29（2017）年度、令和元（2019）年度、令和 4（2022）年度にそれぞれ 1 名ずつ採択され、研究資金を獲得している。

研究を実施するにあたっては、本学が策定する「星美学園短期大学研究倫理規程」や「星美学園短期大学公的研究費取扱基本規程」の規程に準じ、必要な手続きを行うよう規定されている（提出-規程集 58、提出-規程集 54）。

学術支援課の担当者とコンプライアンス推進責任者である学科長で協働し、毎年 1 回全専任教職員向けに「研究コンプライアンス研修」を開催している。本研修では、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の理解を促すために、外部の専門家を招くなどし、学内全員で学びを共有している。

また令和 4（2022）年度より日伊総合研究所委員会の専任教員と、外部評価者としての客員研究員をメンバーとして、研究倫理委員会の見直しを行い、現在研究倫理委員会規程を策定するとともに、倫理審査の実施手順をまとめた（備付-102）。

本学では、学内の研究紀要として『星美学園短期大学研究論叢』、学内の研究組織（星美学園短期大学日伊総合研究所）機関誌『星美学園短期大学日伊総合研究所所報』を発行している。各研究誌では年 1 回の投稿募集を行い、毎年専任教員からの投稿・研究発表が行われている（備付-109、備付-110、備付-111、備付-112、備付-113、備付-114）。

なお、学内紀要である『星美学園短期大学研究論叢』については、平成 30（2018 年）より、掲載する研究論文の質的保障のため、投稿論文の査読システムを導入した。投稿された研究論文について、准教授以上の専任教員が査読者として、①研究倫理の遵守、②研究手続きの妥当性のチェック、③データの読み込み、信頼性にかかわる検証を行い、投稿者の研究論文の質を高めるための仕組みを整えている。

専任教員は、各自 1 部屋研究室を個人で割り当てられている。また、研究に必要な物品および機材などを保管する機材保管室（216 室）があり、現在データ記録用機器（ビデオカメラ、三脚、IC レコーダー）、データ分析用機器（ノート PC）、データ記録・保管用機器（スキャナー）、データ処分用機器（シュレッダー）などを保有し、学科にて保管・管理している。

専任教員は、授業開講期間中は、週 1 回、学生が登校しない夏期休業期間中（8 月）は、

必要に応じた日数の研究日をとることができる。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は、これまで整備されてこなかった。現在の本学の専任教員の専門性や人数などの状況から、長期研修で一人でも欠けると学科運営・学校運営に大きな影響を与えると各教員が感じていると考えられる。そのため、専任教員の留学や海外派遣が実現し難い状況にある。なお、国際会議への出張は、「学校法人星美学園旅費規程」によって処理されている（提出-規程集 90）。

教員のFD活動の主なものとして、本学では長らく「授業科目アンケート」（前期・後期）、「授業公開ウィーク」（前期・後期）、「FD研修」（7月）を中心に行ってきた。

「授業科目アンケート」は全科目において実施してきたものだが、令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、前期は遠隔授業、後期は対面授業・遠隔授業の併用の授業形態であったため、実施することができなかったが前期は「遠隔授業に関するアンケート」、後期は「授業に関するアンケート」を実施した（備付-30、備付-31）。令和 3(2021)年度は対面授業・遠隔授業の併用の授業形態であるが、早めに用紙を各教員に配布し、対面授業の回に実施できるように調整した（備付-32、備付-33）。ただし、学年によっては最終授業日が遠隔になる場合もあり、実施できない授業科目も散見された。同アンケートは、マークシートで学科目ごとに業者による統計処理をし、学生の自由記述とともに当該科目担当教員にフィードバックしている。なお、令和 4(2022)年度より、マークシート形式から Web 形式のアンケートに変更した（備付-44、備付-34、備付-35）。教員は、学生によるアンケート結果および自由記述内容をもとに振り返りを行い、次年度の授業の改善のためのレポート「授業科目アンケートの活用について」を提出することとなっている（備付-117）。この教員からのレポートはファイリングし、本学図書館と講師控室で閲覧できるようになっている（備付-43）。

また、「幼児と表現(音楽)Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」や各実習指導など、複数教員が担当している授業では、担当者によって理解や評価基準が異なることのないように、担当者による授業改善のための打ち合わせが頻繁に行われている。

「授業公開ウィーク」（前期・後期）は、平成 24(2012)年度より年に 1 回 1 週間の期間を設けて実施しており、平成 25(2013)年度より、年 2 回前期・後期とも 1 週間の期間を設けて実施している。さらに平成 27(2015)年度からは、「授業公開ウィーク」を 2 週間確保し、公開しやすく改良した。基本的に前期・後期の全学科目で授業公開を行う。授業公開ウィークの期間中、専任教員は前期または後期に最低各 1 回の参観が義務である。非常勤講師および職員の参観は義務ではないが、それぞれ興味関心のある授業を授業参観している。教職員は希望する授業を参観し、「授業公開ウィーク参観者記入票」を記入して授業後に各授業担当教員に提出することになっている（備付-29）。また、令和 4(2022)年度からは「授業公開ウィーク参観者記入票」をコピーし、原本は各授業担当教員に提出し、コピーはファイリングし、そのことをブログを通して内外に公表している。この授業参観を通して他の教員の授業内容や教育方法に学ぶことができるとともに、授業担当教員は参観者が記入したアンケート用紙によって、授業担当者は自らの教育方法の改善を図ることが可能となり、有意義な活動となっている。令和 2(2020)年度はコロナ禍で授業公開ウィークが実施できなかったため、かわりに、前期授業担当者には「遠隔授業アンケート」（備付-30）、後期授業担当者には遠隔授業（Google Classroom）、ディプロマ・ポリシー（DP）、障がい

学生支援に関する「星美学園短大DP会およびFD委員会アンケート」（備付-116）を実施し、結果を配信することによって各教員の授業での工夫を共有した。令和4（2022）年度より授業公開ウィークは前期・後期ともに再開した。

「FD研修」（7月）は長らく行われていた「研究授業」の新たな形として、その時の必要性に応じて、毎年7月にテーマを決めて研修を行っている。しばらくは学習成果につながる成績評価基準の検討を続けてきた。令和2（2020）年度は2回行い、5月に「オンライン授業・会議に関する研修会」を開催し、新型コロナウイルス感染症拡大による全面遠隔授業に対応するため、遠隔授業に関する機器の使い方の研修を行った（備付-84）。7月には「広報活動準備会」において、本学の特色である特別支援教育について教職員が理解を深め、高校訪問で説明ができるように、特別支援教育の担当教員による研修「インクルーシブ時代の保育者養成 一星美が提案する特別支援教育の学びとは」を行った。令和3（2021）年度はポートフォリオの検討を行った。令和4（2022）年度は、従来同日に行われていたSD研修とは切り離し、専任教員が共有したい授業改善に関する事項について、グループワークを行った（備付-36、備付-53、備付-37）。

また、例年2月に日伊総合研究所の研究会が行われている。この研究会は学内の教員や研究員による研究発表が行われているが、教員の研究発表では授業に関する研究発表が大半を占める。教員の参加は必須となっており、発表者の研究を通して保育者養成に関する全般的な理解を深める機会となっている。令和2（2020）年度、令和3（2021）年度の発表は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、動画配信によるオンデマンド開催となったが、令和4（2022）年度からは対面で開催された（備付-120）。

学科の教育目的・目標の達成状況の把握については、授業科目の成績を把握するとともに、「幼稚園教育実習」「特別支援教育実習」「保育実習」について学習成果の獲得状況を把握している。また、学科会の議題として、毎回「学生の動向」が挙げられ、学習成果が思わしくない学生の状況についても情報が共有され、指導方針・方法・注意点等が協議されている。最終的には卒業必修科目の不合格者、資格必修科目の不合格者については、前期・後期の単位・成績認定教授会および卒業認定教授会において、全教員で確認し、幼児保育学科の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している（提出-15 第5回、第6回、第15回）。学生の履修および卒業に関しては、全体では、年度初めの「履修ガイダンス」および試験前の「テストガイダンス」等において、教務・学生支援課と連携して一斉に指導を行っている。1人の教員が学年ごとに担当するアシスタント・グループの学生たちにきめ細かに指導する体制が整えられている。履修手続きや単位の修得が難しい学生については、学生が手続きを行う教務・学生支援課でも把握しており、問題がある場合、教務・学生支援課とアシスタントの教員が連携して指導にあたっている。このアシスタント制度が機能することで、学生個々の志望に合わせた指導や、一斉指導では理解の難しい学生への対応や、特殊なケース（単位不足や留年などのケース）での懇切丁寧な指導が行われている。問題を抱えている学生については、学科会の「学生の動向」の中で報告され、対応を全教員で検討している。なお、GPAの活用方法を平成27（2015）年度に再検討し、平成28（2016）年度より、GPAを成績とともに学生に通知し、GPAが2.0を切る学生については、保護者に通知するとともに、アシスタントが履修指導をすることとなっている。

本学の教育組織・事務組織は、その担当・仕事内容の必要に応じて教員、職員両方から

配置しており、教員、事務職員で分けるという紋切り型の分け方をしていない。学生の学習成果獲得のために協議する上で教員のみで、また事務方だけで事を進めることができない運営体制になっている。教授会、教務部、学生部、自己点検等かなりの委員会には事務職員がメンバーとして入っている。学科教員のみで構成されている学科会でも、議題によって適宜事務職員が参加し協議している。従って学生の学習成果獲得のための連携は出来ている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

本学の事務組織は、「星美学園短期大学事務組織規程」及び「星美学園短期大学 学務運営組織図」に、定められている。事務部に、企画管理課及び教務・学生支援課の2課を置き、企画管理課には、入試広報センターを、教務・学生支援課には、キャリアセンター及び公開講座センターを設置している。「星美学園短期大学事務組織規程」には、責任体制、職務分掌が明記されている（提出-規程集 10、備付-89）。

専任事務職員は、各課で担当職域を分担し、OJTにより専門的な能力を身につけている。少人数で兼務して事務を執行しており、図書館司書、学生相談カウンセラーは有資格者が担当している。

事務職員の職能開発は、主に業務関連の研修会、セミナーに参加し、業務に必要な知識の習得をおこなっている。また、令和元（2019）年度より、「受付」と「キャリアセンター」を除く事務職員が、1階中央にある「事務室」で執務しており、情報を共有しながら効率良く事務処理ができるような環境となっている。

事務関係諸規程としては、「学校法人星美学園事務組織規程」（提出-規程集 74）、「星美学園短期大学事務組織規程」（提出-規程集 10）、「星美学園短期大学事務連絡会規程」（提出-規程集 37）をそれぞれ整備している。

各事務職員には、それぞれ1台の専用PCが配備されており、事務に必要なネットワークが構築されている。令和元（2019）年度より、新事務システム「Info Clipper」（日東システム開発）を導入し、同時に外部にも接続できるようにネットワーク環境も変更した。そのため、それまで一人2台のPCを使っていたが1台で済むようになり、事務作業が効

率よく進められるようになった。システムを変更したことにより、学生情報、履修、成績、入試、就職、会計など事務に必要なデータが共有しやすくなった。その他の備品として、プリンタ3台、カラー印刷機1台、カラーコピー機1台、モノクロコピー機1台、紙折り機1台が備えられている。

SD活動は、平成26(2014)年度に、「星美学園短期大学SD委員会規程」を制定し、全学の教職員の職能開発を目的とする活動を開始した(提出-規程集31)。SD委員会では、SD活動の年間計画を決め、学内・学外の研修、セミナーへの参加を促し、教職員の能力向上を図っている。なお、平成19(2007)年度にSD委員会の活動として始めた「みなさんの声」は、現在は事務連絡会にて継続して実施している。この活動は、学生からの様々な要望や意見を直接収集し、対応策を考えることで、業務改善につなげるものである。学生食堂、ラウンジに意見収集のためのボックスを設置して自由に意見を集められるようにしている。「みなさんの声」の活動から、事務職員に対する学生の要望も収集し、日々の事務処理の改善に活かしている(備付-41)。

令和元(2019)年4月からの新事務処理システム導入に向けて、あらためて各部署の業務を洗い出し、事務処理の流れの確認・点検をおこない、改善することができた。また、朝礼や事務連絡会の際に連絡を密にすることで、部署ごとの問題点の把握に努め、業務改善につなげている。

事務職員は担当業務を有するが、ほぼ全員が兼務しているため、現在の自分の担当業務以外の知識も身につけ、事務全体の連携ができています。令和元(2019)年4月からは、1階「事務室」に各種事務サービスを集約したことにより、学生への学習支援がワンストップサービスにて可能となり、サービスの向上につながった。また、専任事務職員は、入試広報、教務部、学生部、情報ネットワーク、日伊総合研究所(公開講座)、図書館などの各委員会等に属しているため、教員とも協働する場が多くあり、教員と事務職員の連携もできている。さらに、担当業務に関連する研修に適宜参加し、その内容はSD委員会での報告として共有されている。

なお、第三者評価第2評価期間(平成28(2016)年)時の課題としていた、2階「就職資料室」の管理者不在の問題は、1階のキャリアセンター室に資料を移動し、2階の「就職資料室」を廃したため、解決済みである。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4の現状>

教職員の就業に関する事項は、「学校法人星美学園(赤羽)就業規則」に基づき定められ、これに基づき実施されている(提出-規程集85)。

就業規程は、事務室に備えられ必要な時にはいつでも閲覧できる。また、教職員の採用時に就業規程を交付し、就業規程の改正時は、学長から教授会にて報告され、教職員に周知されている。

教職員の勤務時間は、労使間で締結する1年単位変形労働時間制に関する協定の定めるところによる。勤務時間管理は、勤怠管理システムで行われており1か月間の労働時間を自動で管理することができ、時間外労働が1か月80時間を超えた教職員は、原則、産業医と面談を行うこととしている。また、年1回のストレスチェックを実施し、その結果に基づき対応が必要な教職員には適切に対応している。

育児・介護に関しては、「学校法人星美学園育児休業規程」および「学校法人星美学園介護休業規程」を定め、育児休業・介護休業を取得することができる（提出-規程集 88、提出-規程集 89）。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

教育職員については、同じ日に1限目と5限目の授業を組まないようにして1日の勤務時間を調整しているが、時間割編成上、困難な場合が生じていた。しかし、今後ともこの観点から時間割の改善を図る努力を継続していきたい。

コロナ禍により、急遽、遠隔授業の実施が余儀なくされた。これまでも教室のICT環境の整備等、設備の整備は計画的に行ってきたが、支援する専門の職員がいないことが課題である。Google Classroomの利用方法、遠隔授業を円滑に実施するための自宅での端末設定や操作方法など、個別に対応しなければならない状況が起こっているが対応が十分にできていない。今後は、ICT機器操作等のサポートについて、専門に支援する職員の配置が望まれる。また、第三者評価第2評価期間（平成28(2016)年）時に課題としていた、情報処理教室の利用上のマナーについての指導についても専門の職員がいないため、改善されたとは言いがたい。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料

4 星美学園短期大学『学生要覧・講義要項』[令和4(2022)年度版] p.141

提出資料-規程集

44 星美学園短期大学図書館規程

46 星美学園短期大学図書館利用規程

- 45 星美学園短期大学図書館資料の収集及び管理規程
- 102 学校法人星美学園固定資産及び物品管理規程
- 69 星美学園短期大学情報セキュリティポリシー

備付資料

- 123 校地、校舎に関する図面
- 129 図書館用図書購入計画書
- 82 星美学園短期大学 図書館利用案内 [令和4(2022)年度]
- 124 消防計画
- 125 地震防災マニュアル
- 126 不審者侵入時の危機管理マニュアル
- 127 災害時における協力体制に関する協定書
 - 6 大規模災害の発生に備えた学生ボランティアの育成等に関する協定書
 - 7 大規模災害の発生に備えた語学支援ボランティアの育成等に関する協定書
- 128 大規模地震防災マニュアル

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1の現状>

本学は、現有校地 15,132 m²、基準面積の校地 3,000 m² (10 m²×収容定員) を満たしており、「短期大学設置基準」上、十分な面積を有している。

運動場は、全天候型の短期大学専用のテニスコートが 2 面あり、必要に応じて同一敷地内の学園第 2 グラウンドを使用することができる。

校舎面積は共有体育館 1,481 m²を含んで 10,988 m²で、「短期大学設置基準」上の校舎 2,850 m²を満たしており、十分な面積を有している。

本学の本校舎は 4 階建てであり、車椅子対応のスロープ状出入口 1 か所と持ち運び可能なポータブルスロープ 2 台、エレベータ 1 基、校舎 1 階西側にバリアフリートイレ 1 か所を備え、障がい者に対応している (備付-123)。また、令和 4 (2022) 年度に本校舎正面玄関を自動ドア化し、非接触でドアが開閉できるようになり、コロナ感染対策および車椅子対応が可能となった。

本学は、「カリキュラム・ポリシー」に基づき、必要な教室、機器・備品等を、次の通り用意している (() 内は、機器・備品等) (提出-4 p. 141)。小児保健実習室 (4 人掛けのテーブル 18 台、給湯設備付きシンク 12 台、各テーブルに 1 体の乳児人形、ベビーバス、体重計等の乳児保育関連の教材)、防音装置のついた音楽・ML 教室 (電子ピアノ 24 台、グランドピアノ 1 台、アップライトピアノ 1 台、五線譜付黒板、音響視聴覚設備)、同じく防音装置のついた個人指導用のピアノレッスン室 5 室と小グループ用ピアノレッスン室 1 室 (アップライトピアノ各 1 台)、絵画・図工実習室 (造形用机、水洗い用シンク、材料棚等)、リトミック・器楽実習室 (グランドピアノ 2 台、電子ピアノ 5 台、音響設備、楽器類、卓球台 8 台、つりさげ式スクリーン 1 台)、視聴覚室 (視聴覚設備)、LL 教室 (スクリーン、AV マスター卓、PC25 台)、生活実習室 (シンク 1 台、合宿用布団 20 組、全面畳貼・茶室兼)、造形実習室(服飾) (シンク、ミシン等)、調理室。講義教室は全部で 9 室あり、多くの教室にアップライトのピアノまたは電子オルガンが設置されている。

平成 30 (2018) 年度から講義教室の椅子を順次入れ替えており、令和 4 (2022) 年度には、すべての講義教室で軽量の動かしやすいタイプの椅子に入れ替わった。グループワークの実施がスムーズとなる等、アクティブ・ラーニングの環境が整備された。

図書館棟は、昭和 61 (1986) 年に、本学創立 25 周年を記念して建設された。上階に大講義室を併設した建物で、本校舎に隣接し 1・2 階渡り廊下で接続している。1 階に開架式書庫と閲覧室、中 2 階に閉架式書庫を設置している。館内面積は 763.0 m²であり、座席数は 68 席 (うち、AV コーナー、ブラウジングコーナー等を含む) を設置している。令和 5 年 5 月 1 日現在の蔵書数は和書 62,139 冊、洋書 4,017 冊、学術雑誌は 880 誌、AV 資料は 2,972 点である。

図書の選書、図書の除籍・廃棄については「星美学園短期大学図書館規程」「星美学園短期大学図書館利用規程」「星美学園短期大学図書館資料の収集及び管理規程」に沿って行っている (提出-規程集 44、提出-規程集 46、提出-規程集 45)。

図書の選書は、学科の教員や学生の学習向上のために必要な「基礎的・基本的資料」の整備を図るという基本方針に基づき、予算、蔵書構成等を考慮して選定・収集を行っている。図書館では年度初めに「図書館用図書購入計画書」を策定し、1. 図書委員会による意見、2. 各教員からの研究図書、3. シラバスに示された参考図書、4. 学生・教職員のリク

エスト、5. 図書館職員による新刊図書の選書などにより、選定している（備付-129）。利用者からのレファレンスや利用状況なども参考に必要な図書を適宜選定している。

学生からのリクエストは、館内にリクエストボックスを設置し受け付けている。大学図書館の機能は、あくまで履修対象教科の研究・学習のための利用が中心であるため、趣味的領域の資料のリクエストについては、考慮しながら学生に周知徹底を図っている。

なお、第三者評価第2評価期間（平成28(2016)年）時の課題でもあった大型絵本や教養、キャリア支援および各分野の資料についても、引き続き収集に努めつつ、定期的に資料の入れ替えも行っている。

図書等の廃棄は、固定資産として登録した蔵書のうち、破損等で補修不能な図書、紛失した図書及び所在不明になって2年以上経過した資料、経年変化により資料価値の滅失した図書、同一の複数在庫図書、その他図書館長が除籍を適当と認めた資料等については、資料を除籍するときは、理由を付して原簿から除去し、除籍簿に記録する。除籍した資料は、登録番号を抹消し、廃棄処分としている。

図書館では独自の特色として、以下のコーナーを設置している。「特集展示（図書）」は、定期的にテーマを変えて、大学生活に役立つお薦めの資料を展示・紹介している。学生が教育実習や保育実習の際、参考になるように「特集展示（絵本）」コーナーを設け、テーマに沿った絵本を展示・紹介している。両コーナーの資料はいずれも貸出可能である。図書館入口正面、カウンター前の「企画展示コーナー」は、本学教員と図書館員が連携して、ある特定のテーマに沿った資料や作品を展示している。館内には、カウンターに OPAC（蔵書検索）専用のデスクトップ PC1 台、インターネット利用可能なデスクトップ PC を 1 台設置している。その他、館内貸し出し用ノート PC4 台を整備している（備付-82）。

図書館内配置図（次ページ）

体育館については、専用の体育館は無いが、同一敷地内の星美学園小学校、サレジアン国際学園中学校高等学校との共用という形態で体育館（1,481 m²）を有している。通常の体育の授業においては、必要な広さをもつリトミック・器楽実習室が利用されることが多い。

令和2（2020）年度に本校舎の1階から4階の教室、廊下、学生休憩スペースと、図書館棟2階大講義室の合計13カ所に無線LAN（Wi-Fi）のアクセスポイントを設置した。これにより、本校舎では1階から4階のほぼ全域、および、図書館棟2階でのWi-Fi接続によるインターネット環境が整備されたため、ステラホール（学生食堂）やラウラルーム（ラウンジ）などの教室以外の場所での通信を使った授業や自習が可能となった。

〔区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

「学校法人星美学園固定資産及び物品管理規程」を整備し、それに基づき施設設備および物品を維持管理している。なお、貯蔵品は所有していない（提出-規程集102）。火災・地震対策は、毎年、「消防計画」を作成し所轄の消防署に届け出ている（備付-124）。

消防計画には、地震対応策も盛り込まれているが、学園全体として、「地震防災マニュアル」を作成し準備している（備付-125）。

防犯に関しては、「不審者侵入時の危機管理マニュアル」を作成するとともに、警察署への直通ラインの設置および監視カメラで主要な場所を監視している（備付-126）。

学校法人としては、平成24（2012）年度に東京都北区と「災害時における協力体制に関する協定書」を締結し、学園として可能な限り地域の災害対策に協力している（備付-127）。さらに、東日本大震災の教訓から妊婦の救護の必要性が高まり、東京都北区から震災時、妊婦を救護するための妊婦救護所の設置について打診があり、平成26（2014）年度から検討を開始し、平成28（2016）年3月に協定書の一部改正を行い、妊婦救護所の設置について追加した。

短期大学としては、令和4年（2022）年10月に赤羽警察署との間に、「大規模災害の発生に備えた学生ボランティアの育成等に関する協定書」及び「大規模災害の発生に備えた語学支援ボランティアの育成等に関する協定書」を締結し、大規模災害発生におけるボランティアの養成と派遣を行うことになり、地域との連携及び地域への貢献活動体制をさらに強化した（備付-6、備付-7）。

学生対象、ならびに教職員対象の防災訓練を毎年実施している。また、携帯用防災マニュアルを毎年、全学生へ配布している（備付-128）。

火災報知器、屋内消火栓の消防設備については専門業者による定期点検を実施しており、不良箇所の修繕は都度対応している。

地震対策に関しては、平成 24（2012）年度に防災倉庫を設置し、学生および教職員が 3 日間、学園内に生活できるよう非常用食糧等を備蓄した。非常用食糧は、毎年計画に基づき、入れ替えを実施している。

防犯対策として、毎年「トラブル防止ガイダンス」として東京都民安全推進本部から派遣された講師による学生向けガイダンスを開催し、周知している。

PC システムのセキュリティ対策は、法人事務局ネットワーク管理の下、平成 25（2013）年度より学園サーバー内の Web サイトを SSL（Secure Sockets Layer）化することで、セキュリティ強化を図った。平成 27（2015）年 11 月には、「星美学園短期大学情報セキュリティポリシー」を制定し、短期大学における情報セキュリティの維持及び向上に関する事項を定め、本学の有する情報資産の保護と活用についての方針を定めた（提出-規程集 69）。

各 PC 端末（デスクトップ型・ノート型）は、令和 2（2020）年度までに OS を Windows10 へ更新・導入し、セキュリティ・ウイルス・スキャンソフトをインストールし、防御対策をとっている。

令和 2（2020）年 2 月に本校舎のガス空調システム（GHP）の更新を実施し、令和 2（2020）年度の年間ガス使用量は、前年度比 42%と大幅にダウンした。令和 2（2020）年度は、コロナ禍のため、前期は全面遠隔授業、後期は対面と遠隔による授業であったため、教室の稼働率は全体の 50%程度であったが、省エネルギー効果は現れている。また、電気については、使用量が契約電力を超えそうな場合は、デマンド装置により警報が発せられ、不要なエアコン等の停止をする態勢を取っている。省資源対策・地球環境保全対策としては、PC 使用によるペーパーレス化、メール利用及び必要時印刷等での「リデュース（発生抑制）」、ビン・カン・ペットボトル等の「リサイクル」、両面印刷・封筒再利用等の「リユース」の「3R」の実施を推進している。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

図書館棟の 2 階には、授業のほか行事（入学式、卒業式、学園祭等）で使用する大講義室があるが、エレベータは設置していない。第三者評価第 2 評価期間（平成 28(2016)年）時にも課題として挙がっていたが、令和 5（2023）年度以降、可能な限り構想を具体化していきたい。また、障がいがある学生の入学もあることから、学内のバリアフリー化が今後の課題である。本校舎玄関の自動ドア化を整備したが、令和 5（2023）年度からの中期計画として、図書館棟のバリアフリースイレ設置、および、図書館棟玄関の自動ドア化を構想している。バリアフリースイレは、本校舎 1 階に 1 箇所設置しているが、図書館棟には設置していない。なお、ポータブルスロープは 2 台備えているが、今後は必要に応じ、更に増やしていきたい。

普通教室のマルチメディア化は、毎年、順次進めてきたが、アクティブ・ラーニング対応の教室環境整備を進める必要がある。本学には小規模のアクティブ・ラーニングに適し

た教室はあるが、可動に適した机や椅子などが備わっていない。アクティブ・ラーニングを実施しやすい教室環境を整備していくことが、今後の課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

本学は学園の敷地内に星美学園幼稚園があり、隣接する施設として児童養護施設 星美ホーム、東京都北区立赤羽北児童館、赤羽北保育園があり、幼稚園教育実習や保育実習の事前指導、教員の実践研究を行うにあたっての環境に恵まれている。また、赤羽駅のすぐ近くには卒業生が多く就職している東京都北区の公設民営の赤羽台保育園があり、保育実習に向けての事前指導やキャリア教育(園長講話、卒業生講話、ボランティア受け入れ)でさまざまな連携を行うことができている。これらの教育機関、福祉施設は非常に近い距離にあるため、授業時間内での移動がしやすく、活用しやすい。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

提出資料

4 星美学園短期大学『学生要覧・講義要項』[令和4(2022)年度版] p.141

備付資料

85 ICT 基礎講座資料

84 オンライン授業・会議に関する研修会資料

180 学内 LAN の敷設状況

131 マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。

- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

「カリキュラム・ポリシー」(教育課程編成・実施の方針)に沿って、ピアノレッスン室、音楽・ML 教室、リトミック・器楽実習室、小児保健実習室、絵画・図工実習室、情報処理実習室、情報処理演習室、視聴覚室、LL 教室、造形実習室、調理室、学生食堂(ステラホール)、ピアノ練習室等が整備されている(提出-4 p.141)。また、第三者評価第2 評価期間時(平成 28(2016)年)に課題としていた教室のマルチメディア化であるが、令和 3(2021)年度には、計画していた大講義室を含む全講義室のマルチメディア化が完成し、設備等の向上・充実を図ることができた。

学生の情報技術の向上に関しては、LL 教室、情報処理実習室、情報処理演習室を利用し、専任教員が指導とトレーニングに当たっている。特に、情報処理実習室(311 教室)及び情報処理演習室(301 室)は、学生が自由に利用できるように便宜を図っている。ただし、コロナ禍のため、令和 2(2020)～令和 3(2021)年度は、完全予約制で、令和 4(2022)年度からは、予約と当日貸出を併用し、感染対策を講じた上で、PC の貸出を行った。また、各学年の「幼児保育キャリア演習」では、遠隔授業で利用するアプリの使い方等、必要な知識・技術を学ぶガイダンスを実施した。教職員のトレーニングについては、必要に応じて、情報教育センターが「ICT 講座」を開催し、対応している(備付-83)。令和 2(2020)年度は、コロナ禍のため、非常勤講師を含めた全教職員に「オンライン授業・会議に関する研修会」を実施した(備付-84)。

技術的資源と設備の維持、整備については、平成 2(1990)年度より、情報処理系教室をはじめとする情報教育に必要な設備を導入し、整備している。情報ネットワークシステムについて、最新のハードウェアおよびソフトウェア環境を維持するために、5 年ごとに更新するよう計画的に見直しをしており、今回は令和 2(2020)年度に更新した。

普通教室のマルチメディア化を順次進めていくことが課題であったが、令和 2(2020)年度に、コロナ禍のため、遠隔授業を取り入れることとなり、大講義室・305・405 教室のマルチメディア教卓への改修導入を行った。さらに、令和 3(2021)年度に、2 階の普通教室 213・214・215 教室をマルチメディア教卓と拡声マイクシステムへの改修を行った。これにより、普通教室のマルチメディア化は、一通り完了した。また、令和 2(2020)年度に、3 階 VID サーバーを入れ替え、機器システムの更新を行った。LL 教室(313 室)については、令和 3(2021)年度に教卓等画面共有モニター、配信用学生用モニター、天井吊り型プロジェクターを入れ替え、機器システムの更新を行った。

学内 LAN については、平成 11(1999)年度より、短期大学ネットワーク管理室にホストサーバ、バックボーンネットワーク装置を設置し、短期大学、中学・高等学校、小学校、幼稚園、法人事務局の全てにおいて、広域ネットワークを利用できる学園内 LAN を整備している(備付-130)。

学内のネットワークは、どの部屋からでも広域ネットワークにアクセスできる環境の実現を目指して、情報処理実習室や情報処理演習室などの情報処理系の教室だけではなく、

研究室、特別教室、講義室、大講義室、図書館、事務室、会議室など、全ての部屋に Ethernet の情報コンセントを設置している。

また、令和 2(2020) 年度に、コロナ禍のため、遠隔授業を取り入れることとなり、無線 LAN (Wi-Fi) を本校舎 1 階から 4 階の教室や学生休憩スペースおよび図書館棟 2 階大講義室に、合計 13 カ所のアクセスポイントを設置した。

教員の情報技術の活用については、授業の必要に応じ、情報技術を利用して教材を開発し、学生達にわかりやすい授業を行っている。

学生の PC 利用技術の向上については、保育者に必要な PC 利用技術の基本を身に付けることができるように、「情報処理」および「教育情報学」の授業内容を工夫している。両科目は、教職の必修科目であり、幼児保育学科の全学生が履修している。

また、令和 2(2020)年度以降は、コロナ禍のため遠隔授業が取り入れられることとなり、各学年の「幼児保育キャリア演習Ⅰ」(1 年次)、「幼児保育キャリア演習Ⅱ」(2 年次)では、遠隔授業に必要な知識・技術のガイダンスを実施している。さらに、Google の短大アカウント (@c.seibi.ac.jp) を全教員(非常勤教員含む)・学生に配布した。Google Classroom・Google Meet・Gmail などの機能を活用し、公式なメールアカウントとして学生と教職員のやりとりに有効活用され、遠隔・対面に関わらず、質を保った効果的な授業を行っている。

授業で様々なメディアを活用できるように、情報処理系教室の他に、マルチメディア教室を本校舎 4 階に 2 室(403、405 教室)、3 階に 3 室(303、305、306 教室)、2 階に 3 室(213、214、215 教室)、図書館棟 2 階の大講義室に 1 室設置している(備付-131)。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

コロナ禍により、急遽、遠隔授業の実施が余儀なくされた。これまでも教室の ICT 環境の整備等は計画的に行ってきたが、遠隔授業を実施する際の学生や教員への技術的支援が不可欠となった。Google Classroom の利用方法、自宅での端末設定や操作方法など、個別に対応しなければならない状況が起こっている。現在、ガイダンス等は外部業者に委託しているが、今後は、学内に専門に技術支援する職員の配置が望まれる。

初期(平成 2(1990)年頃～)に改修したマルチメディア教室は、30 年以上経過しており、不具合等がみられるようになってきた。新規のマルチメディア教室改修と同時に、既設のマルチメディア教室の改修を計画的に実施することが今後の課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料

21 貸借対照表 <https://www.seibi.ac.jp/fat/financial/>

29 理事会議事録 [令和 4(2022)年度]

提出資料-規程集

91 学校法人星美学園（赤羽）退職金規程

103 学校法人星美学園資金等運用規程

104 学校法人星美学園資金等運用委員会規程

106 学校法人星美学園寄付金取扱規程

71 学校法人星美学園寄附行為

101 学校法人星美学園經理規程

備付資料

132 学校法人星美学園サレジアン募金

119 学校法人星美学園中期計画（2023～2027）

135 学校法人星美学園経営改善計画

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。

- ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1の現状>

法人全体の資金収支は、令和2（2020）年度7.8億円、令和3（2021）年度4.8億円、令和4（2022）年度3.8億円の支出超過となっている。法人全体の事業活動収支の当年度収支差額は、令和2（2020）年度10.1億円、令和3（2021）年度8.2億円、令和4（2022）年度9.4億円の支出超過となっている。主な支出超過の要因は、中学校高等学校の校舎改修および新設によるものである。

本学における事業活動収支の当年度収支差額においても、令和2（2020）年度3,740万円、令和3（2021）年度5,486万円、令和4（2022）年度9,922万円の支出超過となっている。支出超過の主な理由は、入学定員の未充足および新型コロナウイルス感染症対策として遠隔授業を実施するため、ICT関連機器を導入する費用である。経費の削減努力については、老朽更新など教育施設・設備等の必要なものに限っている。また、人件費についても、教職員の了承を得て賞与の一部を減額し努力している。

貸借対照表の状況は令和4（2022）年度決算で資産の部が291.8億円、負債の部が7.3億円、純資産の部が284.5億円、繰越収支差額の部が32.5億円であり、健全な財務状況である（提出-21）。

本学の財務状況は、令和4（2022）年度決算で資金収支および事業活動収支で赤字となっており、本学の経営が可能となっているのは、財政的な支援を学校法人全体で行っていることによる。

退職金については、「学校法人星美学園退職金規程」（提出-規程集 91）に基づいて算出した金額の100%を退職給与引当金として計上している。

資産運用は、「学校法人資金等運用規程」および「学校法人資金等運用委員会規程」に基づき、元本を保証する安全・確実な運用を重視して運用している（提出-規程集 103、提出-規程集 104）。

経常収入に対する教育研究費の割合は、以下の表の通りである。

学科名等	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備考
幼児保育学科	37.7%	39.8%	50.5%	

※教育研究経費比率＝教育研究経費÷経常収入

教育研究用施設設備は、一度設置すると、更新時期が来るまで費用が掛からないため、維持経費等を適切に確保している。また、学習資源である図書を保有し、年間図書購入費

星美学園短期大学

として 200 万円を充てている。

公認会計士の監査報告書における監査意見については、毎年度、適正意見となっている。会計監査における検出事項へ対応については、その都度、理事長まで学園の対応を報告し、適切に行っている。

寄付金の募集は、令和 4(2022)年度から「サレジアン募金」を設立し、学園として Web サイトを通じて積極的に実施している。また、「特定公益増進法人」および「所得控除対象法人」の証明を取得し寄付金を受けやすい環境を整えている(提出-規程集 106、備付-132)。学校債の発行は実施していない。

本学の過去 3 年度の入学者定員充足率、収容定員充足率は、表に示すように 100%を満たしていない。

表 1 入学定員充足率

学科名等	入学定員(人)	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
		入学者数(人)	充足率(%)	入学者数(人)	充足率(%)	入学者数(人)	充足率(%)
幼児保育学科	100	83	83.0	86	86.0	34	34.0

表 2 収容定員充足率

学科名等	収容定員(人)	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
		在学者数(人)	充足率(%)	在学者数(人)	充足率(%)	在学者数(人)	充足率(%)
幼児保育学科	200	146	73.0	164	82.0	123	61.5
専攻科	100	64	64.0	52	52.0	58	58.0

本学の財務は、短期大学単独では維持できていない。

学校法人は、令和 4(2022)年度に「学校法人星美学園中期計画(2023~2027)」を作成し、短期大学の将来計画を定めている(備付-119)。これに基づき、年度の事業計画作成方針および予算編成方針を各校種に示して取り纏め、事業計画書および予算書を評議員会に諮問し、理事会で決議している。

決定した事業計画および予算は、直ちに各関係部署の事務部長等に通知し、適宜、執行されている。その際、予算額の適正化を担保するため、3 社以上の見積もりを取り、稟議書で理事長決裁することとしている。

日常的な出納業務については、法人事務局経理課において、適正に行われており、出納責任者である経理課長の責任の下、金銭の出納及び保管を行っている。また、現金・預金等の月末残高を理事長に報告するとともに理事会にも報告している。

資産及び資金の管理・運用について、資金の運用は、「学校法人星美学園資金等運用規程」(提出-規程集 104)に基づき、資金以外の資産の運用は、特に行っていないが、遺贈された不動産を、「学校法人星美学園寄附行為」に基づき不動産賃貸業および貸家業の収益事業を行い、安全かつ有利に運用している。また、運用資産については、毎月、システムの管理台帳で把握し、理事会に毎回報告している(提出-29、提出-規程集 71)。

月次試算表については、「学校法人星美学園経理規程」に基づき、毎月、経理課で作成して分析を行い、理事長に報告している（提出-規程集 101）。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

短期大学の将来像については、今後とも、短期大学本科 2 年間＋専攻科 1 年間の 3 年課程で保育者養成を行うこととしている。多くの保育系短期大学が 2 年課程で幼稚園教諭免許状と保育士資格の両免取得が可能である中、3 年間での両免取得は、学生募集上ハンディとなることから、2 年間での両免取得への変更も論議されたが、3 年課程での養成が望ましいと考えられること、収入的にも 3 年課程にメリットがあることなどから、今後とも 3 年課程での保育者養成を行っていくこととなった。

また、本学は、平成 22（2010）年度に特別支援学校教職課程を開設したことから、この資源を活かし、障がい児保育に関してより高い専門性を持った保育者の養成を行っていくことを目指していく。

本学は、学生募集の面で弱みを抱えている。学生募集の点では、知名度が低いこと、競合している四年制大学併設短期大学が閉鎖傾向にあるものの専門学校と合わせて近隣に複数あることが弱点である。

知名度の低さについては、以前より全教職員で高校訪問を行っているが、高校の進路担当の先生以外の教員にもアクセスするなど工夫をすることで、高校の教員が生徒に本学を薦めてくださるようになってきている。また、学内外での進路ガイダンスもこれまでは高校3年生のガイダンスを中心に受けていたが、高校1年生、2年生の進路ガイダンスも積極的に受けるようしている。さらに SNS については、公式 YouTube、公式 Twitter、公式 Instagram、公式 LINE を公式ブログと連動させながら積極的に活用するほか、協力できる教員や学生団体（オープンキャンパス学生スタッフや、行事の広報担当学生）が公認の Twitter、Instagram で積極的に情報発信をすることによって、少しずつではあるが本学の存在が浸透してきているという感触を得ている。

競合する四年制大学併設短期大学および専門学校に対しては、教育期間および施設・設備などで対抗することは難しいことから、ソフト面で対抗する必要があると考えている。具体的には、3年課程での保育者養成、特別支援学校教諭免許状取得等で、しっかりと知識および技術力を身に付けさせることの特徴を打ち出すことであり、特に特別支援学校教諭免許状取得については、学生募集面での効果を実感している。

本学の強みは、少人数であること、3年課程で保育者養成を行っていること、特別支援学校教職課程を置いていることである。

少人数であることによって、本学の建学の精神である「家族的教育環境の中での全人間教育」が可能となっていると考えている。教員は、各学年10名前後の学生のアシステンテ（イタリア語で「共にいる者」の意。学生に寄り添い、勉学や生活、進路など相談にのる役割）を担当し、個々の学生を把握、指導している。

3年課程での保育者養成については、本科2年で主として幼稚園教諭養成を集中的に行い、それをベースに保育士養成を行うことから、幼稚園教諭免許状および保育士資格の取得には良い教育システムであると考えている。3年課程で生まれる時間的ゆとりから、初めての実習の前に、敷地内の星美学園幼稚園で5回の事前実習を実施することができ、また次の実習に臨む前に、事前実習の事後指導を個別的に実施することが可能である。さらに、同じく3年課程のゆとりの中で、特別支援学校教職課程を組み込むことも可能となっている。

特別支援学校教職課程については、設置している短期大学は全国的にも珍しく、幼稚園教諭免許状、保育士資格に加えて特別支援学校教諭免許状が取得できることが本学の最大の強みと考えている。実際に、この3つの資格の取得を目的として、遠方からも応募者が得られるようになってきている。

また、特別支援学校教職課程の資源を生かして、自閉スペクトラム症、ADHDなどの発達障がいの子どもやそのような行動傾向を持つ子どもたちへの保育に関して、保育現場で必要とされている知識と保育技術を習得するために、平成23(2011)年度の入学生から、「発達障がい児保育ベーシックプログラム」を設置している。このプログラムは、1年次から始まり、3年間の学修を経て、修了試験に合格することにより、「修了証」を得ることができるようになってきている。1年次からの学修は、幼稚園教育実習や保育実習においても、発達障がい児に対する理解や実践力を深める上で有意義であると実感している。

令和4(2022)年度における日本私立学校振興・共済事業団の定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）は「B-3」となっている。

星美学園短期大学

学校法人星美学園は、令和 2（2020）年度から中学校高等学校の教育改革を推進し、学校法人の財務改善の中核と位置づけしている。教育改革では、中学 1 年から高校 3 年までの収容定員を 100% 充足するように計画を進めている。また、中学校高等学校の知名度が上がると共に、併設小学校の入学者が増加する効果も見られ、引き続き、学校法人の財務改善を図っていくこととする（備付-135）。

本学の強みを生かした学生募集を推進し、収容定員 90% 以上充足すると収支面で黒字となることから、募集に全力をあげることが重要と考えている。

人事計画については、退職者の状況によって、必要な補充のみ行っていく予定である。施設設備の将来計画については、令和 4（2022）年度に作成した中期的な計画にて策定している（備付-135）。建物は、強固に作られており、当分、建て替え等の必要はないと考えている。

外部資金の獲得は、低調である。遊休資産の処分等の計画は無い。

単学科である短期大学は、定員管理とそれに見合う経費のバランスを把握しやすく、人件費で賞与を減額していることを除けば、定員管理と経費のバランスがとれていると認識している。

経営情報については、毎年度決算理事会後に教授会で説明し、また、Web サイトにて公開している。先述した「賞与の減額」に見られるように、全教職員が危機意識を共有している。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

本学は、短期大学 2 年間の教育課程にプラスして 1 年間の専攻科を置き、幼児保育の知識・技能をしっかりと身につけさせているが、受験生と保護者に他短期大学にはないメリットの理解が得られているかが課題である。

3 年課程の保育士養成が 2 年課程に比べて学生募集上不利である理由は、課程年数と学費である。また、今後とも高校の先生方への本学の知名度を上げていくことが課題である。SNS で発信することも重要であるが、オープンキャンパスへの参加、高校への訪問などによるフェイス to フェイスも重要と認識している。入試につながる時期のオープンキャンパス参加および高校への訪問の対応を強化する。

公開講座・セミナー等を通して、地域で実践される特別支援教育にさらに貢献していくことによって、本学の存在を浸透させていくことが課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

3 年課程の学費負担については、専攻科生に対して収益事業の年間収益金を成績優秀学生および経済的に困窮している学生に奨学金として支給した

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

高校訪問は、教職員全員で行い、その結果、令和2（2020）年度および令和3（2021）年度の入学定員充足率は80%を超えた。令和4（2022）年度については、新型コロナウイルス感染症の影響で高校訪問およびオープンキャンパスが実施できなくなり入学定員充足率34%と残念な結果となった。

短期大学の予算については、毎年度の予算方針に従い、短期大学で事業と広報経費を含めた経費見積を行い、法人事務局で事業内容、目的および経費の妥当性などを精査して、部門ごとの収入予測を超えていても、予算を理事会で審議・議決している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

令和5（2023）年度からの中期計画として、図書館棟のバリアフリートイレ設置、及び、図書館棟玄関の自動ドア化を策定する。

アクティブ・ラーニングを実施しやすい教室環境を整備する。

高大連携として、保育コースのある高等学校2校と協定を結ぶことができ、高等学校における授業の実施や、本学に来て実習を行う計画が立ってきている。今後は、さらに対象となる高等学校を増やしていく。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

＜根拠資料＞

提出資料

- 31 理事会議事録 [令和 2(2020)年度]
- 27 学校法人星美学園 Web サイト「情報公開」/財務状況
令和 4 (2022) 年度事業報告書 <https://www.seibi.ac.jp/fat/financial/>
- 33 評議員会議事録 [令和 4(2022)年度]
- 29 理事会議事録 [令和 4(2022)年度]

提出資料-規程集

- 71 学校法人星美学園寄附行為 第 20 条、第 28 条、第 13 条、第 16 条

備付資料

- 136 理事長の履歴書
- 138 学校法人星美学園中期計画 (2020 年～2022 年)

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

(3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

- ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
- ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
- ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準IV-A-1の現状>

理事長は、設立母体である「扶助者聖母会（通称 サレジアン・シスターズ）」の会員が歴代就任している。現在の理事長は、学園長および中学校高等学校の教諭・校長を長く務め、創立者ドン・ボスコの教育理念に基づき、「建学の精神」および「教育目的」に従い、学園の発展に寄与している（備付-136）。また、理事長は、学園長として教授会・職員会議に出席し、短期大学その他の設置校の状況を積極的に把握し、法人業務と合わせて学校法人を代表し業務を総理している（提出-規程集1）。

理事長は、これからの変化の激しい社会を見据え、社会に貢献できる人材を育てるため星美学園中学校高等学校（現「サレジアン国際学園中学校高等学校」）および目黒星美学園中学高等学校（令和5（2023）年度より「サレジアン国際学園世田谷中学高等学校」）の学校改革および女子教育から男女共学にすることを決断し、これについて令和2（2020）年度3月期の評議員会に諮問し、理事会で審議・決議を行った（提出-31）。中学校高等学校の改革は、法人経営の柱と位置付け、安定した財務基盤を保つ上でも理事長と教職員が一丸となって推進すべきものと認識している。

理事長は、毎会計年度終了後2か月以内に、監事の監査を受け、理事会の決議を経た財産目録、貸借対照表、資金収支計算書等、事業報告書および監事による監査報告書を評議員会に報告し、その意見を求めている（提出-27、提出-33）。

理事会は、「学校法人星美学園寄附行為」に基づき開催され、学園の最高意思決定機関として「学校法人星美学園寄附行為」上で位置づけられている重要案件の審議機関である（提出-規程集71）。理事は、常勤監事と年1回程度、その業務について面談するとともに、理事会で理事が実施した業務を報告（理事会資料では「近況報告」として掲載）し、質疑を受ける等、その職務の執行を監督している。

理事長が理事会を招集し、自らが議長となり年間6回の理事会を開催し、事業、予算、決算、および学則変更、並びに短期大学の運営などの審議・決議を行っている。短期大学が令和5（2023）年度に認証評価を受けることは、理事である短期大学学長から、令和5（2023）年3月25日の理事会にて報告された。その後、理事会で短期大学関連の規程等の見直し、各種施策に関する議論を深め、理事会が認証評価に重要な役割を持っていると認識している。

本学の発展に欠かせない学内外の情報収集（文部科学省、日本私立振興・共済事業団、他の短期大学等の情報）は、理事長・学長だけでなく、学園の企画・立案等を担当する法人事務局や短大事務部が広く情報を収集し、中期計画等を作成している（備付-138）。このうち重要情報については、理事長および学長・校長で構成されている会議および理事会に報告するとともに、必要に応じて規程の制定や改正等の対応案を法人事務局で作成し、理事会で決定している。

星美学園短期大学

短期大学の重要な施策や予算は、理事会で審議・決議されており、学校教育法、私立学校法を始めとする法令等を遵守して本学の運営に当たっており、法的な責任があることを十分認識している。

理事会は、学校法人および短期大学運営に必要な組織・総務関係、人事・給与関係、財務関係、教学関係の諸規程を整備し、事務室に備え全教職員が閲覧することができるようにしている。学校法人の運営および本学の運営に関わる規程の制定・改廃にあたっては、必ず理事会での議決を行っている（提出-29）。

理事長および7人の職員兼務理事は、日々学園運営にかかわり、創立者ドン・ボスコの教育理念である「予防教育法による全人間教育」、すなわち、理性・宗教・慈愛に基づき、家族的教育環境の中で、青少年の全人間教育を目指す、カトリック・ミッション・スクールであることを良く理解し、多くの知識・豊富な経験を踏まえ、学園運営に寄与している。また、非常勤理事は、顧問弁護士、設立母体の代表役員および修道院院長であり、十分な学識と見識を持っている（提出-規程集 71）。

理事の選任は、「私立学校法」第38条および「学校法人星美学園寄附行為」第13条の規定に基づき必要の都度、適切に行っている。

「学校教育法」第9条の欠格事由については、「学校法人星美学園寄附行為」第16条第2項第4号に準用されている（提出-規程集 71）。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

特になし

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料

15 教授会議事録 [令和4(2022)年度]

提出資料-規程集

- 1 星美学園短期大学学則 第67条、第63条第2項(1)
- 8 星美学園短期大学教授会規程 第2条
- 4 星美学園短期大学学長選考規程 第2条
- 25 星美学園短期大学懲戒規程

星美学園短期大学

- 2 学長が教授会の意見を聴くことが必要であると定める事項に関する細則
- 11 星美学園短期大学自己点検・評価規程
- 48 星美学園短期大学日伊総合研究所規程
- 32 星美学園短期大学情報ネットワーク委員会規程
- 22 星美学園短期大学情報教育センター利用規程

備付資料

- 139 学長の個人調書 [様式 21]
- 140 学長の過去 5 年間（平成 30（2018）年度～令和 4（2022）年度）の教育研究業績書 [様式 22]
- 12 ドン・ボスコの教育理念と実践
- 20 ドン・ボスコの教育セルフチェックリスト [令和 4(2022)年度版]
- 89 2022 年度 星美学園短期大学学務運営組織図
- 11 2022 年度 サレジオ家族教職員養成講座開催のお知らせ

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。

- ⑤ 教授会の議事録を整備している。
- ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1の現状>

「学則」第 67 条及び「星美学園短期大学教授会規程」第 2 条において、教授会は、学長の決定に際し、意見を述べる機関とされており、学長は、教育運営の最高責任者として、教授会の意見を聴きつつ、さまざまな最終的な決定を行っている（提出-規程集 1、提出-規程集 8）。

「星美学園短期大学学長選考規程」第 2 条（学長の資格）に「学長になることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ本学の建学の精神と大学の運営に関し識見を有すると認められた者とする。」と定められている。この規程に基づいて、学長は、6 期（1 期 3 年）連続して理事会により選任されていることから、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有しているといえる（提出-規程集 4、備付-139、備付-140）。

学長は、建学の精神であるドン・ボスコの教育法が、教育研究に浸透するようあらゆる機会を捉えて努力している。たとえば、非常勤講師へのシラバス等の依頼において、ドン・ボスコの教育理念をわかりやすく述べた資料（「ドン・ボスコの教育理念と実践」）を、毎回同封している。また、教職員一人ひとりが建学の精神に沿って教育に当たれるよう「ドン・ボスコの教育セルフチェックリスト」を作成し、令和 3（2021）年度から 1 月の「職員研修」でそのセルフチェックを実施し、結果を共有している（備付-12、備付-20）。

学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）について、「星美学園短期大学懲戒規程」によって、その手続を定めている（提出-規程集 25）。

学長は、「学則」第 63 条第 2 項（1）に基づき、校務をつかさどり、所属職員を統督している（提出-規程集 1）。

学長は、「星美学園短期大学学長選考規程」に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている（提出-規程集 4）。

教授会の審議機関としての運営については、平成 27(2015)年度より「学則」を改正し、教授会の役割が決議機関ではなく審議機関であることを明文化し、運営している（提出-規程集 1）。

教授会が学長に意見を述べる事項については、「学則」第 67 条及び「学長が教授会の意見を聴くことが必要であると定める事項に関する細則」によって明示し、教授会に周知している（提出-規程集 1、提出-規程集 2）。

学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項については、上記「学則」第 67 条により、学長は、教授会の意見を聴取した上で決定している（提出-規程集 1）。

学長は、「星美学園短期大学教授会規程」に基づき、教授会を開催しており、議事録を記録し、適切に整備・保管している（提出-規程集 8、提出-15）。

学習成果および三つの方針については、まず関連委員会で協議され、起案されるが、最終的には、教授会に提案され、審議の内に、教授会で共有される形になっている。

星美学園短期大学

教育上の委員会は、それぞれの規程に基づいて設置され、適切に運営されている。(備付-89)。

なお、「CMP」(カトリック・ミッション・プロジェクト)は、ミッション・スクールとしての教育使命を果たすためのカトリック信徒教職員の集いであり、規程は、置いていない。また、「運営協議会」は、学長が不定期に招集する、学長の意思決定を支援する幹部教職員による協議組織であり、規程は置いていない。

また、「自己点検委員会」は、「星美学園短期大学自己点検・評価規程」の中で、「日伊総合研究所委員会」は、「星美学園短期大学日伊総合研究所規程」の中で、「情報教育センター」は、「星美学園短期大学情報ネットワーク委員会規程」及び「星美学園短期大学情報教育センター利用規程」の中で、設置が定められている(提出-規程集 11、提出-規程集 48、提出-規程集 32、提出-規程集 22)。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

本学のカラーを明確にするために、建学の精神(創立者ドン・ボスコの教育理念)を、さらに教職員へ浸透させていく必要があると考えている。

学生募集について、全教職員が当事者意識を持って取り組めるように、さらなる意識改革が必要と考えている。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

学長は、「ドン・ボスコの教育セルフチェックリスト」を策定するなど、建学の精神の、学内への浸透に、精力的に取り組んでいる。

学長は、すべてのオープンキャンパスに参加すると共に、自らも高校を回って広報活動を行うなど、広報活動の牽引役を果たそうとしている。

また、長年にわたる保育現場との関わりをベースに、実習巡回指導も、専任教員の一人として行っている。

学生との関わりについては、専攻科の必修授業を担当すると共に、コロナ禍で休止中であるが、「いこいの水辺」という学生自由参加の集いを主催し、学生との交流を図ろうとしている。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料

33 評議員会議事録 [令和4(2022)年度]

29 理事会議事録 [令和4(2022)年度]

28 星美学園短期大学 Web サイト「情報公開」 <https://www.c.seibi.ac.jp/info/fati/>

提出資料-規程集

- 71 学校法人星美学園寄附行為
- 107 学校法人星美学園監事監査規程

備付資料

- 160 監事の監査報告書
- 161 監事の監査状況

- 162 学校法人星美学園 Web サイト「情報公開」/財務状況

<https://www.seibi.ac.jp/fat/financial/>

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事は、「学校法人星美学園寄附行為」および「学校法人星美学園監事監査規程」に基づき、学校法人の業務、財産の状況および理事の業務執行の状況について、適宜監査を実施している（提出-規程集 71、提出-規程集 107）。また、公認会計士と監事は、年に数回監査内容についての意見交換等を行い、情報の共有化を図っている。学校法人の二人の監事の内、一人を常勤監事とし、毎年、理事長および理事と面談し、学校法人の業務等についての状況、問題点等を聞取り、理事会および評議員会で報告している（備付-160、備付-161）。

監事は、理事会に毎回出席し、学校法人の運営全般に関する情報および理事会の意思の把握に努め、学校法人の業務等について意見を述べている。また、年 1 回の文部科学省主催の監事研修会（リモート会議）に出席し、最近の監査業務の課題・知識の取得に努めている。

監事は、決算監査終了後に、学校法人の業務、財産の状況および理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、会計年度終了後 2 か月以内に理事会および評議員会に報告している。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2 の現状>

評議員会は、「学校法人星美学園寄附行為」に定められたとおり選任し、理事数の2倍以上の23人で構成されている。開催は、年2回を計画しているが、必要であれば臨時の評議員会を開いている（提出-33）。

評議員会では、理事会において決定した案件の報告や各設置校から近況報告として各学校の状況などを評議員に報告し意見を聞いている。評議員は学園内の業務や運営状況等を把握した上で、それぞれの立場から意見を述べている。以上のとおり評議員会は、理事会の諮問機関として適切に運営している（提出-29）。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準IV-C-3 の現状>

情報公開に関しては、学校教育法施行規則の規定に基づき教育研究活動等に関する情報、財務情報、自己点検・評価にかかる情報をWebサイトで公開している（提出-28）。

財務情報に関しては、Webサイトで、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、事業報告書および財産目録の概要（大科目レベル）を公開していたほか、令和元（2019）年の私立学校法改正後は、寄附行為、監査報告書、役員等名簿、役員に対する報酬等の支給の基準の情報も公開するとともに、閲覧者台帳を整備し、請求があった場合、閲覧に供している（備付-162）。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

特になし

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特になし

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

短期大学の予算については、毎年度の予算方針に従い、短期大学で事業とその経費見積を行い、法人事務局で事業内容、目的および経費の妥当性などを精査して、部門ごとの収入予測を超えていても、予算を評議員会で諮問し理事会で審議・議決している。

「学校法人星美学園寄附行為」の変更を行い平成 28（2016）年度から常勤監事を置き、学校業務、財政状況および理事の業務執行について監査を実施している。

学校法人は、学校法人星美学園と学校法人目黒星美学園の合併後、財務状況の安定には中学校高等学校の学校改革が急務と判断している。令和元（2019）年度作成の中期計画では、学校法人の設置している中学校高等学校 2 校の教育改革と共学化を推進し、これに必要な事業および投資を計画的に実施できるよう作成した。令和 2（2020）年度から開始した中学校高等学校の学校改革が計画通りに行えることができれば、学校法人全体で黒字化が図られる予定であり、短期大学の入学者獲得への計画に可能な限り支援が実施できることになる。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

建学の精神（創立者ドン・ボスコの教育理念）を、さらに教職員に浸透させていくために、ドン・ボスコが設立したサレジオ修道会の教職員養成部門が企画する「サレジオ家族教職員養成講座」に、教職員の参加を促す（備付-11）。

学生募集に関して、全教職員が当事者意識をもって取り組めるようするために、学生募集活動が狭い意味の広報活動ではなく、各部門での日々の学生との関わり（その関わりの中で学生が本学にもつ印象）こそが、すなわち学生募集活動であることを、機会を捉えて、全教職員が意識するように促す。